
岸和田市環境計画

～自然を友に 人・まち・未来～

平成28年3月
岸和田市

岸和田市環境計画概要図

第1章 計画策定の考え方【P.1】

1 計画策定の趣旨

- ・岸和田市環境保全条例の基本理念の実現
- ・環境の保全と創造に関する施策の総合的・計画的な推進

2 計画策定の基本的考え方

(1) 基本理念

- 生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図る
- 地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与する
- 地域の自然景観、伝統文化及び歴史的遺産を保全・活用し、潤いと安らぎのある文化環境を形成する
- 健康で安全に暮らせる良好な生活環境を確保し、資源・エネルギーの適正な利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成する
- 市民・事業者・市が地域の環境の保全等に参画・協働し、学びあい育ちあうことにより、環境を大切にした価値観に基づき日常生活や事業活動を営む

(2) 市民・事業者・市の役割と責務

- ・市民・事業者・市が目指す方向や目標を共有
- ・お互いの役割を理解し、協力する

3 環境計画と他の計画との関係

岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）
基本目標1-3 暮らしの安全性・快適性を高める
基本目標1-7 豊かな自然を未来につなぐ

4 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

- 目標年度：平成37年度（2025年度）

(2) 計画の対象

- 対象地域：岸和田市全域
- 環境要素：自然環境、生活環境、都市・地球環境

第2章 計画の背景【P.6】

1 環境を取り巻く社会情勢

- 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来
- 低炭素・循環型社会への社会的要請
- 安全が確保された社会の形成
- 環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組
- 生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組
- 環境学習の推進
- 市民、事業者の地域づくりなどへの参加、協働

2 上位計画や関連計画の策定・改定の動き

(1) 市全体

- ・岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）

(2) 環境関連分野

- ・岸和田市環境基金条例の制定
- ・岸和田市きれいなまちづくり条例の制定 など

3 旧計画から見る岸和田市の環境の現状と課題

- 自然と共にいきづつまち（自然環境）
- 個性豊かな環境を現在から未来へと受け継ぐまち（快適環境）
- 健康に暮らせる安全で快適なまち（生活環境）
- 環境への負荷の少ない循環型のまち（地球環境）
- 市民・事業者・行政が協力して積極的に環境保全に取り組むまち（協働）

4 求められる視点

- 多様な自然環境の保全と活用
- 健康に暮らせる快適な生活環境の促進
- 持続可能な都市・地球環境の実現
- 多様な主体による協働の推進
- 総合的な環境施策の推進

第3章 改定計画が目指すもの【P.22】

目指す方向（環境像）

～ 自然を友に 人・まち・未来 ～

基本目標

1

生物多様性に配慮し、
人と自然との共生を図る

- ・人工海浜で確認された生きもの数
- ・市民1人当たりの都市公園面積
- ・施設緑地面積
- ・里山保全活動数

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 自然資源の利用促進

2

健康で安全に暮らせる
潤いのある環境を形成する

- ・環境基準達成状況
- ・生活排水適正処理割合

- (1) 生活環境の保全
- (2) 快適で美しいまちづくりの推進
- (3) 健全な水環境・水循環の創出

3

持続可能な
循環型社会を形成する

- ・市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量
- ・市民1人当たりの一般家庭普通ごみ排出量 など

- (1) 低炭素な暮らしや事業活動の推進
- (2) 減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進

4

環境を大切にした価値観
の醸成と活動を促進する

- ・地域の環境保全活動数

- (1) 環境に関する情報の公開・提供の推進
- (2) 地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進

各主体の取組

市民、事業者、市それぞれの具体的な取組の提示
取組の柱ごとに取組方針と施策、担当課の策定

第4章 市民・事業者・市の協働による特徴的な取組【P.43】

広範囲な分野にわたる取組を総合的に推進し、各主体が積極的に取組を進めていくことが重要

(1) 岸和田の自然の中で楽しい1日を過ごすプロジェクト

市内の豊かな自然環境の拠点を繋げる体験活動・学習を行い長い目で見て市民が環境を大切にする仕組みづくりを行う

(2) 足もとを見つめ直して行動プロジェクト

環境に配慮した岸和田らしい日常生活の過ごし方などを集めた「(仮称) きしわだ暮らしの知恵手帖＜環境版＞」を協働で作成

(3) みんなに知らせよう岸和田の環境プロジェクト

市民や事業者の取組を把握し、広く発信していくため「岸和田環境大賞」を実施し、市民の環境学習に役立て、取組の拡大と新たな取組の創出を促進

第5章 計画の着実な推進に向けて【P.47】

(1) 推進体制

- ①岸和田市環境白書を毎年度作成・公表し、取組の点検・評価と見直しを行う
- ②社会情勢の変化や技術動向の変化に応じて、適時、計画全体の見直しを行う
- ③環境指標については、総合計画や個別計画等での目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とし、個別計画が更新された時点で、目標値についても更新を行う

(2) 計画の進行管理

- ①計画の推進及び進行管理を行う庁内組織、岸和田市環境計画等推進委員会にて総合的・横断的な調整を行う
- ②岸和田市環境審議会にて多面的・専門的に計画を審議し、見直し方針などを検討
- ③きしわだ環境市民会議など市民・事業者・市が連携・協力する場を活用し、協働の取組を進める
- ④広域的な課題に取り組むため、国や府、周辺自治体との連携を進める

はじめに

平素より本市環境行政にご協力、ご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

今般、岸和田市環境計画の改定を行いましたので、ここに公表いたします。

私たちは、物質的に豊かな生活を享受するようになった一方で、全世界的に環境問題が深刻化しており、地球温暖化、廃棄物の増加、大気や水質の汚染、自然環境の破壊など、内容は多岐に渡り、岸和田市においても、魅力的な環境の確保に支障を及ぼそうとしています。



平成 10 年 3 月に、市民・事業者・行政の三者が一体となって地球環境の改善と創造に取り組む指針として岸和田市環境計画を策定いたしました。また、平成 20 年 3 月には、新たな課題に対応しながら一層取組を進めるため、計画の見直しを行い、環境の保全および創造に関するさまざまな施策を展開してきました。

計画の見直しから 8 年が経過し、地球温暖化や生物多様性など環境問題を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応することを念頭に、本市環境保全条例の基本理念の実現に資することを目指し、岸和田市環境計画を改定しました。

これからは、本計画を基に、本市の基本目標の一つである「豊かな自然を未来につなぐ」の達成に向け、市民・事業者・市民団体等の皆様とともに協働し、取り組んでいきたいと考えておりますので、より一層のご理解とご協力、そして積極的な参画を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の改定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました市民、事業者の皆様、ご指導いただきました岸和田市環境審議会委員のほか、関係の方々に厚くお礼申し上げます。

平成 28 年 3 月

岸和田市長 信貴 芳則

目 次

第 1 章	計画策定の考え方	1
第 1 節	計画策定の趣旨	1
第 2 節	計画策定の基本的考え方	2
1	基本理念	2
2	市民・事業者・市の役割と責務	3
第 3 節	環境計画と他の計画との関係	4
第 4 節	計画の期間と対象	5
1	計画の期間	5
2	計画の対象	5
第 2 章	計画の背景	6
第 1 節	環境を取り巻く社会情勢	6
第 2 節	上位計画や関連計画の策定・改定の動き	9
第 3 節	旧計画から見る岸和田市の環境の現状と課題	10
第 4 節	求められる視点	21
第 3 章	改定計画が目指すもの	22
第 1 節	目指す方向（環境像）と基本目標	22
第 2 節	計画の体系	23
第 3 節	目標の実現に向けた取組	24
1	生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る	24
2	健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する	29
3	持続可能な循環型社会を形成する	35
4	環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する	40
第 4 章	市民・事業者・市の協働による特徴的な取組	43
第 5 章	計画の着実な推進に向けて	47
	用語解説	49

第 1 章 計画策定の考え方

第 1 節 計画策定の趣旨

近年、本格的な循環型社会への移行、地球温暖化への対応、エネルギー問題の深刻化、生物多様性の保全等の多様な社会要請を受けて、環境行政を取り巻く状況は、法体系の整備をはじめ、めまぐるしく変化してきました。平成 23 年（2011 年）3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 24 年（2012 年）4 月に閣議決定された国の「第四次環境基本計画」において「目指すべき持続可能な社会の姿とは『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野を統合的に達成することに加え『安全』がその基盤として確保される社会である」と位置付けられています。また、大阪府では、平成 22 年（2010 年）5 月に新環境総合計画「大阪 21 世紀の新環境総合計画」を策定し、府民の参加と行動のもと、「低炭素・省エネルギー社会の構築」「資源循環型社会の構築」「全てのいのちが共生する社会の構築」「健康で安心して暮らせる社会の構築」の 4 つの分野で施策を推進し「魅力と活力ある快適な地域づくり」を進めていくとしています。

持続可能な社会を実現するためには、多様な主体による行動・協働の推進、総合的な環境施策の推進、社会情勢に的確に対応した戦略的取組が必要です。

本市では、平成 15 年 6 月に制定した「岸和田市環境保全条例」において、環境の保全と創造について基本理念を掲げ、市はもとより市民、事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本的事項を定めました。

本計画は、この基本理念の実現に向けて、条例に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定し、持続可能な社会の形成を目指すものです。

第2節 計画策定の基本的考え方

「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」（平成22年12月策定）の基本目標と「岸和田市環境保全条例」（平成15年6月20日条例第16号）に基づき、「岸和田市環境計画」を策定します。

「岸和田市環境保全条例」に規定されている「岸和田市環境計画」の位置付けは以下の通りです。

第2章 環境施策

（環境計画の策定等）

第6条 市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定するものとする。

2 市は、環境計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、実施した施策の状況について報告書を作成し、これを公表するものとする。

3 市は、環境計画を見直したときは、速やかにこれを公表するものとする。

※環境の保全等：環境の保全と創造

1 基本理念

「岸和田市環境保全条例」に規定されている基本理念に基づき、環境施策を推進します。

第1章 総則

（基本理念）

第2条 市は、次の各号に掲げる基本理念に基づき、環境施策を推進しなければならない。

（1）生物の多様性及び豊かな生態系に配慮し、人と自然との共生を図ること。

（2）地域の環境が地球環境に深く関わっていることを認識し、地球環境の保全に寄与すること。

（3）地域の自然景観、伝統文化及び歴史的遺産を保全し、及び活用し、潤いと安らぎのある文化環境を形成すること。

（4）健康で安全に暮らせる良好な生活環境を確保し、資源及びエネルギーの適正な利用を図り、環境への負荷の少ない持続可能な循環型社会を形成すること。

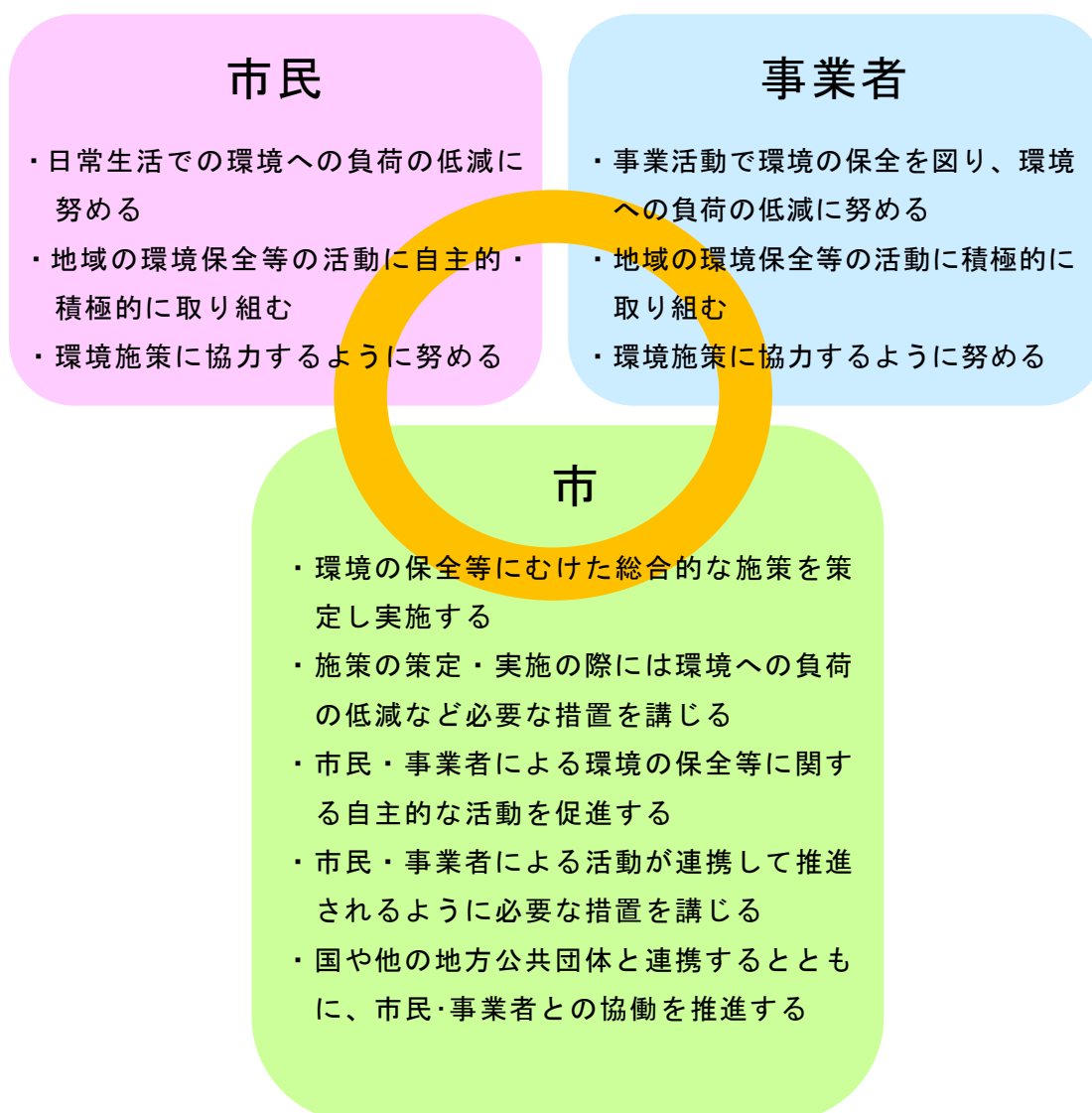
（5）市、市民及び事業者が地域の環境の保全等に参画し、協働して取り組み、学びあい育ちあうことにより、環境を大切にした価値観に基づき日常生活又は事業活動を営むこと。

2 市民・事業者・市の役割と責務

かつての環境問題は、一部の事業者の事業活動に起因する公害や大規模開発による生態系の破壊などでしたが、現在は、社会経済活動や生活様式そのものが大きな原因となり、環境問題は多様化・複雑化しています。

このような状況においては、事業者や行政のみでは解決が困難です。市民・事業者・市の3者が目指す方向や目標を共有し、互いの役割を理解し、協力する必要があります。

【市民・事業者・市の役割と責務】

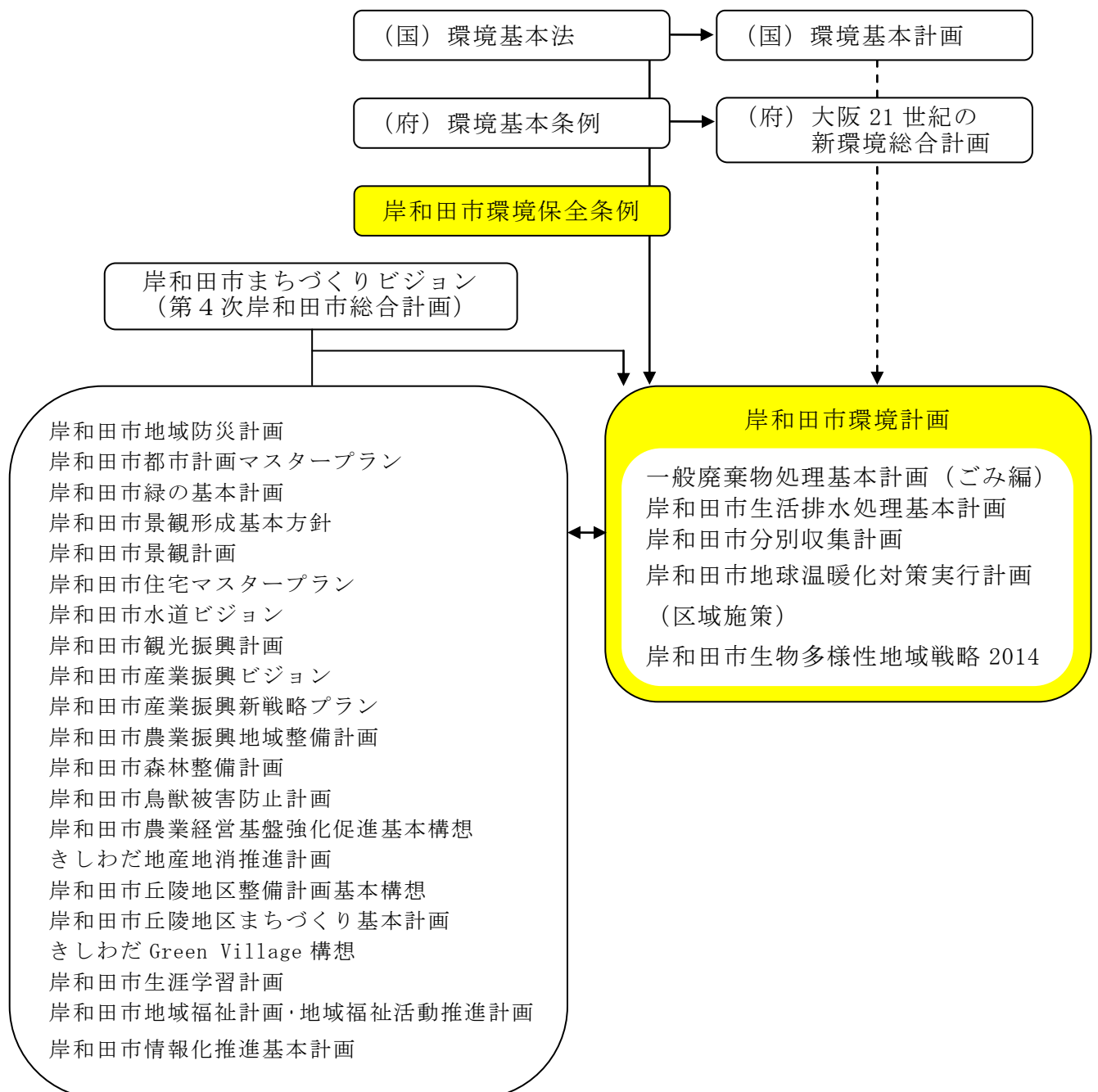


第3節 環境計画と他の計画との関係

本計画は、「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」において掲げられたまちづくりの基本目標のうち、基本目標Ⅰ－3「暮らしの安全性・快適性を高める」、基本目標Ⅰ－7「豊かな自然を未来につなぐ」などの個別計画として、本市における環境の総合的な計画として位置付けられるものです。

また、本計画は、各種関連計画との整合性を保ちながら、それらの計画において策定された施策のうち、本計画に関連する施策を環境の視点からとらえ、配慮を促すものです。

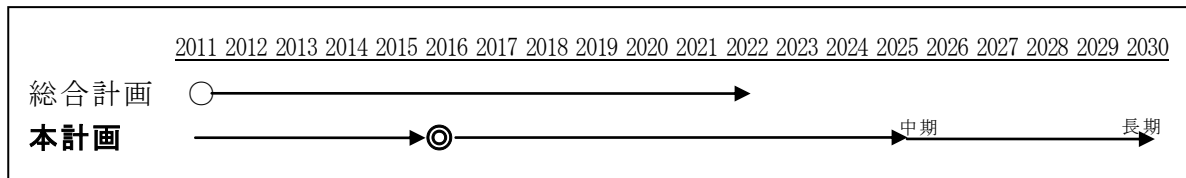
環境計画の位置付け



第4節 計画の期間と対象

1 計画の期間

平成37年度（2025年度）を目標年度とします。また、社会情勢、科学技術の進展等を踏まえて見直しを行い、次期総合計画との整合を図ります。

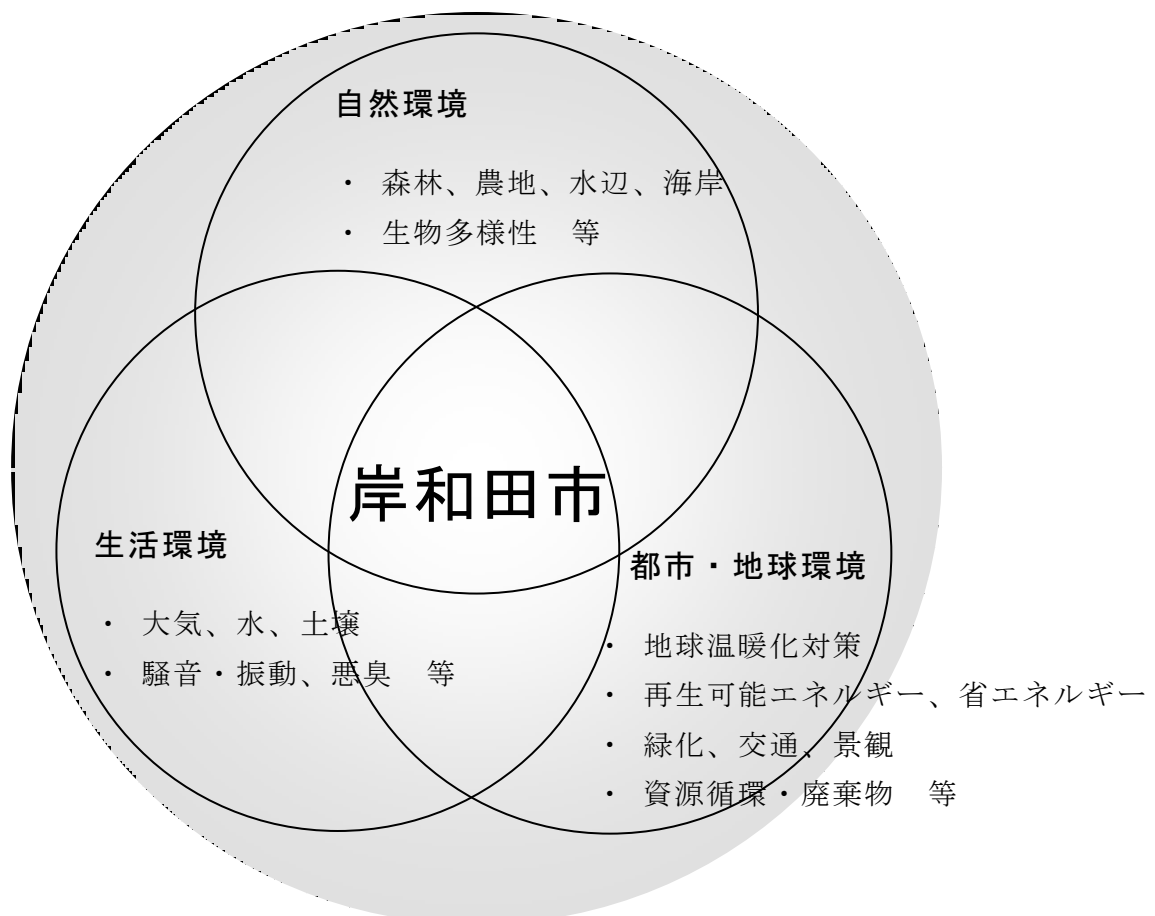


2 計画の対象

【対象地域】

岸和田市全域を対象地域とします。ただし、周辺地域や地球環境への影響を十分視野に入れつつ、市単独では解決が容易でない問題については、国や府、周辺自治体との連携を図り、役割を分担します。

【環境要素】



第2章 計画の背景

第1節 環境を取り巻く社会情勢

(1) 少子高齢化の進展と人口減少社会の到来

①急速に進む少子高齢化と人口減少

平成 17 年（2005 年）に日本の人口が減少に転じ、急速に少子高齢化と人口減少が進んでおり、この傾向は長期化すると推測され、平成 26 年（2014 年）には内閣官房にまち・ひと・しごと創生本部が設置され人口減少問題に当たる取組が進められています。

②経済発展、量的拡大の見直し

生産年齢人口の減少により経済発展・量的拡大が見直され、心の豊かさや生きがい重視する社会の成熟化が進行しています。

③環境保全の担い手の減少

少子高齢化により、環境保全の担い手が減少しており、地域全体で環境を保全していくことが求められています。

(2) 低炭素・循環型社会への社会的要請

①東日本大震災を背景とした環境政策のあり方の変革

平成 23 年（2011 年）3 月 11 日の東日本大震災を背景として、リスク管理のあり方とともにエネルギー政策や地球温暖化対策の見直しなど、環境政策のあり方の変革が進められています。

②地球温暖化の防止とエネルギー政策の推進

平成 20 年（2008 年）に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正、平成 24 年（2012 年）に「都市の低炭素化の促進に関する法律」が制定され、低炭素社会形成に向けた取組が進められています。また、平成 24 年（2012 年）に再生可能エネルギー固定価格買取制度が始まるなど、再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの取組が行われています。

③適正な資源循環の推進

世界的には、資源消費及び廃棄物の発生量が急増するとともに、これらの国際的な移動が増加していることから、地球規模の環境負荷低減と適正な資源循環を確保することが必要になっています。国内では、「循環型社会形成推進基本法」や個別物品の特性に応じた各種リサイクル法が施行され、循環型社会形成に向けた取組が

進みつつありますが、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取組のうち、特にリデュース、リユースについてはさらなる取組が求められています。

（３）安全が確保された社会の形成

①大気・水・土壌環境、化学物質への対応

国内の大気環境は全体としては改善傾向にありますが、光化学オキシダントについては環境基準の達成状況が全国的に低く、平均濃度は近年増加傾向にあります。また、微小粒子状物質（PM2.5）は全国的に環境基準を超える可能性があると言われていたほか、大陸からの影響も懸念されています。

水環境については、関連法令の整備及び下水道の普及により改善が進んでいます。今後、生態系や気候変動などを考慮した健全な水環境への取組が求められています。

土壌環境については、関連法令が最近整備されたところであり、今後も土壌汚染への対策を推進していく必要があります。

有害な化学物質については、環境中への排出量や残留量は概ね減少傾向にありますが、環境中の多種多様な化学物質の多くについては健康や生態系への影響に関する情報が不十分な状況にあるため、環境リスクを低減する一層の取組が必要です。

②東日本大震災を背景とした「安心・安全」に関する視点の高まり

東日本大震災以降、リスク評価の考え方は、防災面のみならず、大気・水・土壌環境・化学物質への対策など、環境面においても重視されています。今後は、予防的な視点から環境リスクについての情報を関係主体間で共有し、安全対策についての認識の共有や協力関係を築く取組などを推進していくことが必要です。

（４）環境と経済の持続可能性の確保に向けた取組

環境と経済を両立させる取組が活発になり、市場において省資源・省エネルギー型の機器をはじめとする環境配慮型商品・サービスの普及、浸透が進み、今後も拡大すると予想されています。また、平成24年（2012年）に閣議決定された「日本再生戦略」では、再生可能エネルギーの普及や省エネルギーの推進を目指す「グリーン成長戦略」を最重要戦略として位置付けています。

（５）生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組

平成22年（2010年）に、名古屋市で「生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）」が開催され、「生物多様性戦略計画2011-2020及び愛知目標（通称：愛知ターゲット）」が採択されました。また、「生物多様性国家戦略2010」が閣議決定され、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」が制定されるなど、生物多様性に関する

取組が進んでいます。しかし、「地球規模生物多様性概況第4版（2014年生物多様性条約事務局公表）」では、愛知目標の達成に向けた進捗が見られたものの、生物多様性に対する圧力を軽減し、その継続する減少を防ぐための緊急的で有効な行動がとられない限り、そうした進捗は目標の達成には不十分であるとされています。国内においても、「生物多様性総合評価（2010年公表）」では、生物多様性の損失は全ての生態系に及び、特に陸水生態系、沿岸・海洋生態系などの損失は大きいと報告されています。生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた一層の取組が必要とされています。

（6）環境学習の推進

市民や事業者の環境意識向上のために、地域全体でより良い環境、より良い地域を作っていく意識や力を高めることが重要です。また、環境を自らの課題としてとらえ、学校や地域社会における環境学習を推進し、市民、事業者、行政が連携して行動する必要があります。

平成14年（2002年）に「国連持続可能な開発のための教育の10年」が国連総会で採択されたことを受け、平成15年（2003年）に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が制定され、平成18年（2006年）には「我が国における「国連持続可能な開発のための教育の10年」実施計画」が策定されました。これを受け、学習指導要領に持続可能な社会の構築の観点が盛り込まれるとともに、平成23年（2011年）には「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」も制定され、平成26年（2014年）には日本で持続可能な開発のための教育（ESD）に関するユネスコ世界会議が開催されるなど、環境問題の解決に向け環境学習が重視されてきています。

（7）市民、事業者の地域づくりなどへの参加、協働

東日本大震災以降、地域社会とのつながりについての意識の変化が生まれ、社会貢献への関心が高くなっています。今後は「人と人とのつながり」「地域とのつながり」を深める意欲を持つ人が増加し、市民・事業者・市のあらゆる主体による地域づくりが進むなか、それぞれの新しい役割分担が模索されています。

第2節 上位計画や関連計画の策定・改定の動き

(1) 市全体

- ・市の最上位計画である、「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」の将来構想の策定のほか、戦略計画の策定を行いました。

【岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）】（H23～H34）

目指すまちの姿「元気あふれる躍動都市 岸和田」

○まちづくりキーワード

未来・希望、安心・安全、活力・潤い、豊か・ゆとり、交流・きずな

○仕組みづくりキーワード

協働・参画、健全・持続、情報・共有



●環境分野に関連する基本目標と目標が達成された姿

基本目標Ⅰ－2 次世代を育てる

目標が達成された姿4 岸和田の担い手が育っている

基本目標Ⅰ－3 暮らしの安全性・快適性を高める

目標が達成された姿1 健康的で快適な暮らしができている

基本目標Ⅰ－7 豊かな自然を未来につなぐ

目標が達成された姿1 海から山をつなぐ、水と緑のネットワークが機能している

目標が達成された姿2 心安らぐ場所が身近にある

目標が達成された姿3 地球環境への負荷が減っている

(2) 環境関連分野

①条例

- ・岸和田市環境基金条例（平成22年）及び岸和田市きれいなまちづくり条例（平成25年）を制定しました。

②分野別計画など

- ・岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策・平成23年）、岸和田市生物多様性地域戦略2014（平成26年）、岸和田市生活排水処理基本計画（平成27年）の策定のほか、一般廃棄物処理基本計画（ごみ編・平成25年）の改定を行いました。
- ・平成22年度からは、普通ごみ有料指定袋制の導入を実施しました。

第3節 旧計画から見る岸和田市の環境の現状と課題

岸和田市環境計画（平成20年（2008年）3月策定）の基本目標別に、本市の現状、課題を以下に示します。

（１） 自然と共にいきづくまち（自然環境）

１） 主要な取組内容

① 重点的取組

● 環境保全活動団体のネットワーク化

・ 神於山の自然再生地区の里山保全活動や久米田池、牛滝川、松尾川、春木川、轟川、津田川などの水辺における市民・事業者・市が連携した清掃活動を中心とした環境活動、和泉葛城山でのブナ林の保全活動など、生物多様性に配慮した自然環境の保全や失われた自然の創出（再生）に取り組みました。また「自然活動団体ネットワーク会議」を設置し、定期的な意見交換を行いました。

● 自然再生プロジェクトの実施

・ きしわだ自然資料館において地域自然史の特性を明らかにするための調査研究や資料の収集保管を積極的に進めるとともに、きしわだ環境市民会議自然環境部会による身近な自然調査や、岸和田市生物多様性地域戦略2014の策定に伴い、市内の自然環境資源や生態系サービスなどの把握を行いました。

② 自然環境の保全と回復

・ 環境保全条例により、調整区域の土地の形質の変更行為について、緑化の指導を行うなどにより、環境への負荷軽減を図りました。また、河川、河川敷、水路、水路敷の清掃等維持管理を行いました。

③ 自然とのふれあいの確保

・ きしわだ自然資料館では、室内外で自然をテーマにした多種多様な観察会、実習会、講演会を実施し、中でも、展示や普及用印刷物等で、生物多様性や自然環境保全に関連したテーマを積極的に取り上げました。また、大阪府のアドプトフォレスト制度を利用して、市が所有する里山を森林保全活動の場とし、市民が自然とふれあえる機会を創出しました。

【旧計画数値目標の達成状況・平成25年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・ 緑地面積 2,600.38ha（3,293.17ha：平成27年度）
都市公園は増加しましたが、生産緑地が減少しています。
- ・ 人工海浜延長 1,190m（2,500m：平成26年度）
- ・ 里山保全活動数 225回/年（60回/年：平成24年度）
目標値を大きく上回る活動が行われています。

2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、自然環境に関して「公園・緑地や親しみやすい水辺の整備など、ゆとりと潤いのある環境づくり」に対する関心が高く、日常生活においては「生垣、壁面、屋上等建物の緑化」「岸和田の海・川・山に出かけ、地域の自然に親しむ」ことに努める傾向が見られます。また、市の取組について明確な評価が示されませんでした。「市内の道路の緑化や公園の整備の推進」「多様な生物が生息する自然の保全や、自然にふれられる場所の確保」などの施策の実施を求めています。
- ・事業者は、自然環境に関して「公園・緑地や親しみやすい水辺の整備など、ゆとりと潤いのある環境づくり」「開発などに伴う緑や鳥・魚・昆虫の減少や里山・田畑など身近な自然の管理・保全」に対する関心が高くなっています。行政の取組について明確な評価が示されませんでした。「市内の道路の緑化や公園の整備の推進」「多様な生物が生息する自然の保全や、自然にふれられる場所の確保」などの施策の実施を求めています。

【今後の課題】

- ・現有緑地の保全と緑化を推進するとともに、土地開発等において環境配慮を促し、良好な環境を確保する必要があります。
- ・ブナ林、ため池、干潟などの広域的生態系ネットワークに重要な環境の保全が必要です。
- ・産業構造の変化によって失われつつある生態系サービスや生態系サービスの衰退によって失われる恐れのある岸和田固有の文化の継続や利活用などの検討が必要です。
- ・生物多様性の普及啓発が不十分であるので、地域の動植物や自然にふれられる場所の確保を始め、生物多様性について知る機会を創出する取組が必要です。
- ・保全活動団体間の連携や後継者の育成が必要です。

(2) 個性豊かな環境を現在から未来へと受け継ぐまち（快適環境）

1) 主要な取組内容

①個性豊かな環境の保全と創造

- ・本市は、国指定天然記念物の和泉葛城山ブナ林、府指定史跡名勝であり世界かんがい施設遺産の久米田池、府指定名勝の牛滝山、府指定無形民俗文化財の葛城踊りなど文化財保護法等による史跡、名勝、天然記念物を数多く有し、歴史的・文化的遺産の保全と活用を行っています。
- ・うるおいある景観の保全と創出に向け「まちを美しくする市民運動推進協議会」や「岸和田市違法屋外広告物追放登録員制度」を設け、市民や市民団体と市が一体となり地域の美観を維持するとともに、啓発を進めています。
- ・平成 25 年 7 月には、市民生活に密着するごみのポイ捨て、ペットのふん放置、落書きの禁止などについて、市民・事業者・市の責務を明確にし「きれいなまち岸和田」を進めるための「岸和田市きれいなまちづくり条例」を施行しました。
- ・関連法令や土地利用に関連する「岸和田市都市計画マスタープラン」「岸和田市景観計画」等を活用することにより、優れた自然的景観の保全を図っています。
- ・景観上の支障とともに、交通渋滞の原因ともなる不法駐車や自転車の放置を防止するため、駐車場や駐輪場等の施設の整備、拡充に努めるとともに、利用者のマナーに関わる普及啓発を行っています。
- ・地域の美観を維持し、歩行者の妨げとなる違法屋外広告物追放の啓発推進を街ぐるみで取り組むため、法令や大阪府屋外広告物条例に基づき、市長が認定した「岸和田市違法屋外広告物追放推進団体」に違法屋外広告物の簡易除却事務を委任し、市民と市が一体となって取組を進めています。
- ・快適な生活空間の確保に向け、地域の特性を踏まえ「地区計画」等を活用して基盤整備を推進し、オープンスペースの確保など良好な住環境や周辺と調和のとれた街並みづくりを進めます。

【旧計画数値目標の達成状況・平成 25 年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・市民 1 人当たりの都市公園面積 8.10 m²/人（14.6 m²/人：平成 27 年度）
増加していますが、目標には達していません。

2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、快適環境に関して「ごみの不法投棄や散乱ごみ、ペットのふんの放置」に対する関心が高い傾向が見られます。また、市の取組において「歴史的・文化的遺産や景観の保全と活用」「岸和田の歴史・文化の普及啓発、次世代への継承」については高い評価が示されましたが「不法投棄対策の推進」「ポイ捨て、ペットのふん放置の防止、環境美化活動の推進」「高齢者や障害者等に配慮した施設の整備」などの施策の実施を求めています。
- ・事業者は、快適環境に関して、市民と同じく「ごみの不法投棄や散乱ごみ、ペットのふんの放置」への関心が高くなっています。また、周辺地域の環境について「ごみが少なくなり、まちがきれいになった」「まち並みが良くなった」と感じている傾向が見られます。

【今後の課題】

- ・岸和田市きれいなまちづくり条例の普及啓発と条例を活かした取組の推進が必要です。
- ・岸和田市景観条例、岸和田市景観計画、岸和田らしさを目指した景観形成ガイドラインに基づくまちづくりの推進が必要です。
- ・快適な生活空間の確保に向けて、身近なみどりや親水空間が求められています。多様な主体と連携し、取組を進めていくことが必要です。

(3) 健康に暮らせる安全で快適なまち（生活環境）

1) 主要な取組内容

① 重点的取組

●環境の改善と創造を推進するための基盤整備

- ・「公害防止についての対策」については、平成 20 年 10 月に特定悪臭物質の濃度規制を改め、臭気指数規制を導入しました。新たな法規制等について事業者への周知、指導を行うとともに、大規模災害時における化学物質による環境汚染について自主的な対策を講じるように促しています。

②大気汚染・悪臭の未然防止と改善

- ・発生源対策として、大気汚染及び悪臭の未然防止、改善に努めるため、工場・事業場を中心とした固定発生源に対する指導、規制を推進しています。
- ・環境監視としては、大阪府が岸和田中央公園局（一般環境測定局）及び天の川下水ポンプ場局（自動車排ガス測定局）で常時監視を行っています。また、環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質及び指針値が設定されている 8 物質の調査を行い、全て環境基準と指針値を達成しています。

③水質汚濁の未然防止と改善

- ・公共用水域の水質汚濁状況を 7 河川 11 地点で監視しています。また、市内の地下水の水質汚染状況についても監視しており、公共用水域については健康項目及び生活環境項目（BOD）の全ての環境基準を達成しています。
- ・法律や条例で規定される施設を有する事業場等に立入し、排水水の水質検査を実施しました。排水基準違反があった施設に、排水処理施設の改善や維持管理の徹底等について指導を行いました。

④騒音・振動の未然防止と改善

- ・騒音に係る環境基準の達成状況については、道路に面する地域にある住居等（約 12,000 戸）と道路に面しない地域 14 地点を調査しており、近年では概ね環境基準を達成しています。
- ・工場、事業場や建設作業による騒音・振動については、法律や条例に基づき指導を行うことで公害の未然防止、改善に努めています。
- ・関西国際空港へ離着陸する航空機からの騒音についても環境基準を達成していますが、事業者に対し、必要に応じて航空機騒音防止対策を実施するよう要請しています。

⑤自動車交通被害の未然防止と改善

- ・沿道環境の改善を図るため、関連法令や「都市計画マスタープラン」等に基づき、用途地域や地区計画等による適切な土地利用の誘導を行っています。
- ・交通弱者にとっての地域の足として、また、自動車から公共交通機関へ、市域内での移動手段の切り替えを促すため、地域巡回ローズバスの運行等を行っています。

⑥その他の公害の未然防止と改善

- ・「PRTR 法」及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、化学物質の環境への排出量の把握を通じて環境リスクの理解を深め、事業者の自主的な管理の促進を行っています。
- ・一般環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するための調査を実施しており、全ての地点において環境基準を達成しています。

⑦環境保全体制の整備

- ・市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、近年の苦情は、都市生活に起因するものや感覚・心理的なものまで多様化してきており、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）のみならず、あき地や空き家の雑草及び不法投棄されたごみの処分、廃棄物の不適正処理、空き家等の危険家屋に対する処置等、広範囲に及んでいます。市民から寄せられる苦情等に対しては、迅速かつ適切な処理を行い、その解決に努めています。

【旧計画数値目標の達成状況・平成 25 年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・大気 環境基準及び府の環境保全目標 100%
二酸化窒素、有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン）
（環境基準の 100%達成：平成 24 年度）
- ・水質 環境基準及び府の環境保全目標 100%
健康項目、生活環境項目(BOD)
（環境基準の 100%達成：平成 24 年度）
- ・生活排水適正処理割合 87.9%
（生活排水適正処理割合の 100%達成：平成 24 年度）
- ・騒音・振動 自動車騒音面的評価環境基準達成状況 96.8%
（環境基準の 100%達成：平成 24 年度）

大気、水質については目標を達成していますが、生活排水適正処理割合及び騒音・振動は毎年徐々に数値が上昇しているものの目標には達成していません。

2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、生活環境に関して「交通渋滞が増えた」と感じている傾向が見られます。また、市の取組において「交通公害（排ガス、渋滞等）の防止と改善」の施策の実施を求めています。
- ・事業者は、生活環境に関して自主的に「事業所排水の適正処理」「有害物質の使用削減」に取り組んでいます。また、「低公害車の導入や物流システムの効率化」「公共交通機関の利用を指導」について実施意欲を持っている傾向が見られます。

【今後の課題】

- ・大気、水質、騒音・振動については概ね環境基準を達成しています。環境基準の全項目達成のためには、環境監視体制の維持と新たな環境汚染に対応する体制構築が必要です。
- ・現有緑地の保全と緑化を推進するとともに、土地開発等において環境配慮を促し、良好な環境を確保する必要があります。
- ・市内の交通渋滞の緩和については交通混雑箇所の環境改善や公共交通機関の利用促進が必要です。また、公共交通機関の利便性の向上について検討を進める必要があります。

(4) 環境への負荷の少ない循環型のまち（地球環境）

1) 主要な取組内容

①重点的取組

●地球温暖化対策の強化

- ・岸和田市新エネルギービジョンに基づき、平成 21 年 2 月にバイオマス利用事業調査及び実証実験を行いました。平成 23 年 5 月には、岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）を策定し、再生可能エネルギー設備の導入を促進する施策を実施しています。

●環境の改善と創造を推進するための基盤整備

- ・「環境配慮行動の浸透」については、低炭素行動の普及啓発を実施しています。また、「一般廃棄物処理基本計画の推進」については、平成 25 年 4 月に一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）の見直しを行いました。見直し計画に基づいてごみの減量やリサイクルの推進、適正な処理のための施策を実施しています。さらに、平成 27 年に岸和田市生活排水処理基本計画を策定し、生活環境の向上や良好な水環境の保全のための施策を実施しています。

②地球温暖化対策の推進

- ・省エネルギーの推進として、平成 18 年度から市有施設の ESCO 事業の実施及び検証、平成 23 年度から LED 防犯灯の導入などを推進しています。また、新エネルギーの推進として平成 21 年度から住宅用太陽光発電システム設置補助を開始するなど、再生可能エネルギー設備の導入促進を行っています。

③水の適正利用

- ・水資源の確保と有効利用のために「水の日」等の啓発ポスターの掲示など、水の有効利用を推奨する啓発活動を行っています。

④廃棄物・リサイクル対策の推進

- ・廃棄物の発生抑制を推進するために、平成 22 年度から普通ごみ有料指定袋制を導入するとともに、生ごみ処理機器購入費の補助やリユース品の無償譲渡会等を実施しています。
- ・廃棄物の資源化・リサイクルの推進に向けた取組として、ごみの分別回収を実施し、リサイクルを進めるとともに、ごみの分け方・出し方についてのパンフレットを全戸配布しています。廃棄物の適正処理については、不法投棄や不適正な排出に対して、関係機関と協力し指導を行っています。

【旧計画数値目標の達成状況・平成 24 年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

・ CO₂ 排出量 1,528 千 t-CO₂

(1990 年度 1,055 千 t-CO₂ より 25%削減の 791 千 t-CO₂ : 平成 32 年度)

多量のエネルギーを使用する企業の増加など社会的要因により CO₂ 排出量が増加しています。

2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民は、地球環境に関して緑地の減少や気候変動などによる「ヒートアイランド現象等による熱中症の増加、局地的豪雨」や「地球温暖化やオゾン層破壊など地球規模の環境問題」に対する関心が高く、日常生活においては「ごみを分別する」「ものを大切にし、長く使う」「食べ残しを出さないように心がける」ことに努める傾向が見られます。また、市の取組において明確な評価は示されませんでした。「電車・バスなど公共交通機関の利便性の向上、レンタサイクルやカーシェアリングの普及等、環境にやさしい移動手段の充実」の施策の実施を求めています。
- ・事業者は、地球環境に関して、環境への負荷を管理・低減するための仕組みを「導入していない」傾向が強い結果を示しました。しかし、今後は「環境負荷の低減やエネルギーの削減に取り組む」「環境への負荷が少ない部品や製品等を購入する」などの実施を検討している傾向が見られます。

【今後の課題】

- ・ごみの排出量は減少傾向にありますが、今後とも、継続的かつ積極的に、市民の 3 R 活動をみんなで支える仕組みを維持、発展させる必要があります。
- ・市内で土地開発、施設整備等が実施される際には、エネルギー管理の観点や再生可能エネルギーの活用促進など、低炭素型まちづくりを具体化していく必要があります。
- ・省エネ行動や公共交通機関の利用といった、環境に配慮した生活習慣や事業活動を推進するとともに、基盤となる交通環境を整備する必要があります。

(5) 市民・事業者・行政が協力して積極的に環境保全に取り組むまち（協働）

1) 主要な取組内容

①重点的取組

●環境学習・環境教育の推進

- ・市が実施する取組の拡充として、市民公開講座、里山ボランティア育成入門講座、生涯学習出前講座を行うとともに、きしわだ自然資料館において身近な自然をテーマにした観察会、実習会、講演会などの普及イベントを大幅に増やして実施しています。

●市民団体や地域団体が実施する学習プログラムの作成支援

- ・きしわだ環境市民会議などが行う活動の支援や、市民団体と連携した観察会や実習会などの取組を進めています。

●学校等との環境教育との連携

- ・身近な自然をテーマに学校・幼稚園を訪問して実施する出前授業の取組や、夏季に小中学校初任者研修の一環として、神於山において植物観察や竹切り体験及び竹細工などを行っています。これらの取組により学校・幼稚園による自然体験等の利用が神於山において多くなっています。

②環境保全活動のネットワーク形成

- ・きしわだ環境市民会議の部会活動を中心に、環境に携わる人の輪ができています。また、市内の河川における市民の清掃活動は、事業者や府なども参加する大きな取組に発展しています。さらに、河川環境への理解と参加者の交流を深めるため、自然観察会などの取組を実施しています。
- ・神於山保全活用推進協議会を構成する自治会、地元団体、事業者、行政等が、連携し、神於山の自然再生に取り組んでいます。また、里山ボランティア育成入門講座を通じた担い手づくり、団体同士の意見交換の場となる自然活動団体ネットワーク会議の開催など、ネットワーク形成の基礎となる取組を実施しています。

③共通的政策の推進

- ・環境情報の整備と提供として、団体活動に係る情報の発信、環境白書及び廃棄物統計書の公表、環境配慮に係る制度の普及啓発を、広報誌、刊行物、ホームページなどにより行っています。
- ・財政的措置として、団体活動への人的支援、活動を担う人材の育成、特定の省エネルギー設備の導入を行う市民に対する補助金の交付を行っています。

【旧計画数値目標の達成状況・平成 25 年度実績】

※（ ）内は目標値及び目標年度を示す

- ・環境保全に係る催し、セミナー等開催数 4 回（5 回：平成 24 年度）

年度によって増減があり、目標は達成していませんが、市域全体で市民・事業者の取組が着実に広がっています。

2) 市民・事業者アンケート結果

- ・市民の環境に関する認知度は「きしわだ自然資料館」「岸和田市きれいなまちづくり条例」などについては概ね高い傾向が見られましたが、市の実施する施策について「市の取組をもっと PR すべきである」「情報提供に注力すべきである」といった、情報提供に関する意見が多く見られ、取組の PR や更なる情報提供を求めています。
- ・事業者は、市の実施する施策について「環境に関する情報の提供・発信」「市民への環境教育」「環境保全に取り組むためのマニュアルやガイドラインの作成」など情報を得る機会の向上を求める項目の割合が高くなっています。また同時に「資源化、ごみ減量化の取組」「再生可能エネルギー、省エネルギー設備や低公害車購入」など、市民や事業者の自主的な活動の支援を求める傾向が見られました。

【今後の課題】

- ・市民・事業者・市の協力のもと様々な取組が行われていますが、学校などの教育機関や事業者との更なる連携が必要です。
- ・環境教育の担い手の育成と学習機会の提供、担い手となる各主体の連携の場が必要です。
- ・環境に関する情報を得る機会の向上の求めに対し、各主体との連携を強化し、より効果的な情報の収集・発信を行う必要があります。

第4節 求められる視点

環境を取り巻く社会情勢の変化、上位計画や関連計画の策定・改定の動き、市民意識、市の現状と課題を踏まえつつ、本市の特性を活かした環境と共生する暮らしを実現していくことが大切であり、将来にわたって、より良い環境づくりを進めるためには、以下のような視点が求められています。

①多様な自然環境の保全と活用

本市の豊かな自然環境を活かし、生物多様性の保全と向上、自然資源の活用を図るとともに、災害時の安全確保、気候変動への対応等を強化することが求められます。

②健康に暮らせる快適な生活環境の促進

大気、水質、騒音・振動などの環境基準については概ね環境基準を達成していますが、引き続き新たな環境汚染に対応する体制構築が求められます。また、快適な生活環境を保全するためにモラルとマナーの向上が求められます。

③持続可能な都市・地球環境の実現

法体系の整備、社会情勢等を踏まえ、エネルギーの有効利用や廃棄物の再資源化といった健全な物質循環による低炭素なまちづくりなど、環境・経済・社会の連携による環境にやさしい持続可能な都市・地球環境の実現をめざしていくことが求められます。

④多様な主体による行動と協働の推進

持続可能な社会の実現は、市のみでは進めることが出来ないため、市民・事業者・市がそれぞれの強みを活かし、子どもから高齢者まで多様な世代と協働で取組を進めていくことが求められます。

本市の豊かな環境を次世代に引き継ぐためにも、良好な環境づくりに向けて、多様な人材を育成することが重要です。このため、事業者との連携を図り、各分野における「環境教育」「情報の発信・公開」「情報交換の充実」を推進していくことが求められます。

⑤総合的な環境施策の推進

環境に関する課題は身近なものから地球規模のものまで幅広いですが、地域での取組の積み重ねが必要であるため、地域の状況を踏まえ、分野間の連携による取組の推進など、長期的な視点に立った総合的な施策の展開が求められます。

第3章 改定計画が目指すもの

この章では、岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）や関連諸計画との関係に留意しつつ、本市の特性などを踏まえ、本市が目指す方向（環境像）及びそれを実現するための基本目標を示します。

第1節 目指す方向（環境像）と基本目標

本計画は、次に掲げる目指す方向（環境像）の実現を目指します。

岸和田市の目指す方向（環境像）

自然を友に 人・まち・未来

目指す方向（環境像）の実現のため、4つの基本目標を設定し、基本目標4「環境を大切にした価値観の醸成と活動を行う」については、横断的な目標として設定します。

基本目標と環境指標

基本目標1

生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る

（環境指標：人工海浜で確認された生きものの数、市民1人当たりの都市公園面積、施設緑地面積、里山保全活動数）

基本目標2

健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する

（環境指標：環境基準達成状況、生活排水適正処理割合）

基本目標3

持続可能な循環型社会を形成する

（環境指標：市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量、市民1人1日当たりの一般家庭普通ごみ排出量、事業系ごみの年間排出量、リサイクル率）

基本目標4

環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する

（環境指標：地域環境保全活動数）
環境教育・環境学習・情報発信

第2節 計画の体系

「目指す方向（環境像）」と「基本目標」の実現に向けて、「取組の方向性」と「施策」を次のように整理し、計画を推進します。

	基本目標 （環境指標）	取組の柱	取組方針
目指す方向（環境像） 自然を友に 人・まち・未来	1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る （人工海浜で確認された生きもの数、市民1人当たりの都市公園面積、施設緑地面積、里山保全活動数）	（1）生物多様性の保全	①生態系に配慮した自然環境の保全と創出
			②水とみどりの保全と創出
			③生きものや自然とのふれあいの促進
			④外来生物への対応
		（2）自然資源の利用の促進	①豊かな自然資源の活用
			②環境と調和した安全・安心な農水産物生産の推進
	2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する （環境基準達成状況、生活排水適正処理割合）	（1）生活環境の保全	①健康に過ごせる生活環境の保全
			②新たな環境課題への対応
		（2）快適で美しいまちづくりの推進	①快適環境の保全とモラル・マナーの向上
			②地域の特性に応じた景観の保全と創造
		（3）健全な水環境・水循環の創出	①水環境の保全
			②水資源の確保と有効活用
	3 持続可能な循環型社会を形成する （市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量、市民1人1日当たりの一般家庭普通ごみ排出量、事業系ごみの年間排出量、リサイクル率）	（1）低炭素な暮らしや事業活動の推進	①低炭素なまちづくりの推進
			②省エネルギー・再生可能エネルギーの活用推進
			③環境に配慮した移動手段対策の推進
		（2）減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進	①廃棄物の発生抑制の推進
			②再資源化の推進
			③適正処理の推進
	4 環境を大切にした価値観の醸成と活動を促進する （地域の環境保全活動数）	（1）環境に関する情報の公開・提供の推進	
		（2）地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進	

第3節 目標の実現に向けた取組

1 生物多様性に配慮し、人と自然との共生を図る

【目指すまちのすがた】

まちの誇りである山から海へつながる自然環境が次世代に引き継がれ、豊かな自然資源の活用と多様な生きものが生息・生育できる環境との調和が図られています。

国の天然記念物に指定されている和泉葛城山のブナ林から、神於山、久米田池、春木川・轟川から大阪湾における貴重な人工干潟まで、山から海までつながる岸和田市の自然環境の特徴を活かすと共に市街地における緑化を推進し、広域的に重要な自然環境を保全します。さらに、多様な生きものが生息・生育できる環境を守り育むとともに、くらしや文化の中で生態系サービスが生まれ、多様な生態系サービスが産業によって支えられるなど、豊かな自然資源の利用を促進します。

また、生物多様性の重要性についての理解を進めるための取組として、普及啓発や生きものや自然とのふれあいの機会の促進、外来生物の適正管理についての理解促進、地産地消の促進を行います。

目指すまちのすがたの実現に向けて、取組を進める際には、既存の多様な活動団体や事業者、市民が連携を図って実施することにより、次世代の育成と継承を行います。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当課
人工海浜で確認された生きもの数	種	・ より多くの生きものの生息を目指します ※淡輪海岸や男里川河口など比較的良好的な生物相の残る場所の生きものを目安にします	郷土文化室
市民1人当たりの都市公園面積	m ² /人	・ 約 8.4 m ² /人(平成 29 年時点) ※「岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次岸和田市総合計画）第 2 期戦略計画」目指そう値	水とみどり課
施設緑地面積	ha	・ 342.00ha（平成 29 年時点） ※「岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次岸和田市総合計画）第 2 期戦略計画」目指そう値	水とみどり課
里山保全活動数	人	・ 毎年、増加を目指します	環境保全課

【各主体の取組】

市民

- 身近な水辺の保全や緑化など、水と緑の保全・創出・育成に積極的に取り組みましょう。
- 地域の自然環境に関心を持ち、様々な情報を調べるとともに、学習会などに参加しましょう。
- 自然環境について学んだことや考えたことについて家族や地域、学校などで積極的に話し合い、行動しましょう。
- 環境に関する情報を積極的に収集するとともに、環境施策についての理解や協力を心がけ積極的に行動しましょう。

事業者

- 事業所を積極的に緑化しましょう。
- 市の実施する普及啓発事業などに積極的に参加し、環境に関連する事業活動の情報提供を行いましょう。
- 市民などを対象とした講習会や見学会などを開催し、環境に配慮した事業活動への市民の理解を深めましょう。
- 事業活動のあらゆる場面において環境への配慮を徹底できるよう、従業員の教育に努めましょう。
- 従業員に対し、地域の環境保全活動への参加を奨励しましょう。

市

- 市民、事業者と連携して民有地の緑化や生活環境の改善に努めます。
- 安全・安心・快適に利用できるよう、市民や事業者との協働のもと水路や公園を快適で良好な状態に保ちます。
- 未就学児から高齢者まで幅広い環境学習・体験の機会を設けます。
- 積極的に環境保全に取り組んでいる市民や活動団体、企業などを支援します。

(1) 生物多様性の保全

①生態系に配慮した自然環境の保全と創出

関連法令に基づき、貴重な自然環境を保全するとともに、市内に点在する緑や水辺をつなげることにより、生きものの生息・生育環境を保全します。また、市民・事業者・市が協力して自然環境の質の向上に努めます。

②水とみどりの保全と創出

森林、農地、河川、水辺、公園、緑地、街路樹など多様な水辺とみどりについて地域の実情に合わせた保全に努めると共に、緑化を促進します。

③生きものや自然とのふれあいの促進

きしわだ自然資料館の取組などを中心に、生きものや自然とふれあえる場を提供するとともに、市民が身近な自然環境に関心を持ち、生物多様性についての理解を深める機会を増やします。

④外来生物への対応

特定外来生物をはじめとする外来生物について、生息・生育状況や各主体の役割を周知・啓発します。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
①生態系に配慮した自然環境の保全と創出	○拠点や骨格となる自然環境の保全と形成 ・「岸和田市都市計画マスタープラン」や「岸和田市緑の基本計画」に基づき、環境にやさしい、緑豊かなまちづくりを関係課が連携して進め、山から海につながる水とみどりを保全・形成します。	環境保全課 都市計画課 市街地整備課 水とみどり課
	○多様な生きものの生息・生育環境の保全 ・関連法令及び「岸和田市生物多様性地域戦略 2014」に基づき、貴重な自然環境の保全を行うとともに多様な生きものの生息・生育環境の保全を行います。	環境保全課 農林水産課 水とみどり課
	○土地の形質変更による環境負荷の軽減 ・関係法令及び「岸和田市環境保全条例」に基づき、土地の形質変更による環境への影響と負荷の軽減を図ります。	環境保全課 農林水産課
	○生きものや自然に関する調査・研究の推進 ・きしわだ自然資料館を中心に市域の生きものや自然に関する調査・研究を推進し、市域の生物多様性の状況について継続的に把握します。	環境保全課 郷土文化室

取組方針	施策	担当課
② 水とみどりの保全と創出	○森林や貴重な緑の保全と活用 ・天然記念物に指定されている和泉葛城山のブナ林や自然林など貴重な緑の保全と回復に努めます。 ・「岸和田市森林整備計画」に基づき、森林の適切な維持管理を行います。	環境保全課 農林水産課
	○丘陵地の保全と活用 ・神於山を中心とした丘陵地区の里山を保全し、環境教育の場として活用するとともに、地域性豊かな文化を継承します。 ・「岸和田市丘陵地区整備計画基本構想」等に基づき、自然環境と都市、農空間が一体となったまちづくりを進めます。	農林水産課 丘陵地区整備課
	○農地・ため池・水路の保全と活用 ・「岸和田市農業振興地域整備計画」や「岸和田市農業経営基盤強化促進基本計画」に基づき、担い手の育成など農業振興に努めること、また生産緑地地区の指定により農空間の保全と活用を進めます。	環境保全課 農林水産課 都市計画課
	○河川の整備と維持管理 ・大阪府と協力・連携して河川における水辺環境の保全と回復を図ると共に、水源地域周辺の森林の保全育成を行います。	環境保全課 水とみどり課
	○海辺の保全と活用 ・大阪府内の漁獲量全体の約8割を占める岸和田市の漁業を継承するために、国や府、周辺自治体、漁業者等と協力し、関連法令等に基づき、適正な利用と保全に努めます。 ・人工干潟については貴重な海岸性の生きものの復元が報告されており、今後も、生きものの生息状況について調査・研究を進めます。	農林水産課 郷土文化室
	○公園・緑地の整備と維持管理 ・「岸和田市緑の基本計画」に基づき、公園・緑地の整備を進めるとともに、身近な緑である公園・緑地での観察会や公園美化ボランティア活動など市民と連携した活用や維持管理を進めます。	水とみどり課
	○市街地の緑化 ・道路や学校など公共施設の緑化を進めるとともに、屋上緑化や壁面緑化なども含めた民有地の緑化提案や地域の緑化意識の向上に努め、地域での自主的な緑化活動を支援します。	水とみどり課 建設管理課
進③ 生きものや自然とのふれあいの促進	○生きものや自然にふれる機会の充実 ・きしわだ自然資料館を、地域の生きものや自然にふれる拠点として充実させるとともに、企画展や常設展示、学習会等において市民が地域の生物多様性にふれる機会の充実を図ります。	環境保全課 郷土文化室
	○多様な主体による生物多様性の保全の推進 ・地域において、市民団体・事業者・学校などの多様な主体が、自主的に地域の生きものや自然とのふれあいや生物多様性について取り組む活動を支援、促進します。また、それらの団体が連携した活動の支援を行います。	環境保全課

取組方針	施策	担当課
④ 外来生物への対応	○特定外来生物などによる被害の防止 ・「岸和田市鳥獣被害防止計画」に基づき、対象鳥獣による被害を防止するための対策を講じます。また、特定外来生物についての普及啓発を行い、市民の意識向上に努めます。	環境保全課 農林水産課
	○生物多様性についての普及啓発の推進 ・関係部局及び多様な主体と連携して、生物多様性について啓発活動を推進するとともに、地域の生物多様性についての情報提供の推進を図ります。	環境保全課 郷土文化室

(2) 自然資源の利用の促進

①豊かな自然資源の活用

人の生活や生産活動と地域の生物多様性を一体的にとらえ、多様な主体と連携して、持続的な自然資源の活用を行うことにより、災害に強い森林づくりの推進など、生活環境の保全や社会資本の維持に努めます。

②環境と調和した安全・安心な農水産物生産の推進

自然の恵みが提供され、回復・保全されることは地域の生物多様性を保全する上でも大切なことです。環境と調和した安全・安心な農水産物の生産を推進することにより、持続可能な農林水産業の推進に努めます。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
① 豊かな自然資源の活用	○災害に強い森林づくりの推進 ・重要地域の保全を図るとともに、里地里山等に広がる二次的自然環境について、多様な主体と連携して持続的な管理を行う取組を推進することで、災害に強い森林づくりに努めます。	環境保全課 農林水産課
	○間伐材・竹材の有効利用・活用 ・森林等の適切な管理と整備によって発生した、間伐材や竹材を有効に利活用する方策について検討を進めます。	環境保全課 農林水産課 丘陵地区整備課
② 環境と調和した安全・安心な農水産物生産の推進	○地産地消の推進 ・「きしわだ地産地消推進計画」に基づき、岸和田の豊かな恵みを味わい、食育等によって、地域の重要な産業であることの認識が広がるように努めます。	環境保全課 農林水産課
	○安全・安心な農水産物の普及啓発の促進 ・大阪エコ農産物など環境に配慮した農作物の安全性について、生産者と市民に意識の浸透を図ります。	農林水産課

2 健康で安全に暮らせる潤いのある環境を形成する

【目指すまちのすがた】

快適で美しいまちで、きれいな空気や水に囲まれて、健康で安全に暮らしています。

健康に過ごせる生活環境を保全するために、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の状況を把握するため監視体制を継続していきます。また、新たな公害の発生を未然に防ぐため、情報収集に努めます。

快適で美しいまちづくりを推進するために、「岸和田市きれいなまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりが担い手となり、美しいまちづくりを推進します。また、山並みや丘陵部の緑、ため池などの美しい自然があり、四季の変化を感じることができます。だんじり祭に象徴されるような地域社会のまとまりや活力が感じられ、歴史的まちなみ景観が比較的に残っています。先人たちがつくり、まもり、はぐくんできた岸和田市固有の歴史や文化、生活や営み、そして「まち」の賑わいなどが溶け込み、又は相互に関係し景観を形づくっています。これら地域の特性に応じた景観の保全と形成に努め、潤いのある環境の形成を進めます。

健全な水環境・水循環を創出するために、水環境を保全し、水資源の確保と有効活用を図ります。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当課
環境基準達成状況（大気、水質、騒音・振動）	%	・ 環境基準の 100% 達成	環境保全課
生活排水適正処理割合	%	・ 89.9%（平成 29 年時点） ※「岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次岸和田市総合計画）第 2 期戦略計画」目指そう値	下水道整備課 下水道施設課

【各主体の取組】

市民

- 公共の場所などの清掃活動を行う環境美化活動に、積極的に参加しましょう。
- 積極的に地域のまちづくりへ参画しましょう。
- あき地や空き屋の所有者は、適正に維持管理を行いましょう。
- 一人ひとりが毎日の暮らしの中で身近な所から環境に配慮した行動を行いましょう。

事業者

- 環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境改善に取り組みましょう。
- 事業所の敷地内では、周辺住環境に配慮しましょう。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取組などについて積極的に情報公開し、市民や地域、行政との信頼関係を築きましょう。

市

- 大気、水質、騒音等の測定・監視体制を維持します。
- 市民や事業者と協力し、環境の改善に関する情報を積極的に発信します。
- 公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行います。
- 道路等の整備を進め、交通渋滞の緩和、交通の円滑化を図ります。
- 安全・安心に利用できるよう、水環境を良好な状態に保ちます。

（１）生活環境の保全

①健康に過ごせる生活環境の保全

関連法令に基づき、市内における定期的な調査、対象工場・事業所への指導などにより、大気汚染・悪臭防止対策、水質汚濁防止対策、土壌汚染・地下水汚染・地盤沈下防止対策、騒音・振動防止対策、有害化学物質対策に取り組めます。

②新たな環境課題への対応

新たな環境課題に適切に対応し、快適な生活環境を守るための対応を行います。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
①健康に過ごせる生活環境の保全	○大気汚染・悪臭の未然防止と改善 ・工場や事業所での対策を進め、大気環境のさらなる改善を図ります。 ・低公害車の普及に努めるとともに、自動車から公共交通への転換の取組を進めることで、過度な自動車利用の抑制に努めます。 ・沿道環境保全のために、周辺自治体などと連携して道路管理者への働きかけを行います。 ・鉄道の立体交差化や道路整備を行い、移動時間の短縮、交通渋滞の解消、交通の円滑化を図り、自動車からの温室効果ガス排出量（CO₂）の削減など環境面の改善に努めます。 ・PM2.5 や光化学オキシダント対策、アスベスト飛散防止対策については国や府と連携・協力し事業所、市民への情報提供、指導を行います。	環境保全課 市街地整備課 高架事業・道路整備課
	○水質汚濁の未然防止と改善 ・生活排水の削減や水辺での美化活動、河川での水質浄化に向けた実験などへの参加・協力が得られるよう、意識啓発に取り組めます。 ・下水道の適正な維持・管理や工場排水の処理状況の監視・指導により、水質の維持を図ります。 ・地下水の水質を継続して監視します。	環境保全課 生活環境課 下水道整備課 下水道施設課

取組方針	施策	担当課
①健康に過ごせる生活環境の保全	○騒音・振動の未然防止と改善 ・自動車交通騒音・振動については、周辺自治体などと連携し、国や道路管理者に対して沿道環境の保全を働きかけます。 ・工事現場や事業所からの騒音・振動については、事業者に対して、関係法令等に基づく規制・指導を行います。 ・航空機からの騒音については、周辺自治体と連携し、国や空港管理者に対して環境・安全対策の推進を働きかけます。 ・生活騒音など近隣の関係に起因するトラブルについては、啓発などを進めるとともに適切な助言を行います。	環境保全課 政策企画課
	○土壌環境の保全 ・土壌汚染の原因となる有害物質の使用や保管について、事業者への指導を行います。 ・土壌汚染が判明した際は、大阪府と連携を取り、適切な対応を行います。 ・地盤沈下の状況を継続して監視します。	環境保全課
	○公害等の苦情への対応 ・典型7公害（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下）を中心に苦情を受け付け、迅速な対応と体制の整備に努めます。 ・典型7公害に属さないあき地の雑草や不法投棄などの苦情に対して、関係部局と連携し適切な対応に努めます。	環境保全課 生活環境課
②新たな環境課題への対応	○新たな環境課題への対策の充実 ・ダイオキシン類などの有害物質に指定されている物質については、常時監視を実施します。 ・国や府と連携して有害化学物質に関する情報を収集しホームページや広報誌等により情報提供を行います。 ・新たな環境課題への対応を充実させていくために、体制の整備に努めます。 ・気候変動等の影響と考えられる局地的な大雨や猛暑等による熱中症の発生について、市域の状況の把握に努めます。	環境保全課
	○環境影響評価制度の運用 ・環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価制度に基づく意見を述べるに当たり、環境に配慮した事業計画となるよう「岸和田市環境影響評価専門委員会」に諮問します。	環境保全課

(2) 快適で美しいまちづくりの推進

①快適環境の保全とモラル・マナーの向上

「岸和田市きれいなまちづくり条例」に基づき、市民一人ひとりが担い手となって、美しいまちづくりを推進します。

②地域の特性に応じた景観の保全と創造

「岸和田市景観条例」「岸和田市景観形成基本方針」「岸和田市景観計画」「岸和田市空き家等対策計画（平成 29 年度策定予定）」などに基づき、歴史的・文化的資源や自然資源と調和した潤いのある、市民が愛着と誇りを感じることが出来る、地域の特性に応じた景観づくりを進めます。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
① 快適環境の保全とモラル・マナーの向上	○環境美化活動の推進 ・美しく潤いのある快適な環境づくりを進めるため、公園美化ボランティアや岸和田ファミリーロードプログラムなど、身近な公園や道路、河川・水路などでの市民や事業者の自主的な環境美化活動を促進し、これらの活動に対して支援を行います。	環境保全課 生活環境課 建設管理課 水とみどり課
	○ごみのポイ捨て防止等の啓発活動の推進 ・市民一人ひとりの快適な環境に対する意識の醸成とモラル・マナーの向上を図るために、ごみのポイ捨て防止やペットのふんの持ち帰りについて、啓発看板の設置や情報の提供・啓発を推進します。	生活環境課
	○あき地や空き家等危険家屋の管理について適切な措置の推進 ・あき地や空き家の雑草及び不法投棄されたごみの処分など、所有者に対して適切な管理について指導を行います。 ・空き家等の危険家屋については、関係部局と連携を図りつつ、所有者に対し適切な措置を求めます。	政策企画課 環境保全課 生活環境課 建設指導課 建築住宅課

取組方針	施策	担当課
② 地域の特性に応じた景観の保全と創造	○景観の保全・創造 ・歴史と伝統を感じさせる景観、豊かな自然とふれあいのある景観、都市的魅力にあふれた景観など地域の自然・歴史文化等と人々の生活、技術活動等との調和による良好な景観形成に努めます。 ・一定規模以上の民間の行為者並びに公共施設整備に際しては景観形成基準との整合について届出・通知を通じ誘導を図ります。 ・表彰や景観資源の発掘等で地域にあるよりよい景観をもとに啓発を進めます。	都市計画課
	○文化財の指定・登録と保全・活用 ・地域の歴史・文化・自然資源のうち、特に歴史的価値や学術的価値の高いものを関係機関とともに、文化財として指定・登録することにより保全・活用に努めます。 ・市民が地域の歴史・文化・自然に親しめる環境づくりを進めるために、説明板の設置を行います。	郷土文化室

(3) 健全な水環境・水循環の創出

①水環境の保全

健全な水環境・水循環を確保するためには、保水機能・水質浄化機能の保全に努めるとともに、家庭や事業所からの排水を適切に処理して、川や海に戻す必要があります。そのために、下水道の整備により公共用水域の水質向上に努めます。

②水資源の確保と有効活用

水資源の有効活用を図るために、節水や雨水の貯留・活用の普及・啓発に努めます。また、市街地の雨水浸透機能の向上に努めます。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
① 水環境の保全	○公共用水域の水質向上 ・汚れの原因となる未処理の生活排水を適切に処理するために、公共下水道及び農業集落排水施設への早期接続の啓発や合併処理浄化槽の設置啓発など汚水処理の普及を促進します。	環境保全課 生活環境課 下水道整備課
	○生活排水の質の向上 ・炊事・洗濯・入浴などに伴って排出される汚水の質について考える意識啓発を行います。	上下水道局総務課 下水道整備課
② 水資源の確保と有効活用	○水資源の有効活用 ・節水や利用水の二次利用、雨水の貯留・活用、透水性舗装の整備などについて、行政が率先して取り組むとともに、市民や事業者への節水、水資源の有効活用の普及啓発に努めます。	環境保全課

3 持続可能な循環型社会を形成する

【目指すまちのすがた】

家庭や職場でエネルギーやものを大切にした取組が進み、エネルギーや資源の循環が図られています。

適量生産・適量消費・最小廃棄型の事業活動やライフスタイルの普及により、省エネルギー・低炭素なまちづくりを推進します。

循環型社会に向けて、市民・事業者・市の各主体が主体的に取り組む必要があることから、森林保全・整備・管理の促進、廃棄物の発生抑制、環境にやさしい交通手段の利用促進など環境行動を推進します。

また、環境負荷の低減とともに、持続的な経済の発展と快適な暮らしを確保するために環境と経済の調和に努めます。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当課
市民1人当たりの年間温室効果ガス排出量	t-CO ₂	・ 4.0 t-CO ₂ （平成 32 年度） ※「岸和田市地球温暖化対策実行計画（区域施策）」目標値	環境保全課
市民1人1日当たりの一般家庭普通ごみ排出量	g	・ 384.2g（平成 29 年時点） ※「岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次岸和田市総合計画）第 2 期戦略計画」目指そう値	生活環境課
事業系ごみ年間排出量	t	・ 24,536t（平成 29 年時点） ※「岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次岸和田市総合計画）第 2 期戦略計画」目指そう値	生活環境課
リサイクル率	%	・ 18.0%（平成 29 年時点） ※「岸和田市まちづくりビジョン（第 4 次岸和田市総合計画）第 2 期戦略計画」目指そう値	生活環境課

【各主体の取組】

市民

- 節電など楽しみながら続けられるライフスタイルを取り入れましょう。
- 徒歩、自転車、バス、電車など環境にやさしい交通手段を利用しましょう。
- フリーマーケットなどを活用し、再使用に努めましょう。
- 資源集団回収に積極的に参加しましょう。
- 分別収集に協力しましょう。
- 使い捨て商品の使用を控え、簡易包装や再使用できる容器の製品を積極的に使いましょう。

事業者

- 再生可能エネルギーの活用、省エネ型機器の導入、エコカーの活用、環境に配慮した製品の購入など、環境に配慮した事業活動を進めましょう。
- 自らのエネルギー消費量の把握と削減に努めましょう。
- 事業所などから出るごみの減量や資源化を積極的に進めましょう。
- 簡易包装や量り売り、再使用できる容器の利用に努めましょう。

市

- 公共施設での再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用を図ります。
- 国や府の動向を把握し、情報提供を行います。
- 環境にやさしい暮らしに役立つ情報の提供や、行動を促す取組を行います。
- 環境教育や環境学習を通じて、ごみ減量・再使用・再資源化についての意識啓発を進めます。
- 集団回収を支援します。
- 不法投棄を防止するため、啓発活動やパトロールに取り組みます。

（１）低炭素な暮らしや事業活動の推進

①低炭素なまちづくりの推進

再生可能エネルギーなどの活用を進めながら、安定的にエネルギーが供給され、エネルギーを無駄にしないまちづくりを進めます。

②省エネルギー・再生可能エネルギーの活用推進

温室効果ガス排出量削減につながる自発的な行動を促すための情報提供や意識啓発を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用を推進します。

③環境に配慮した移動手段対策の促進

公共交通機関や自転車利用、低公害車への買い換えなど、環境への負荷の少ない交通手段への転換を促します。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
①低炭素なまちづくりの推進	○エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進 ・低炭素社会や新たなエネルギー社会の構築のため、環境に配慮したまちづくりを検討します。 ・エネルギーの効率的な活用だけでなく、災害時などにおいても安定的にエネルギーが供給されるよう自立・分散型のエネルギーシステムの構築を検討します。	危機管理課 環境保全課 都市計画課 丘陵地区整備課
	○低炭素なまちづくりの実現に向けた取組の推進 ・公共施設では環境負荷の少ないエネルギーの調達を進めます。 ・建て替えや新規建築を行う市民や事業者に対して、環境に配慮したまちづくりについて考慮するように促します。	公共施設マネジメント課 環境保全課 建設指導課 建築住宅課
	○間伐材の有効活用 ・森林の適切な維持管理により発生した間伐材の有効活用を進めます。	環境保全課 農林水産課

取組方針	施策	担当課
②省エネルギー・再生可能エネルギーの活用推進	○公共施設における省エネ対策・再生可能エネルギー活用の推進 ・公共施設の長寿命化を図るとともに省エネ対策を推進します。 ・公共施設における再生可能エネルギーの活用を推進します。	公共施設マネジメント課 環境保全課 建築住宅課
	○環境に配慮したライフスタイルや事業活動についての意識啓発 ・市民への啓発によって地球温暖化問題への関心を喚起するとともに、環境に配慮したライフスタイルを実践する助けとなる情報を提供するとともに、再生可能エネルギー設備導入を支援します。 ・事業者に対しては、省エネルギー対策に関する情報提供や省エネルギー機器の導入、エコ改修の情報を提供します。 ・環境に配慮した優れた取組を発掘し、広くPRすることで、市民や事業者の取組意欲の喚起を図ります。	環境保全課 産業政策課
③環境に配慮した移動手段対策の促進	○公共交通の利用促進 ・公共交通の利用促進に向けた地域全体の計画策定に向けた検討を進めるとともに、普及啓発・情報発信を行います。 ・地域巡回ローズバスの効果的な運行の改善やバス事業者等との連携による交通利便性の向上に努めます。	環境保全課 市街地整備課
	○環境負荷の少ない移動手段の促進 ・歩行者にやさしい道路環境の整備や自転車走行空間の環境改善に努めます。 ・カーシェアリングやコミュニティサイクルなど新たな交通手段の導入について民間事業者と連携して検討します。 ・自転車や公共交通機関の利用を促すため、ノーマイカーデーやエコ通勤などの普及啓発を行います。	環境保全課 市街地整備課 建設管理課 高架事業・道路整備課

(2) 減量化・再使用・再資源化・適正処理の推進

①廃棄物の発生抑制の推進

限りある資源を大切にするとともに、効率的に使用することで環境への負荷を減らす循環型社会の構築に向けて、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、廃棄物の発生抑制に対する役割と責任を果たす取組を推進します。

②再資源化の推進

資源の循環とごみの減量化を図るため、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進や集団回収を進めています。さらなる資源ごみの分別の徹底と資源の循環を図る取組を推進します。

③適正処理の推進

環境負荷を軽減するため、環境に配慮した廃棄物の適正処理の取組を推進します。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
① 廃棄物の発生抑制の推進	○家庭系ごみの減量化推進 ・ 3 Rのうち、減量化（リデュース）と再使用（リユース）に優先的に取り組む意識を定着させ、ごみの減量化を推進します。 ・ 広報活動・情報提供による意識啓発により、ごみを出さない生活意識の浸透を図ります。	生活環境課
	○事業系ごみの減量化推進 ・ 排出事業者への指導や情報提供を充実させることにより、排出者責任について周知徹底を図るとともに、ごみの発生抑制を促します。	生活環境課
② 再資源化の推進	○家庭系ごみの再資源化の推進 ・ 資源ごみの分別を徹底することで、ごみの再資源化を推進します。 ・ 意識啓発や情報提供、また、資源の分別回収品目の追加の検討を行うことにより、再資源化を推進します。	生活環境課
	○事業系ごみの再資源化の推進 ・ 排出事業者への指導や情報提供を充実させることにより、排出者責任について周知徹底を図るとともに、再資源化を促します。 ・ 事業所から排出される紙類や食品廃棄物など、貴重な資源の再資源化に努めます。	生活環境課
③ 適正処理の推進	○不法投棄対策の推進 ・ 不法投棄を防止し、分別排出ルール of 周知に努めます。 ・ 「岸和田市きれいなまちづくり条例」の適切な運用により、快適な生活環境の確保を推進します。	生活環境課
	○環境負荷の少ない適正処理・処分の実施 ・ 効率的な収集体制のあり方について、検討を進めます。 ・ 限られた最終処分場を大切に、長期間にわたって使うため、埋立処分量の削減に努めます。 ・ ごみをステーションに持ち出すことが困難な市民を訪問支援する「ふれあい収集」などについて検討します。	生活環境課

4 環境を大切にしたい価値観の醸成と活動を促進する

【目指すまちのすがた】

家庭や職場で環境活動への参加と取組が進み、次世代の育成が図られています。

地球温暖化の防止、循環型社会の構築、生物多様性の保全など複雑化する環境課題に対して、市民一人ひとりが取り組むために、地域の環境について情報を得る機会の提供に努めます。

和泉葛城山のブナ林は「本州におけるブナ林の南限に近い」として知られ、大正12年に国の天然記念物に指定されています。また、一般的にブナ林が成立する標高より低い標高に位置するため、古くから学術的にも注目されています。

神於山は国や大阪府の協力のもと「神於山自然再生事業」として神於山保全活動推進協議会の会員である地域団体を始め市民や事業者など様々な団体が多様な里山再生・保全活動を積極的に行っています。

また、大阪府内のため池で最大の水面積を持つ久米田池は、平成27年10月に世界かんがい施設遺産に登録され、築造は奈良時代に遡り、神亀2年（西暦725年）から天平10年（西暦738年）の14年の歳月をかけて完成をみたとされています。

このように貴重で豊かな地域の環境について、体験する機会や学ぶ場の提供を進めるとともに、学んだことを周りに伝えられるよう働きかけるなど、ネットワークづくりに努めます。

【環境指標】

項目	単位	目標の目安	担当課
地域の環境保全活動数	人	・ 毎年、増加を目指します。	環境保全課

【各主体の取組】

市民

- 市民参加型の普及啓発事業に積極的に参加しましょう。
- 環境問題に関心を持ち、様々な情報を調べるとともに、学習会などに参加しましょう。
- 環境問題について学んだことや考えたことを家族、地域、学校などで積極的に話し合い、行動しましょう。
- 環境に関する情報を積極的に収集するとともに、環境施策についての理解や協力を心がけ積極的に行動しましょう。

事業者

- 自らの環境への取組を積極的に公開しましょう。
- 市の実施する普及啓発事業などに積極的に参加し、環境に関連する事業活動の情報提供を行いましょう。
- 市民などを対象とした講習会や施設見学会などを開催し、環境に配慮した事業活動への市民の理解を深めましょう。
- 事業活動のあらゆる場面において環境への配慮を徹底できるよう、従業員の教育に努めましょう。
- 従業員に対し、地域の環境保全活動への参加を奨励しましょう。

市

- 市民や事業者の環境保全活動を積極的に情報発信します。
- 環境学習・体験の機会について、子どもから高齢者まで幅広く情報提供を行います。
- 学校教育での環境教育・環境学習の取組を推進します。
- 市民や事業者同士の活動が結びつくきっかけとなる場を提供します。
- 積極的に取り組む市民や事業者などを支援します。

（１）環境に関する情報の公開・提供の推進

環境に関する情報を蓄積し、貴重な情報として環境教育・環境学習に活用していくために、情報の整備・提供に取り組みます。また、環境に関する基礎データについては、適切で、わかりやすい情報としてまとめることに努めます。

- ・環境に関する取組を広く発信し、市民や事業者との情報交換、連携を進めます。

（２）地域の環境保全活動・環境教育・環境学習の促進

身近な環境に関心を持ち、ライフスタイルや事業活動を見直すために機会づくりに努めます。

- ・地球温暖化の防止、循環型社会の構築、生物多様性の保全など環境を意識した行動を促すため、市民や事業者との協働により啓発活動を行います。
- ・市民や事業者と連携し、子どもから高齢者まで幅広い層に対し、環境について体験する場や学ぶ機会を提供します。

【取組方針と施策】

取組方針	施策	担当課
(1) 環境に関する情報の公開・提供の推進	○市内の自然や文化財等の情報提供 ・市民や事業者と連携し、市内に残る自然や文化財の情報を積極的に収集するとともに、広報誌、ホームページ、きしわだ自然資料館等を活用し情報提供を行います。	環境保全課 郷土文化室
	○環境情報の収集・情報の提供 ・国や府から得た環境に関する情報を市民や事業者へ提供します。 ・市民や事業者と連携し、イベントや勉強会を開催し、環境に関する情報を発信します。	環境保全課 郷土文化室
(2) 地域・環境教育・環境学習の活動の促進	○体験学習を取り入れた環境教育の推進 ・自然観察や農業体験など体験学習を導入した環境教育を推進します。	環境保全課 学校教育課 生涯学習課
	○学校等への環境教育人材の派遣 ・市職員や環境団体・企業等の専門家を学校や自治会の要請に応じて、講師として派遣します。	郷土文化室
	○地域での人材等の育成 ・環境活動等に参加する機会を創出し、人材の育成を行います。	環境保全課

第4章 市民・事業者・市の協働による特徴的な取組

本計画が目指す方向（環境像）や基本目標を実現するためには、広範囲な分野にわたる取組を総合的に推進するとともに、各主体が積極的に取組を進めていくことが重要です。

このため、計画全体をリードするものとして、市民や事業者とともに、協働で取り組んでいくテーマを特徴的な取組として位置付けします。

タイトル	内容	基本目標との関係			
		1	2	3	4
（１）岸和田の自然の中で楽しい１日を過ごすプロジェクト	和泉葛城山、神於山、久米田池、農地、水辺等の市内の豊かな自然環境の拠点を繋げる体験活動・学習を行います。ウォーキングマップ作成や環境クイズラリー、神於山まつりの復活など、長い目で見て市民が環境を大切にする仕組みづくりを行います。	◎	○	○	◎
（２）足もとを見つめ直して行動プロジェクト	環境に配慮した岸和田らしい日常生活の過ごし方などを集めた「（仮称）きしわだ暮らしの知恵手帖＜環境版＞」を市民や事業者と共に作成し、岸和田らしい地に足の着いた取組を進めます。	○	◎	◎	◎
（３）みんなに知らせよう岸和田の環境プロジェクト	市民や事業者の取組を把握し、広く発信していくため、「岸和田環境大賞」を実施し、市民の環境学習に役立て、取組の拡大と新たな取組の創出を促進します。	○	○	○	◎

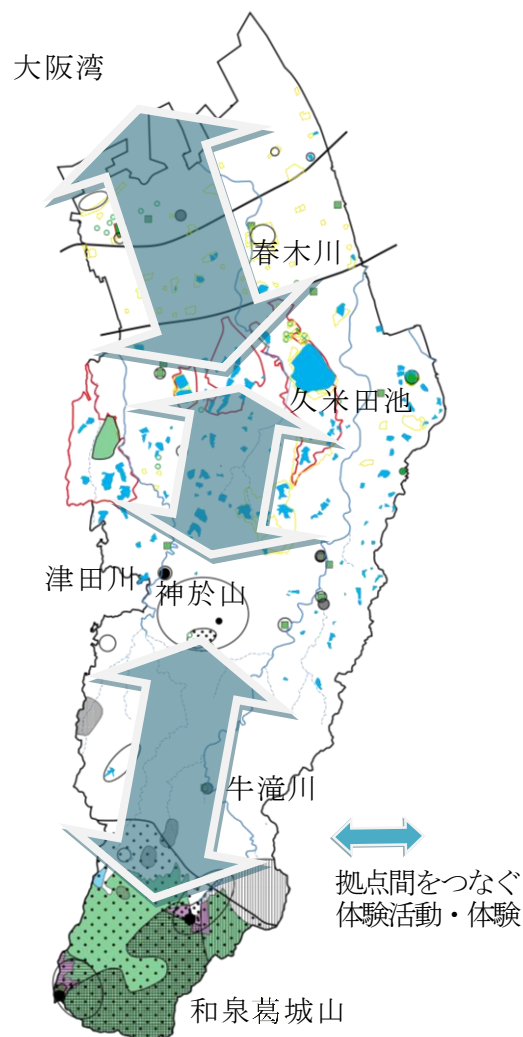
(1) 岸和田の自然の中で楽しい1日を過ごすプロジェクト

①背景

- ・本市の和泉葛城山、神於山、久米田池、農地、水辺等の豊かな自然環境は、まちの誇りであり、次世代に引き継いでいくべきものですが、誰かが守っていてくれるという意識が顕在しています。
- ・本市の豊かな自然環境や身近な自然を自分たちで守っていこうという意識づくりが必要です。
- ・市民が本市の豊かな自然環境や身近な自然に関心を寄せる仕組みが必要です。

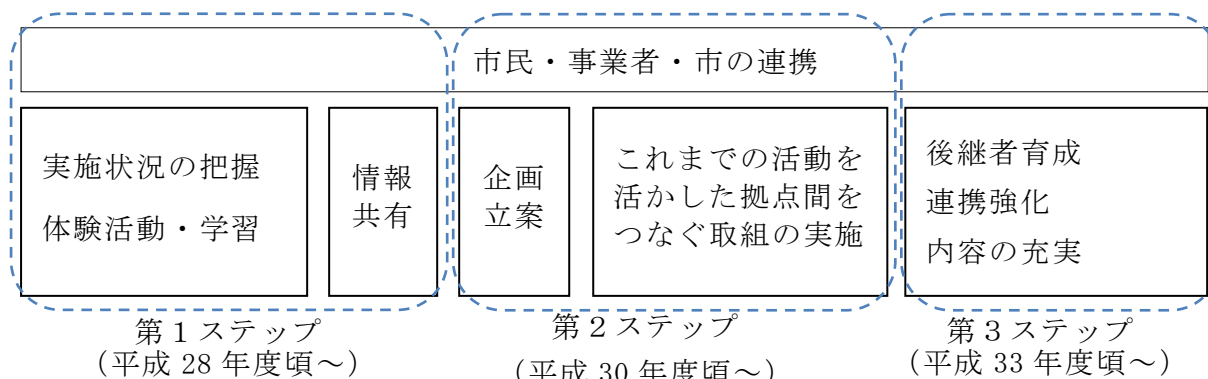
②取組内容（イメージ）

- ・和泉葛城山、神於山、久米田池、農地、水辺等の市内の豊かな自然環境の拠点間を繋げる体験活動・学習を行います。
- ・ウォーキングマップ作成、環境クイズラリー、「私は岸和田の自然を大切にします」などのワッペンやサイン、竹の有効活用など、長い目で見て市民が環境を大切にする仕組みづくりを行います。
- ・環境を意識する機会の無かった層に向けて、「環境と健康」などをテーマに、岸和田の自然環境の中での楽しい1日を過ごす体験の場を設け、市民が環境に関心を寄せるきっかけとします。また、熟年パワーを活用した運営を行うことによってすそ野を広げます。
- ・岸和田の自然の中で楽しい1日を過ごす体験活動・学習として、神於山まっりの復活やウォーキング環境ガイドの設置について検討します。



市内の自然環境の拠点活用イメージ

③ロードマップ



(2) 足もとを見つめ直して行動プロジェクト

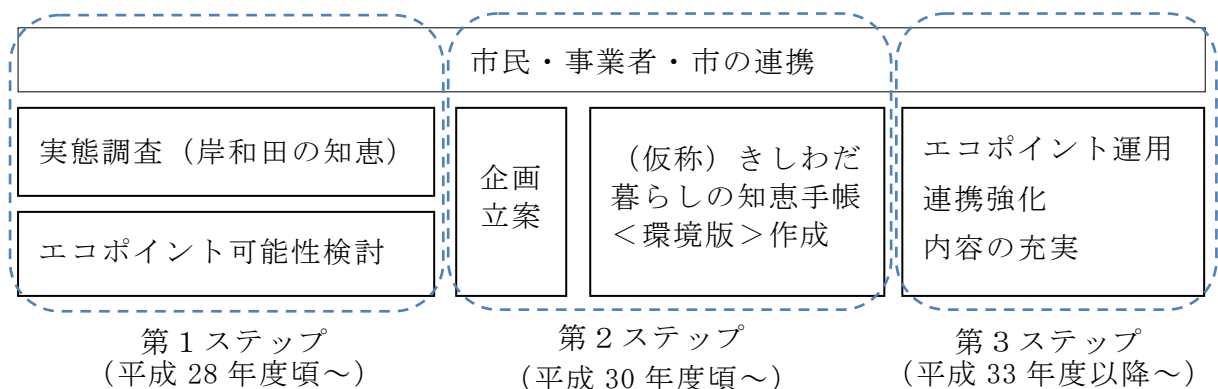
①背景

- ・地域のお年寄りの知恵を次世代に引き継ぐことが難しい現状です。
- ・昔からの暮らしの知恵やこれまでの活動、事業者の取組を再発見し、現代のライフスタイルに取り入れるとともに、市民や子どもたちに伝えていくことが重要です。

②取組内容（イメージ）

- ・環境に配慮した岸和田らしい日常生活の過ごし方などを集めた「(仮称) きしわだ暮らしの知恵手帖<環境版>」を市民やこれまで活動に取り組んでこられた方々、事業者と共に作成します。
- ・学校、町会、自治会、活動団体、事業者と連携して作成、運用することにより、世代間交流や地域内交流を進めます。
- ・「(仮称) きしわだ暮らしの知恵手帖<環境版>」にエコポイントカードの機能や市内の生きものの分布調査実施などの要素を付加することを検討します。

③ロードマップ



（３）みんなに知らせよう岸和田の環境プロジェクト

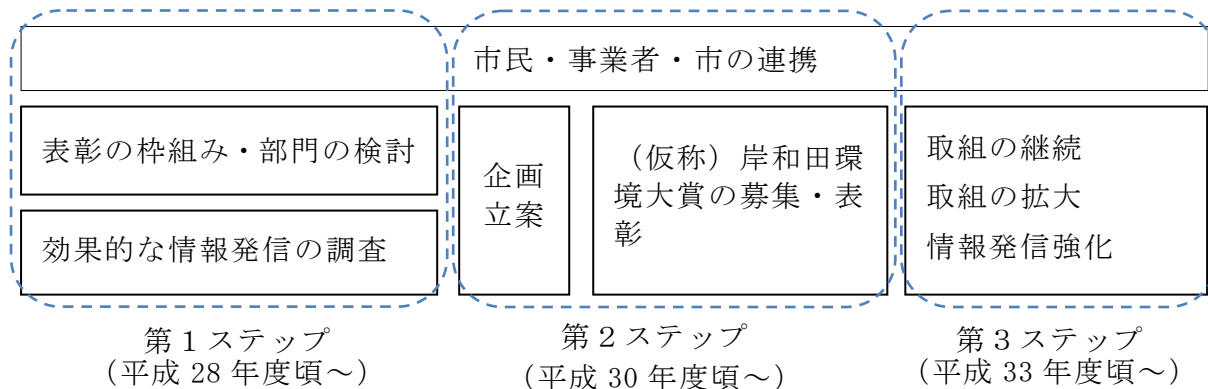
①背景

- ・市民や事業者の環境に関する取組や意識は 10 年前に比べて、高まっていますが、取組状況を正確に把握する仕組みがありません。
- ・環境に関心の無い人にいかに情報発信していくかが重要です。
- ・環境に配慮した行動や実践を応援することが、取組を継続、発展させることにもつながります。
- ・市民や事業者の取組に対する支援として、優れた取組を表彰し、身近な事例として発信していくことが重要です。

②取組内容（イメージ）

- ・市民、事業者、団体、学校などを対象に、取組の部門別（生物多様性の保全、美しいまちづくりの推進、エネルギーの有効利用、3Rの推進、協働、環境教育など）に、表彰を行います。
- ・表彰を行うことにより、市民や事業者の取組を広く発信することが可能となり、環境について考える市民が育つことが考えられます。

③ロードマップ



第5章 計画の着実な推進に向けて

(1) 計画の推進体制

① 庁内体制

本計画の推進及び進行管理を行う庁内組織として、「岸和田市環境計画等推進会議」を位置付けます。環境施策の進捗状況などについて、庁内の各担当課からの報告を受け、総合的・横断的な調整を行います。

② 環境審議会

学識経験者、公共的団体等の代表者、公募した市民によって「岸和田市環境審議会」を構成します。

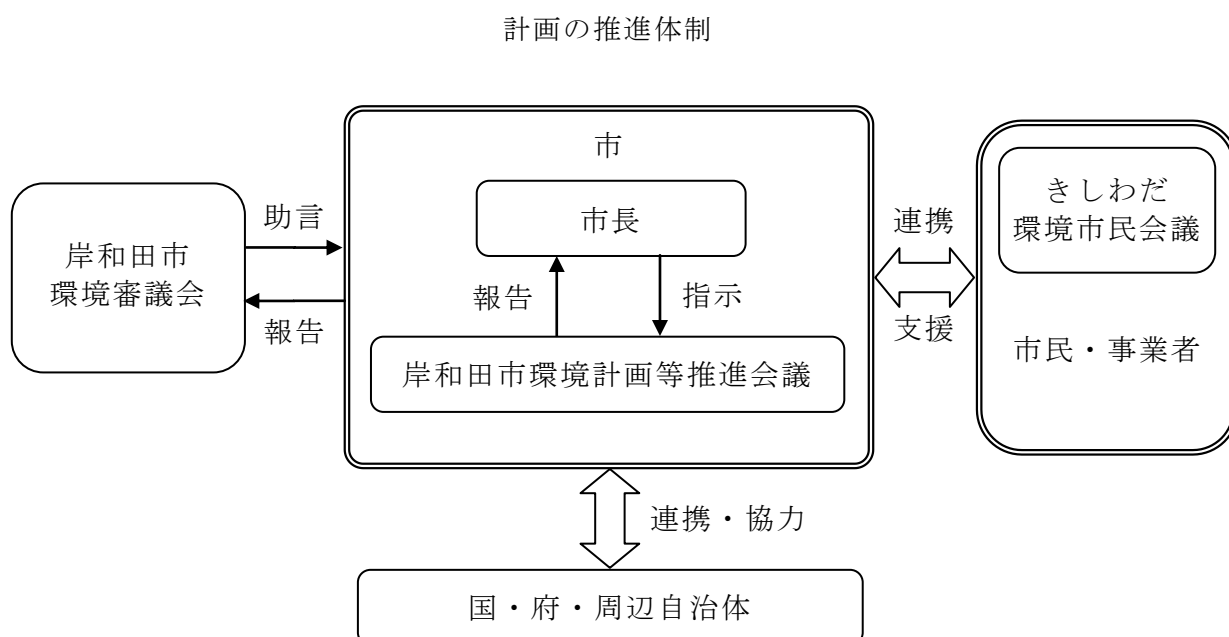
環境の保全等の施策に関する基本的事項、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事項などについて、多面的・専門的に計画審議し、見直し方針などを検討します。

③ 市民・事業者・市

市民・事業者・市は本計画に基づき、各主体の役割に応じて、主体的に取り組を進めます。また、「きしわだ環境市民会議」など市民・事業者・市が連携・協力する場を活用し、協働の取組を進めます。

④ 広域的な連携体制

広域的な課題に取り組むため、国や府、周辺自治体と連携を進め、取り組みます。



（２）計画の進行管理

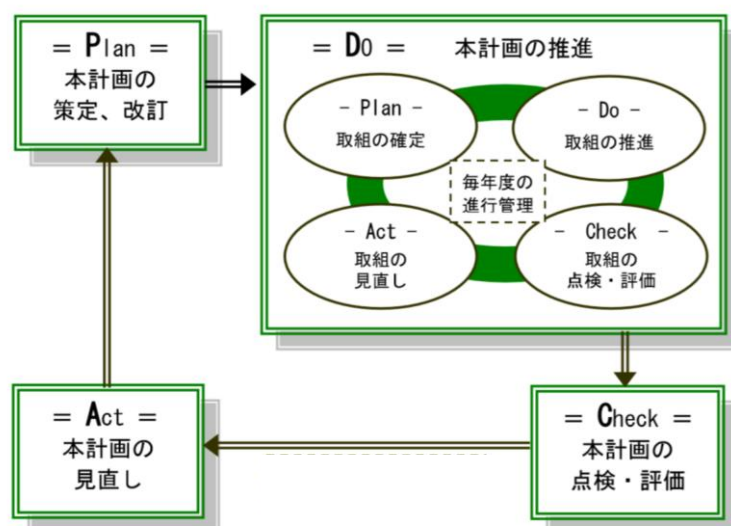
①環境白書を通じた見直し（毎年度実施）

環境指標を用いた計画の進捗状況および環境施策の取組状況などについて取りまとめた「岸和田市環境白書」を毎年度作成し、市民や事業者に公表することにより、取組の点検・評価と見直しを行います。

また、岸和田市環境審議会で審議を行い、助言を得て、取組の見直しを行います。

②計画全体の見直し

本計画は、平成 37 年度（2025 年）を目標年度としますが、社会情勢の変化や技術動向の変化等に応じて、適時、計画の体系や進行管理のあり方など、計画全体に関わる見直しを行います。



③環境指標

環境指標については、総合計画や個別計画等で目標値が設定されているものについては、その目標値を目標の目安とします。なお、個別計画が更新された時点で、目標値についても更新を行うものとします。その他の指標については、毎年、数値が改善されることを目標の目安として、環境指標の検証を行います。

なお、環境指標は社会情勢や技術変化等を考慮し、環境審議会での意見等を踏まえ、適時見直しを行います。

用語解説

【あ行】

アスベスト

石綿とも呼ばれ、天然に産する蛇紋石や角閃石の鉱物を繊維状鉱物にしたもので、その直径は $0.02 \sim 0.06 \mu\text{m}$ であり、主成分はケイ酸マグネシウム塩です。耐熱性、耐摩耗性などに優れているため、建設資材をはじめ広い用途に使用されていましたが、発がん性などの健康被害を有するため、大気汚染防止法で特定粉じん指定されています。有害性の高い青石綿と茶石綿は平成 7 年に、毒性が弱い白石綿については平成 16 年に製造・使用が禁止され、平成 24 年 3 月からアスベストを含む製品の使用・製造等が全面禁止されました。アスベストに関連があるとして確認されている疾患は、石綿肺、肺がん、悪性中皮腫などがあります。

アドプトフォレスト制度

大阪府が、事業者などと森林所有者の仲人となって、事業者が森づくりに参画するための制度です。

ESCO 事業

ESCO(エスコ)事業とは Energy Service Company の略称で、省エネルギーによる高熱水費の削減を利用者に保証し、削減方策の設計、施行、機器の保守・管理、施行後の効果検証までのすべてを提供する事業です。

大阪 21 世紀の新環境総合計画

府域における豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例に基づいて策定するもので、平成 22 年 5 月に大阪府環境審議会から「環境基本条例に基づく環境総合計画について」の答申を受け、旧環境総合計画(平成 14 年 3 月策定)を見直し策定したものです。府民の皆様の参加と行動のもと、計画では「低炭素・省エネルギー社会の構築」「資源循環型社会の構築」「全てのいのちが共生する社会の構築」「健康で安心して暮らせる社会の構築」の 4 つの分野で施策を推進し、「魅力と活力ある快適な地域づくり」を進めていくとしています。

オゾン層

オゾンは、酸素原子 3 個からなる物質のことで、大気中のオゾンの大部分は地上から約 10km~50km 上空の成層圏に存在し、オゾン層と呼ばれています。太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしています。

温室効果ガス

地表から放射された赤外線を吸収し、地球上を暖かく保つ気体の総称です。二酸化炭素、メタン、フロンガスなどがあります。近年、人間活動の活発化に伴い温室効果ガスの濃度が上昇しており、地球の温暖化が懸念されています。

【か行】

カーシェアリング

登録を行った会員間で特定の自動車を共同使用するサービスないしはシステムです。自動車を借りるという面ではレンタカーに近い存在ですが、レンタカーより短時間の利用を想定しており、利用者は他の公共交通機関などの利用と併せてより便利で安価に自動車を利用することができ、環境負荷の軽減につながるとされています。また、交通渋滞の緩和や公共交通の活性化なども期待されています。

外来生物（外来種）

国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のことです。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。

環境基準

人の健康の保護及び生活環境の保全の上で維持されることが望ましい基準。大気、水質、地下水、土壌、騒音について定めていますが、振動については定められていません。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。1994（平成 6）年に第 1 次計画、2000（平成 12）年に第 2 次計画、2006（平成 18）年に第 3 次計画、2012（平成 24）年に第 4 次計画が閣議決定されました。

環境基本条例

豊かな環境の保全及び創造に関し、府、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、大阪府で定められた条例です。

環境基本法

環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。環境基本法第 20 条には、環境影響評価の推進の規定があります。

環境リスク

人の活動によって環境に加えられる負荷が環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（人の健康や生態系に影響を及ぼす可能性）のことで、負荷の要因として、化学物質、自然環境の改変行為、温室効果ガス等が挙げられます。なお、化学物質による環境リスクの大きさは、有害性の程度と暴露量（体に取り込む量）によって決まります。これは、たとえ有害性が高くても暴露しなければ安全であり、また、有害性が低くても長時間の暴露や高濃度であれば危険であるためです。

岸和田市環境保全条例

環境の保全と創造についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、現在及び将来にわたり市民が健康で安全かつ文化的な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的として、岸和田市で定められた条例です。

健康項目

水質汚濁防止法において、人の健康の保護に関する環境基準に設定されている項目です。

光化学オキシダント（Ox）

工場や自動車から排出される窒素酸化物及び炭化水素等の一次汚染物質が、太陽光の紫外線を受けて光化学反応を起こして二次的に生成されるオゾン、パーオ

キシアセチルナイトレート（PAN）等の酸化性物質の総称です。光化学オキシダントは、いわゆる光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜への刺激や呼吸器への影響が知られているほか、農作物などへの影響も報告されています。

公共用水域

水質汚濁防止法において、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水路と定義されています。ただし、公共下水道及び流域下水道で終末処理場を設置しているものは除きます。

航空機騒音

航空機の飛行などに伴い発生する騒音で、航空機騒音の特徴として、（1）その音がきわめて大きい、（2）ジェット機などでは金属製の高い周波数成分を含む、（3）間欠的、場合によっては衝撃的、（4）上空で発生するため被害面積が広い等が挙げられます。また、離陸機と着陸機では離陸機、機種では古い機種、飛行距離では遠くに飛行するものほどそのレベルは大きく、飛行コースによっても大きく異なります。

コミュニティサイクル

街中に自転車の貸出拠点を多数設置し、利用者がどこでも貸出・返却できる、新しい交通手段です。

【さ行】

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ないことが特徴です。

指針値

指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されています。

3 R

ごみを減らすために大切な3つの行動で、Reduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再生利用）の頭文字をとって作られた言葉です。順番どおりに取り組むことが大切です。

生活環境項目

水質汚濁防止法において、生活環境の保全に関する環境基準に設定されている項目です。河川、湖沼、海域によって適用される項目は異なります。

生活排水

台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のことです。このうち、トイレの排水（し尿）を除いたものを生活雑排水と言います。汚濁負荷（BOD）として、し尿は全体の約30%であり、台所からの排水が約40%、風呂からの排水が約20%、洗濯からの排水その他が約10%の負荷割合です。

生態系サービス

私たちの暮らしは食料や水の供給、気候の安定など、生物多様性を基盤とする生態系から得られる恵みによって支えられています。これらの恵みを「生態系サービス」と呼びます。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのことで、たくさんの種類の動植物がいる「種の多様性」、森林・里地里山など様々な環境がある「生態系の多様性」、同じ種類でも異なる遺伝子を持つ「遺伝子の多様性」の3つの多様性があり、これら3つの多様性が深く結びつくことで、生きものの暮らしが守られます。

【た行】

ダイオキシン類

塩素を含む有機化合物の一種で、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナー

PCB) の総称です。物の燃焼等の過程で非意図的に生成されます。それぞれ毒性の異なる多くの異性体が存在しますが、そのうち毒性の強さがわかっている PCDD は 7 種類、PCDF は 10 種類、コプラナー PCB は 12 種類を対象として、最も毒性の強い 2, 3, 7, 8-テトラクロロジベンゾ-パラ-ジオキシン (2, 3, 7, 8-TCDD) の毒性を 1 として他の異性体の毒性の強さを換算した毒性等価係数 (TEF) を用いて、毒性等量 (TEQ) として算出されます。ダイオキシン類対策特別措置法で、大気、水質 (水底の底質を含む)、土壌の環境基準が定められています。

地球温暖化

石油・石炭などの大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が増加し、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇することです。

典型 7 公害

「公害」は、環境基本法により、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる (1) 大気の汚染、(2) 水質の汚濁、(3) 土壌の汚染、(4) 騒音、(5) 振動、(6) 地盤の沈下及び (7) 悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生じること、と定義されており、これらの 7 種類を典型 7 公害と呼びます。

天然記念物

文化財保護法に基づき、文部科学大臣が指定する、動物、植物及び地質鉱物で

わが国にとって学術上価値の高いものことです。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定されます。国が指定するものの他、都道府県、市町村が条例に基づき指定するものもあります。

特定外来生物

外来生物法 (特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律) に基づき、外来生物 (国外起源の外来種) であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される生物です。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれます。特定外来生物に指定されたものについては、飼育、栽培、保管及び運搬、輸入の原則禁止、野外へ放つ、植える及びまくことの禁止、許可を受けて飼養などする者から飼養などする許可を持っていない者に対しての譲渡、引渡 (販売も含む) の禁止のほか、個体識別などの措置義務が課せられます。

【は行】

バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。種類は多岐にわたり、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物などの廃棄物系のもの、稲わら・麦わら・もみ殻・林地残材などの未利用のもの、資源作物 (さとうきびやトウモ

ロコシなどのエネルギーや製品の製造を目的に栽培される植物）があります。

ヒートアイランド現象

都心の気温が郊外に比べて高くなる現象です。気温の分布図を描くと、高温域が都市を中心に島のような形状に分布することからヒートアイランド（熱の島）といわれています。都市において、人工物の増加、地表面のコンクリートやアスファルトによる被覆の増加、それに伴う自然的な土地の被覆の減少、さらに冷暖房などの人工排熱の増加により、地表面の熱収支バランスが変化したことが原因といわれています。

微小粒子状物質（PM2.5 ; Particulate Matter 2.5）

大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径 $2.5 \mu\text{m}$ 以下のものです。粒径が非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。主な構成成分は、ディーゼル自動車などから排出される元素状炭素や硫黄酸化物、窒素酸化物、揮発性有機化合物などのガス状物質が大気中で光化学反応等により粒子化する二次生成粒子などです。平成 21 年 9 月に環境基準が設定されました。

PRTR 法

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法：化管法）の略称です。事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障の未然防止を図ることを目的としています。環境への排出量の把握等を行う PRTR 制度及び事業者が化学物質の性状及び取扱いに関する情報（SDS）を提供する SDS 制度が定められています。

岸和田市環境計画

～自然を友に 人・まち・未来～

資料編

平成 28 年 3 月

岸 和 田 市

目 次

第1章	旧計画から見る岸和田市の環境の現況	1
第1節	岸和田市の環境特性	1
1	位置等	1
2	人口及び世帯数	2
3	土地利用の現状	2
4	産業	4
5	交通	6
第2節	自然環境の現況	9
1	地形・地質	9
2	気候	10
3	動植物	10
4	水辺	13
5	自然環境の保全に関する法の適用状況	15
第3節	快適環境の現況	16
1	快適環境の概要	16
2	公園等の整備状況	17
3	景観の特徴	19
4	歴史的・文化的遺産の特徴	20
第4節	生活環境の現況	21
1	大気環境	21
2	騒音	24
3	水環境	27
4	ダイオキシン類	35
5	公害に関する苦情受付件数	36
第5節	地球環境の現況	37
1	エネルギー	37
2	上水道	39
3	生活排水	39
4	一般廃棄物	40
第6節	環境保全活動の現況	41

第2章	岸和田市環境計画改定の経過	42
第1節	岸和田市環境審議会の開催状況	42
第2節	岸和田市環境審議会規則	43
第3節	岸和田市環境審議会委員名簿	45
第4節	市民・事業者による参画状況	47
第3章	岸和田市環境審議会 答申	48

第1章 旧計画から見る岸和田市の環境の現況

第1節 岸和田市の環境特性

1 位置等

本市は、大阪府の南部、泉州地域の中心部に位置し、古くから城下町として栄え、大阪府内では3番目に市制を施行しました。

平成26年10月1日現在、市の総面積は約73km²で、広ぼうは南北方向に約17km、東西方向に約8kmと南北に細長くなっています。

また、北西側の沿岸部は大阪湾に臨み、南側は和歌山県に接し、東側は北から忠岡町と和泉市に、西側は貝塚市に隣接しています。

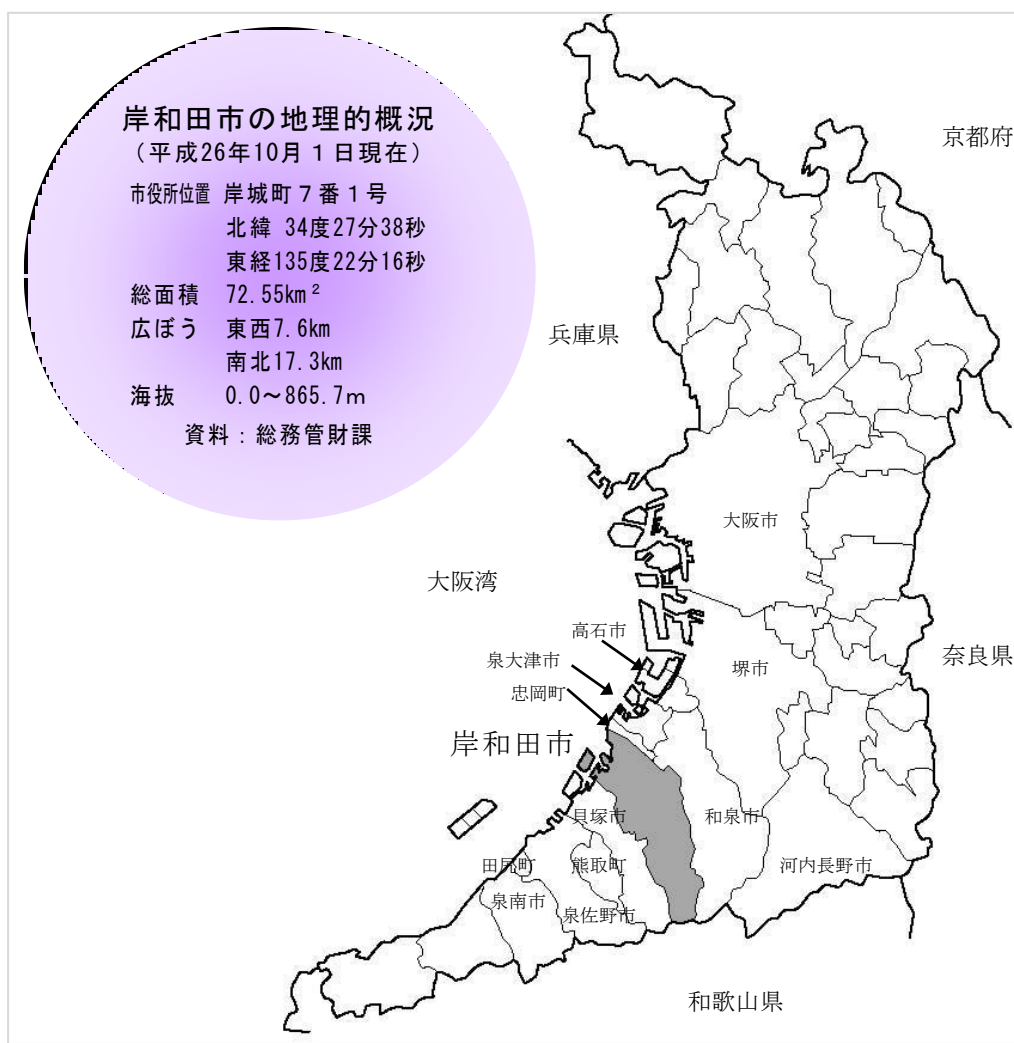
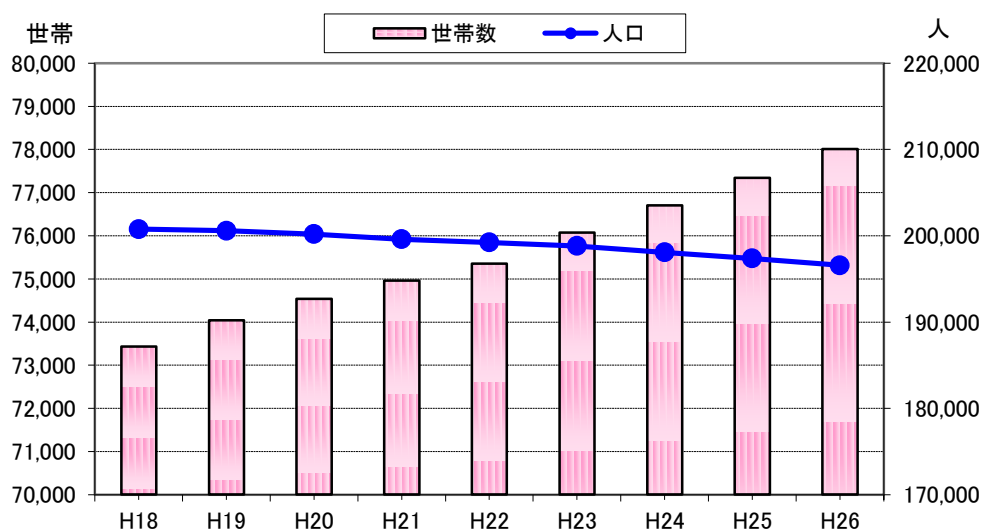


図1-1 岸和田市の位置

2 人口及び世帯数

本市の人口は平成 26 年 10 月 1 日現在で 196,586 人、世帯数は 78,008 世帯です。人口はわずかに減少傾向にありますが、世帯数は緩やかに増加しています。



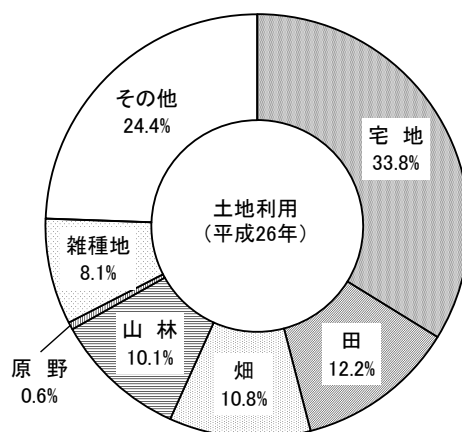
注) 国勢調査実施年以外は推計人口です。
資料：総務管財課

図1-2 人口と世帯数の推移

3 土地利用の現状

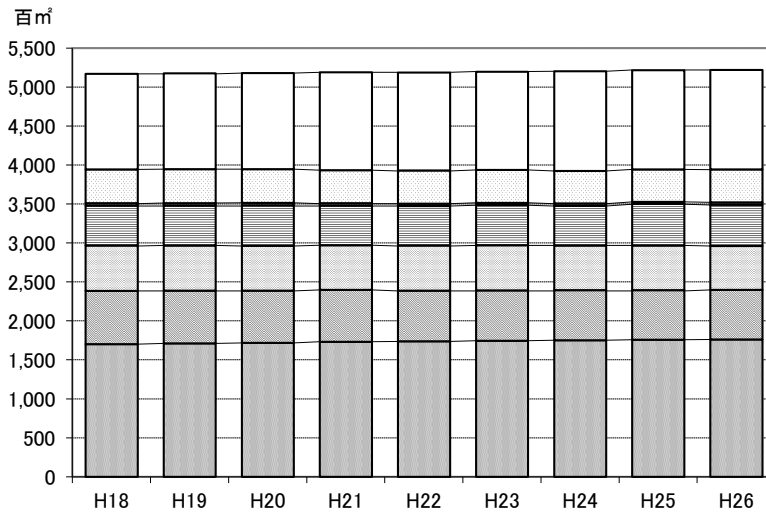
本市の地目別土地利用についてみると、平成 26 年では宅地が約 34%、農地（田及び畑）が約 23%、山林が約 10%となっています。近年では、農地面積は横ばい状態であり、市街地がわずかに増加しています。

また、平成 26 年 3 月現在の都市計画区域については、市街化区域が約 40%、市街化調整区域が約 60%となっています。なお、市街化区域では、住宅と工業の混在が見られます。



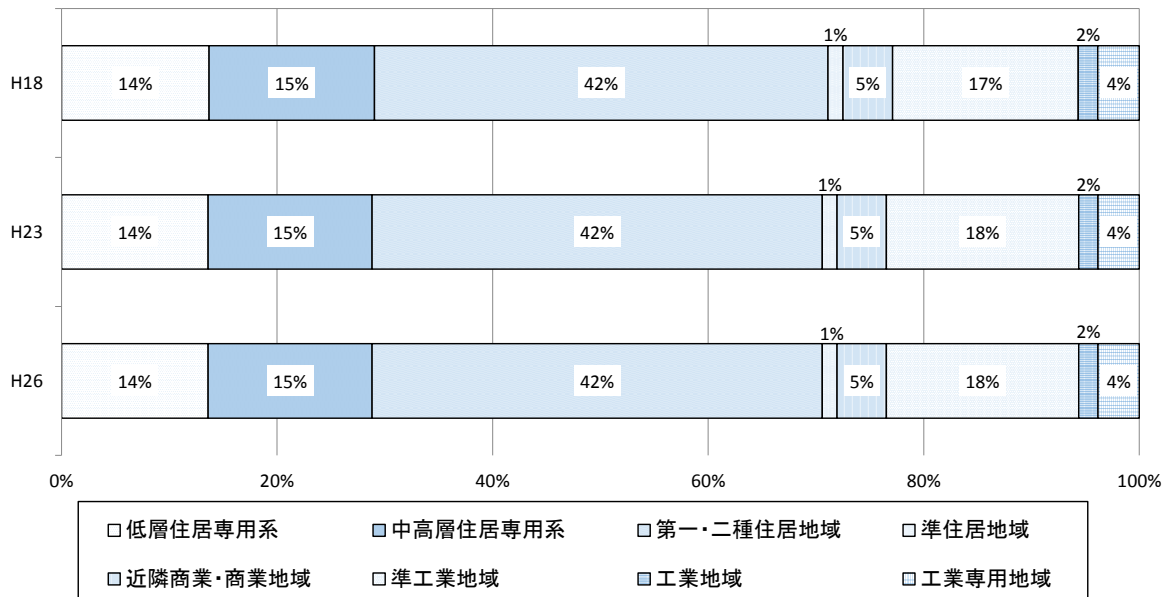
資料：固定資産税課

図1-3 地目別土地利用の割合



資料：固定資産税課

図1-4 土地利用の推移



注) 四捨五入の関係で、個々の数値の和と合計は必ずしも一致しません。

資料：都市計画課

図1-5 用途地域別面積割合の推移

表1-1 都市計画区域の推移

	市街化調整区域	市街化区域
H18	4,377 ha (60.4 %)	2,867 ha (39.6 %)
H23	4,377 ha (60.2 %)	2,888 ha (39.8 %)
H26	4,330 ha (59.6 %)	2,935 ha (40.4 %)

資料：都市計画課

4 産業

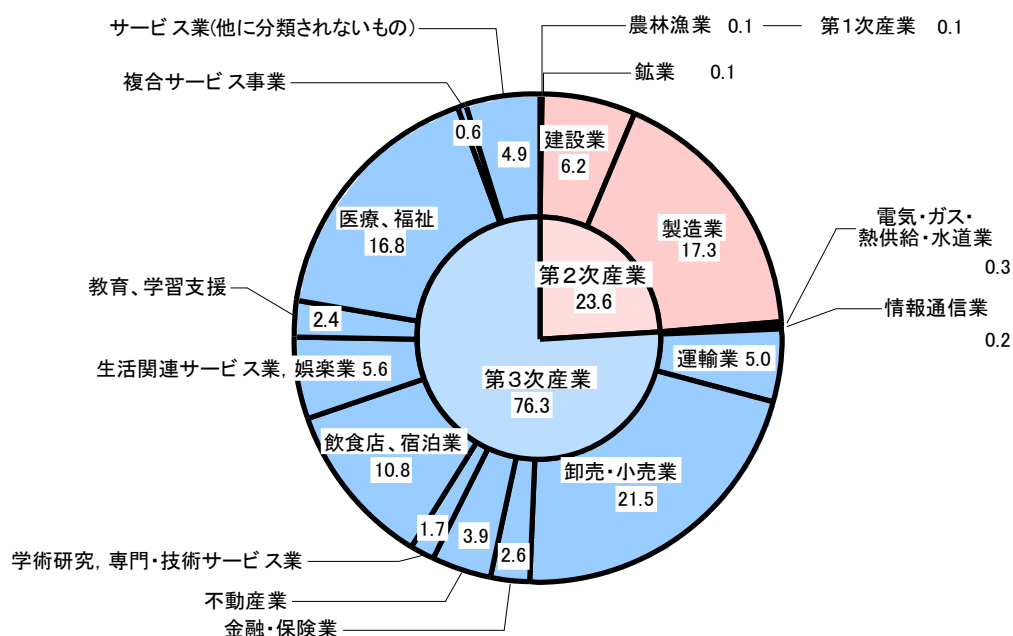
中小企業が地域経済に果たす役割の重要性とその振興による市民生活の向上と、活力ある岸和田の実現を目的とした、岸和田市中小企業振興条例が平成24年3月に施行されました。

本市の平成24年における従業者数は公務を除く全産業合計で64,451人であり、第3次産業の占める割合が約76%と高いのが特徴です。業種別に従業者数を見ると、卸売・小売業が約22%で最も高く、次いで、製造業、医療・福祉の順となっています。

第1次産業のうち、農業は従事者の不足・高齢化や後継者不足、農地の減少などの問題を抱えていますが、農業生産額は大阪府内第2位の出荷額を誇り、都市近郊農業として重要な役割を担っています。漁業は、大阪府の漁獲高の7割以上を占めるなど、大きな役割を担っています。

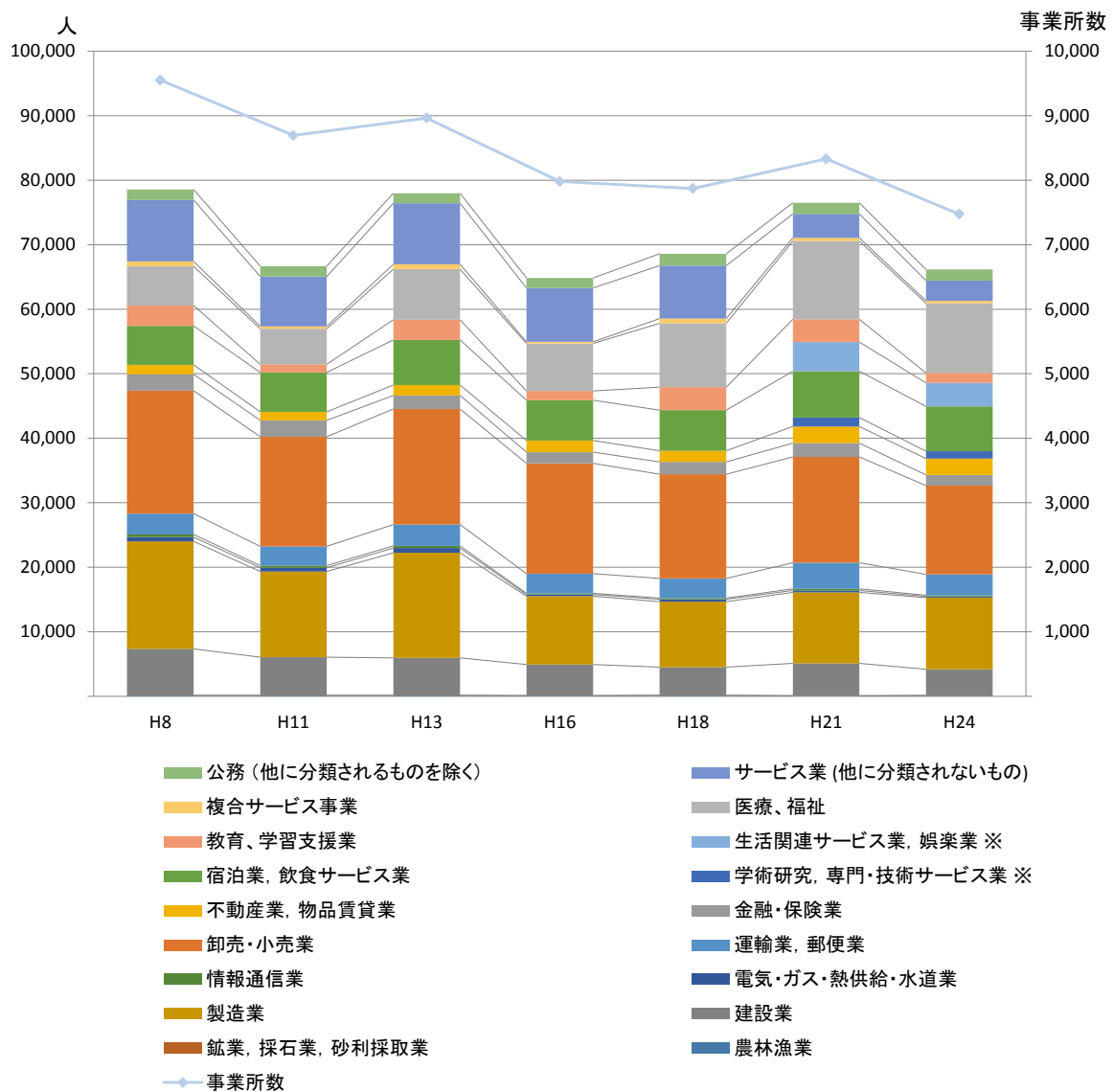
製造業は、事業所数及び従業者数の減少傾向が顕著となっています。商業は商店数の減少が続いていますが、従業者数は緩やかな増加傾向にあり、これは大型商業施設の開業が要因であると考えられています。

臨海部の工業地帯には、鉄工金属団地と木材コンビナートがあります。また、阪南2区（ちきりアイランド）も整備され平成21年度には、まちびらきが行われました。現在は順次、事業者の誘致が行われています。



注) 平成24年は「経済センサス活動調査」のため、民間事業所についてのみの割合です。
出典：平成24年度経済センサス活動調査

図1-6 産業別従業者数の割合(平成24年)



- 注 1) 平成11年、16年、24年の公務の従業者数・事業所数は各年の前回の調査の数値としました。
 2) 平成19年の産業分類改定により、一部整合性が取れない業種があります。
 3) ※の業種は、平成19年の産業分類改定により新たに追加されたものです。

出典：事業所・企業統計調査、経済センサス

図1-7 業種別従業者数及び事業所数の推移

5 交通

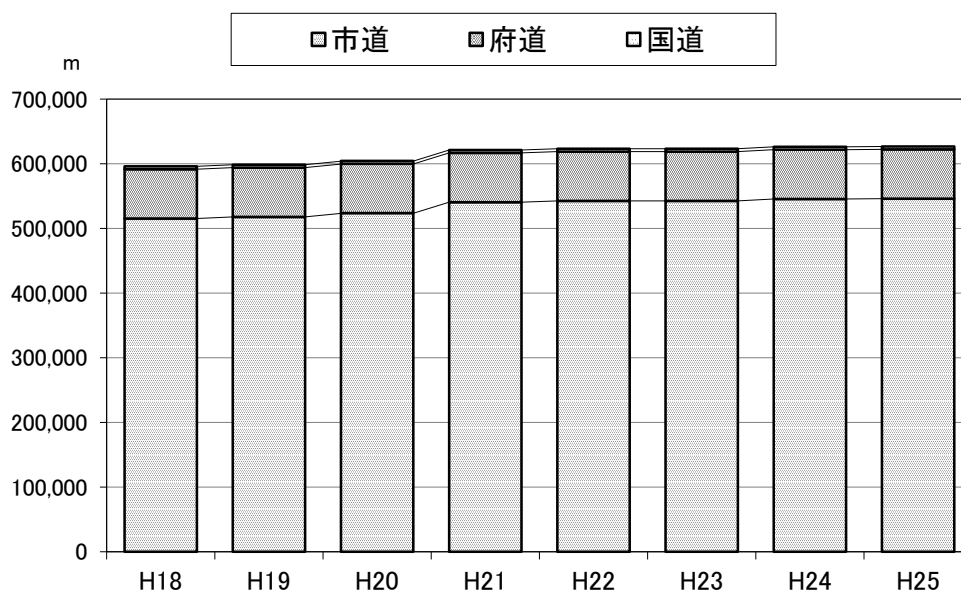
本市の平成25年4月1日現在の道路延長は約627kmで、近年は微増となっています。主要幹線道路は、臨海部に阪神高速湾岸線が南北に通っているほか、これにほぼ平行して西側から大阪臨海線（府道29号）、堺阪南線（府道204号）、国道26号、大阪和泉南線（府道30号）等の、交通量の多い幹線が市内を横断しています。そのため、南北方向の利便性は高くなっていますが、東西方向については都市計画道路を中心として、一部に整備済み路線が見られるものの全体的には未整備の路線が多く、利便性は低くなっています。

鉄道は、南海線とJR阪和線の2路線があり、市域内には南海線に4駅、JR阪和線に3駅、合計7駅が立地しています。各駅の1日平均乗降客数の合計は平成25年度で約46,000人です。岸和田、和泉大宮駅は減少傾向、春木、蛸地蔵駅は横ばい、久米田、下松、東岸和田駅は増加傾向を示しています。

バスに関しては、南海ウィングバスがバス路線を運行しています。また、南海岸和田駅を起・終点に市民病院、競輪場、浪切ホールなどの主要公共施設を結ぶ地域巡回バスとして、「ローズバス」が運行しています。

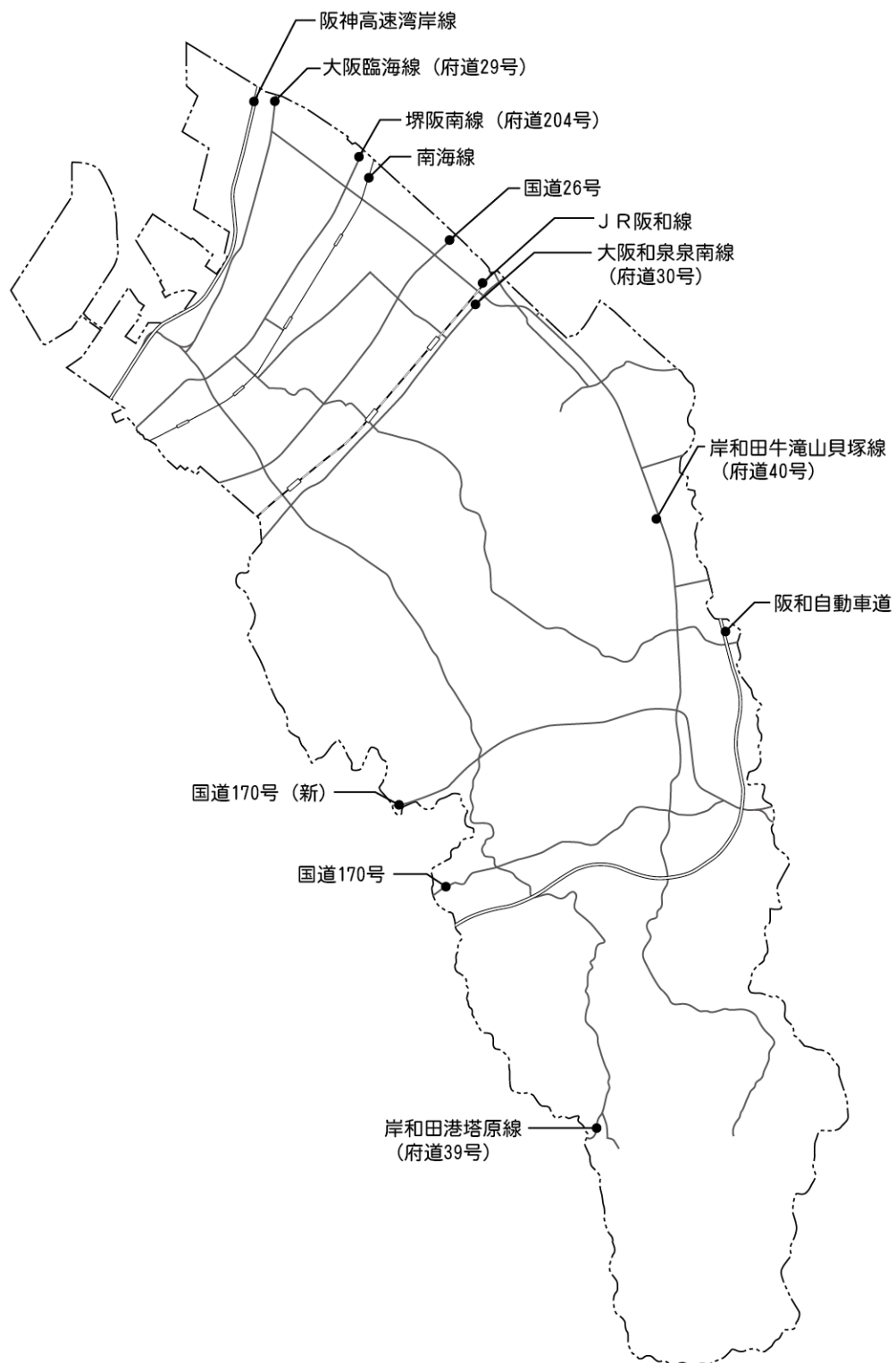
本市の自動車登録台数は平成25年度で約125,000台となっています。

主要幹線道路の交通量は、ほぼ横ばいで推移していますが、その中には混雑度の高い路線や大型車混入率の高い路線が見られます。



資料：高架事業・道路整備課（照会先：大阪国道事務所（国道）、岸和田土木事務所（府道））

図1－8 道路延長の推移



※岸和田市環境計画（平成 20 年 3 月）を基に見直し

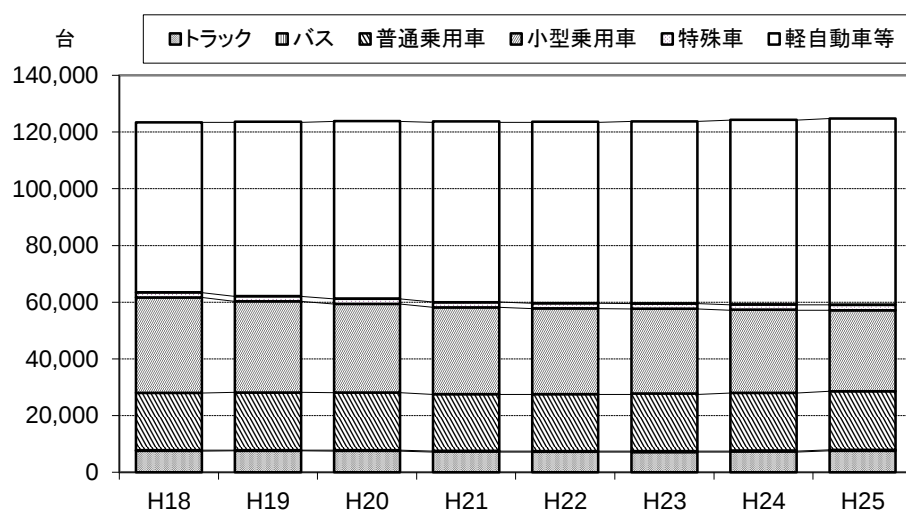
図1－9 交通体系

表1-2 鉄道駅別1日平均乗降客数の推移

単位:人

路線	駅名	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
南海線	総数	24,761	24,705	24,587	24,047	23,763	23,576	23,694	23,693
	春木	8,438	8,184	8,091	7,856	7,731	7,626	7,678	7,789
	和泉大宮	2,451	2,482	2,443	2,364	2,296	2,273	2,273	2,283
	岸和田	11,722	11,840	11,823	11,563	11,495	11,454	11,473	11,338
	蛸地蔵	2,150	2,199	2,230	2,265	2,241	2,223	2,270	2,283
JR 阪和線	総数	20,792	20,831	20,848	20,518	20,925	21,166	21,404	21,907
	久米田	7,020	6,991	6,968	6,759	6,885	6,959	7,023	7,095
	下松	3,279	3,318	3,337	3,369	3,489	3,598	3,676	3,745
	東岸和田	10,493	10,522	10,543	10,390	10,551	10,609	10,705	11,067
合 計		45,553	45,536	45,435	44,565	44,688	44,742	45,098	45,600

資料：総務管財課（照会先：南海電鉄（株）、JR西日本近畿統括本部）



注) 被牽引車を除いた台数です。

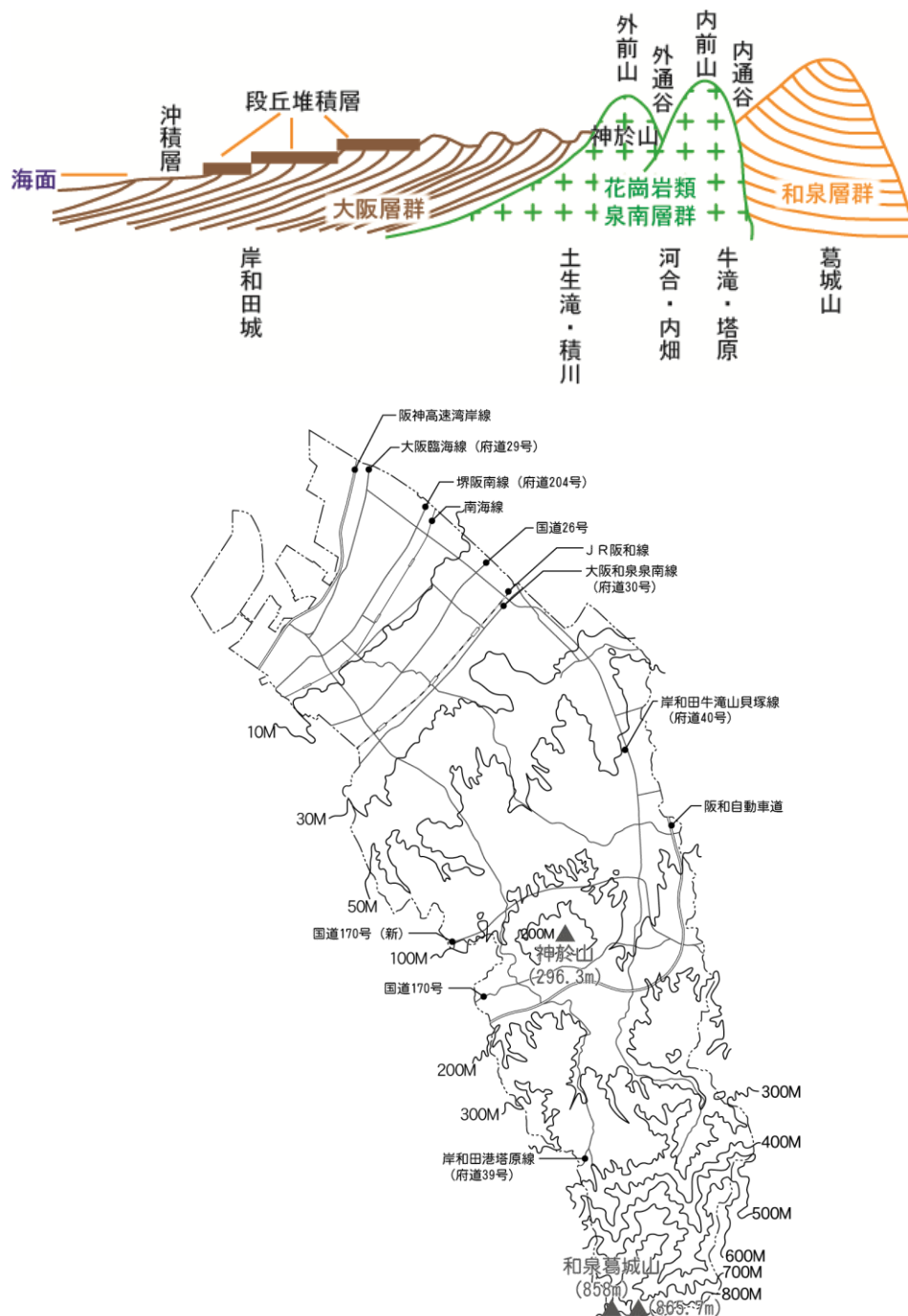
資料：総務管財課（照会先：近畿運輸局大阪陸運支局）、市民税課

図1-10 自動車登録台数の推移

第2節 自然環境の現況

1 地形・地質

本市は、地形的には東側より和泉葛城山（標高 858m）から神於山（標高 296m）付近までが山地部、山地部から久米田池付近までが標高 50m から 100m 程度の丘陵部、丘陵部から大阪湾までが平地臨海部となっており、山地部、丘陵部及び平地臨海部にほぼ3等分されています。



※岸和田市環境計画（平成20年3月）を基に見直し

図2-1 地域ごとの地形・地質

2 気候

本市の気候は瀬戸内海性気候で、晴天日数が多いのが特徴です。近在の熊取地域気象観測所では、平成 26 年に年平均気温 15.6℃、年間降水量 1,399mm を記録しています。

3 動植物

①植生

近畿地方では、山地の高所を除くほとんどの地域が、シイ・カシ類などの照葉樹林（常緑広葉樹林）を主とする暖温帯に属しています。本市についても、冷温帯林のブナ林が成立している和泉葛城山の山頂付近を除くと、ほとんどの地域がこの区域に含まれます。しかし、潜在的に照葉樹林となる地域は、古くから人為が加えられてきたところが多く、そのほとんどは、スギ・ヒノキの植林地やコナラ林などの二次林となっており、自然植生と呼べるのは、和泉葛城山のブナ林や牛滝周辺の常緑・落葉混交林と市街地～農村地域に点在する社寺林などに限られています。逆に、人為が適度に加わり、農地や二次林が適切に管理されることで、多様な生態系のモザイクが維持されてきたという側面もあります。

和泉葛城山山頂のブナ林は、標高が約 700～850m と低く、本州におけるブナ林の南限に近いことから、植物分布上貴重であることが認められ、大正 12 年に国の天然記念物に指定されています。また、神於山（標高 296m）は、市民に身近な森として、あるいは地域の自然の核として重要な森ですが、近年、アカマツやコナラ、アベマキなどを主とした二次林の多くが、モウソウチク林化し、問題視されています。

表2-1 分布・保全上重要だと認められる植物

地 域		分布・保全上重要と認められる植物種
平地～丘陵部		ガガブタ（府・Ⅰ）、タヌキモ科全般※ ¹ （以上、ため池）、リンボク（神社林内）
低 山 帯		カギカズラ、ヤナギイチゴ、スズサイコ（府・Ⅱ）、センブリ、ミヤマノコギリシダ、ナガバノイタチシダ、ナンカイイタチシダ（以上、神於山）、ナチシケンダ（神於山周辺）、ルリミノキ、イヌガシ、イチイガシ（以上、神社林内）、タイミンタチバナ、ツルコウジ、ホルトノキ、タニイヌワラビ（神社林内・神於山）、セリバオウレン、ヒメミソハギ、コモウセンゴケ他
和 泉 葛 城 山	山 麓	ビロードシダ、アオネカズラ、ヤマホロシ、カラタチバナ、ウシタキノウ、コウヤグミ（府・Ⅱ）、ナツトウダイ、ゴヨウアケビ、ナンバンハコベ、モミジドコロ、キチジョウソウ、イトモ（府・Ⅰ）、シシラン、サジラン、アオガネシダ、セイタカシケンダ、オオヒメワラビモドキ、ホソバコケシノブ、ナツノハナワラビ他
	中腹～山頂	ブナ、イヌブナ、ミドリワラビ（府・Ⅰ）、ケヤマウツボ、ハシリドコロ（府・Ⅱ）、カキノハグサ（府・Ⅱ）、ユリワサビ、エイザンスミレ、ミヤマウコギ、ウスバヒヨウタンボク（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、イズミカンアオイ、ヤマジオウ、ハバヤマボクチ（府・Ⅰ）、コショウノキ、メギ、ヒナノウスツボ、マネキグサ、ナツノタムラソウ（府・Ⅱ）、オオバアサガラ、ギンリョウソウモドキ、モミジカラスウリ、イイギリ、カツラギグミ（国・ⅠB、府・Ⅱ）、ミヤマハハソ、チドリノキ、コハウチワカエデ、イヌザクラ、イワボタン、タチネコノメソウ、コガクウツギ、ウラジロマタタビ、ニリンソウ、イチリンソウ、シロバナハンショウヅル（府・Ⅱ）、トウゴクサバノオ、ヤドリギ、ミズメ、ツチアケビ、コケイラン、オオナルコユリ、ユキザサ他多数

※環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA類、ⅠB類、大阪府レッドリスト絶滅、Ⅰ類、Ⅱ類に該当する種は明示しています。（環境省レッドリスト2015、大阪府レッドリスト2014参照）

※1 フサタヌキモ（国・ⅠB、府・絶滅）、タヌキモ（府・Ⅰ）、ヒメタヌキモ（府・Ⅰ）、ムラサキミミカキグサ（府・Ⅰ）、ノタヌキモ（国・Ⅱ）、ミカワタヌキモ（国・Ⅱ）、ヤチコタヌキモ（国・Ⅱ）

資料：郷土文化室

②動物

岸和田市内に生息する動物は、本州中部域に広くみられる温帯性の種が中心ですが、昆虫類の中には、やや南方系の要素をもつ種も確認されています。本市の自然環境は、都市化の進んだ平地、農耕地やため池の多い丘陵地、里山的な環境の低山地、自然植生が残る山地と、バリエーションに富んでおり、単独の市域としては比較的多様な種を見ることができます。中でも特色のある環境といえるのは、和泉葛城山のブナ林とため池です。前者は本州における南限に近く、昆虫ではトウカイコルリクワガタやブナアオシャチホコなどのブナ林特有の種が確認されているほか、エゾゼミなどの山地性の種も数多く生息しています。後者については、特に丘陵地から低山地にかけてのため池では、近年減少傾向にある水生昆虫類や魚類が確認されており、保全上の重要度は高いものと考えられます。

一方、平地から丘陵地にかけての地域では、近年外来種の増加が著しく、生態系や農林水産業への被害が問題になっています。特にため池については、オオクチバスやブルーギルといった外来魚の増加が、在来の生物相に重大な悪影響を及ぼしています。

表2-2 分布・保全上重要だと認められる生物

地 域	昆虫類 ・クモ類	魚類	両生類 ・は虫類	鳥類	ほ乳類
平地部 } 丘陵部	アキアカネ、チッチゼミ、コカブトムシ、ヒラタクワガタ、ヘイケボタル、ジュウサンホシテントウ、コガネグモ、ショウリョウバッタモドキ、ワスレナグモ（府・Ⅱ）	ニホンウナギ（国・ⅠB、府・Ⅱ）、アユ、ドジョウ（府・Ⅱ）	ニホンイシガメ、クサガメ、スッポン、トノサマガエル、ヒバカリ（府・Ⅱ）	シギ・チドリ類全般※ ¹ 、オオタカなどタカ科全般※ ² 、フクロウ科※ ³ 、ヒクイナ（府・Ⅱ）、タマシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、コアジサシ（国・Ⅱ、府・Ⅰ）、コシアカツバメ	タヌキ
低山帯	サラサヤンマ、カヤキリ、ヒナカマキリ、ハルゼミ、ツノトンボ、ショウリョウバッタモドキ、ミヤマアカネ、ヒメアカネ、ミドリササキリモドキ、ゲンジボタル、ヒメボタル、トラフシジミ	ドンコ	ニホンイシガメ、タカチホヘビ、アカハライモリ、ニホンヒキガエル（府・Ⅱ）、ニホンアカガエル（府・Ⅱ）、シロマダラ	ミゾゴイ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、ハチクマ・サシバなどのタカ科全般、フクロウ科全般、ヤマドリ、ウズラ（国・Ⅱ、府・Ⅰ）、トケン類全般、コシアカツバメ、カワガラス	アナグマ、キツネ（府・Ⅰ）、ジネズミ、カヤネズミ、ムササビ
山地部 （和泉葛城山）	オオルリボシヤンマ、アカエゾゼミ、ハンミョウ、セダカコブヤハズカミキリ、サカハチチョウ、ミドリヒョウモン、アオバセセリ、ムカシトンボ、エゾゼミ、トウカイコルリクワガタ、オニクワガタ、セダカテントウダマシ、オオムラサキ、スミナガシ、ジャノメチョウ、プナアオシヤチホコ、エゾヨツメ		カジカガエル、ニホンヒキガエル、ブチサンショウウオ、ジムグリ	サシバ、ツミなどタカ科全般、フクロウ科全般、トケン類全般、サンショウクイ（国・Ⅱ、府・Ⅱ類）、オオアカゲラ、アオゲラ、カワガラス、ヤマドリ、カケス	アナグマ、キツネ、ジネズミ、ムササビ、テン
ため池	キイトトンボ、ウチワヤンマ、ナニワトンボ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、オオキトンボ（国・ⅠB、府・Ⅰ）、コノシメトンボ、ノシメトンボ、コバンムシ（国・ⅠB、府・Ⅰ）、エサキアメンボ（府・Ⅱ）、ミズスマシ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、オオミズスマシ（府・Ⅱ）、コオイムシ（国・ⅠB、府・Ⅱ）、ミズカマキリ、ヒメミズカマキリ、タイコウチ、ベニイトトンボ	ドジョウ、ウキゴリ、シマヒレヨシノボリ、ミナミメダカ（国・Ⅱ、府・Ⅱ類）	ニホンイシガメ、クサガメ、スッポン	ヨシゴイ（府・Ⅱ）、ササゴイ、シギ・チドリ類全般、カワセミ、オオヨシキリ	カヤネズミ

※環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類、ⅠA類、ⅠB類、大阪府レッドリストⅠ類、Ⅱ類に該当する種は明示しています。（環境省レッドリスト2015、大阪府レッドリスト2014参照）

※1 シギ類：オオソリハシシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、ツルシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、アオアシシギ（府・Ⅱ）、タカブシギ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、ソリハシシギ（府・Ⅱ）、キョウジョシギ（府・Ⅱ）、オバシギ（府・Ⅱ）、ヒバリシギ（府・Ⅱ）、ウズラシギ（府・Ⅱ）、チドリ類：ムナグロ（府・Ⅱ）、ダイゼン（府・Ⅱ）、イカルチドリ（府・Ⅱ）、シロチドリ（国・Ⅱ、府・Ⅱ）、メダイチドリ（府・Ⅱ）

※2 ハチクマ（府・Ⅰ）、オオタカ、ツミ（府・Ⅱ）、サシバ（国・Ⅱ、府・Ⅰ）、クマタカ（国・ⅠB、府・Ⅰ）、チュウヒ（国・ⅠB、府・Ⅰ）

※3 トラフズク（府・Ⅱ）、コミズク（府・Ⅱ）、アオバズク（府・Ⅱ）

資料：郷土文化室

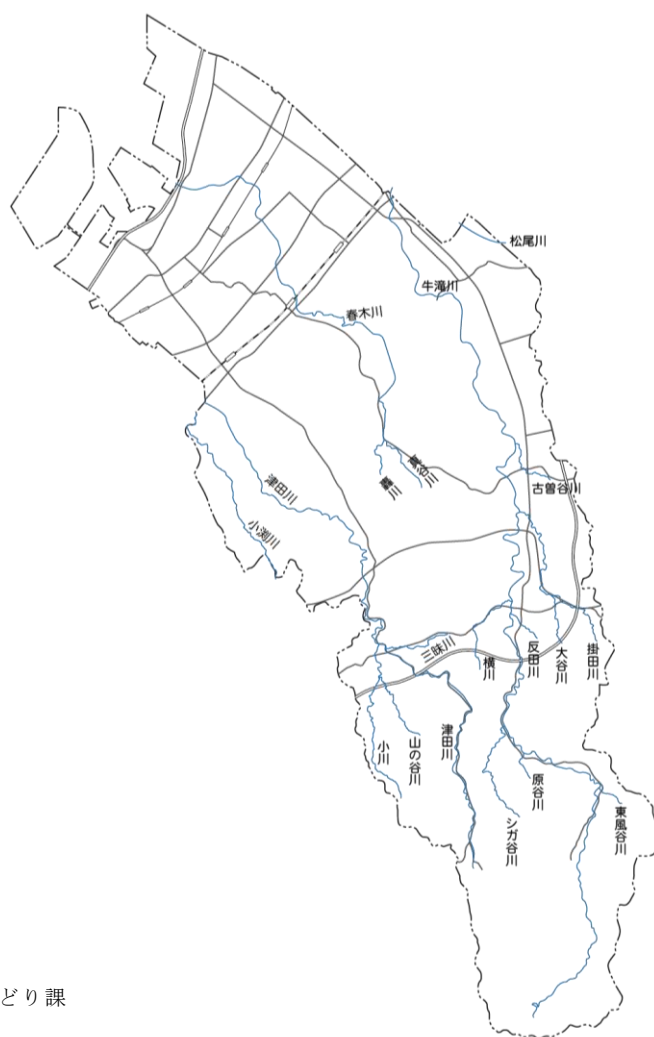
4 水辺

①河川

本市には、水源から河口にかけて市内を縦貫する春木川をはじめ、牛滝川や津田川などの河川があります。

〈主な河川の特徴〉

- ・ 牛滝川：上流部に溪谷や大威徳寺の緑がみられ、特徴的な自然景観を形成しています。
- ・ 春木川：神於山に源流をもち、3河川の中では流域面積が最も短く、以前は水質悪化に加えて親水性の乏しい空間となっていました。しかし、近年では、親水性を考慮した河川改修が進められており、水質も徐々に改善されつつあります。
- ・ 津田川：上流部に滝や溪谷がみられ、ホタルが生息しているなど、特徴的な自然環境を形成しています。



資料：水とみどり課

図2-2 主な河川

②ため池

本市には大阪府内のため池で最大の水面積を持ち、平成 27 年 10 月に世界かんがい施設遺産に登録された久米田池をはじめ、平地丘陵部から丘陵部にかけて蜻蛉池、中島池など数多くのため池が分布しています。これらのため池は、農業用水や養魚池として利用されているほか、渡り鳥の飛来地として貴重な自然環境となっています。しかし、昭和 50 年代に約 800 箇所あったため池は、農地の減少や宅地開発により、現在では約 430 箇所に減少しています。

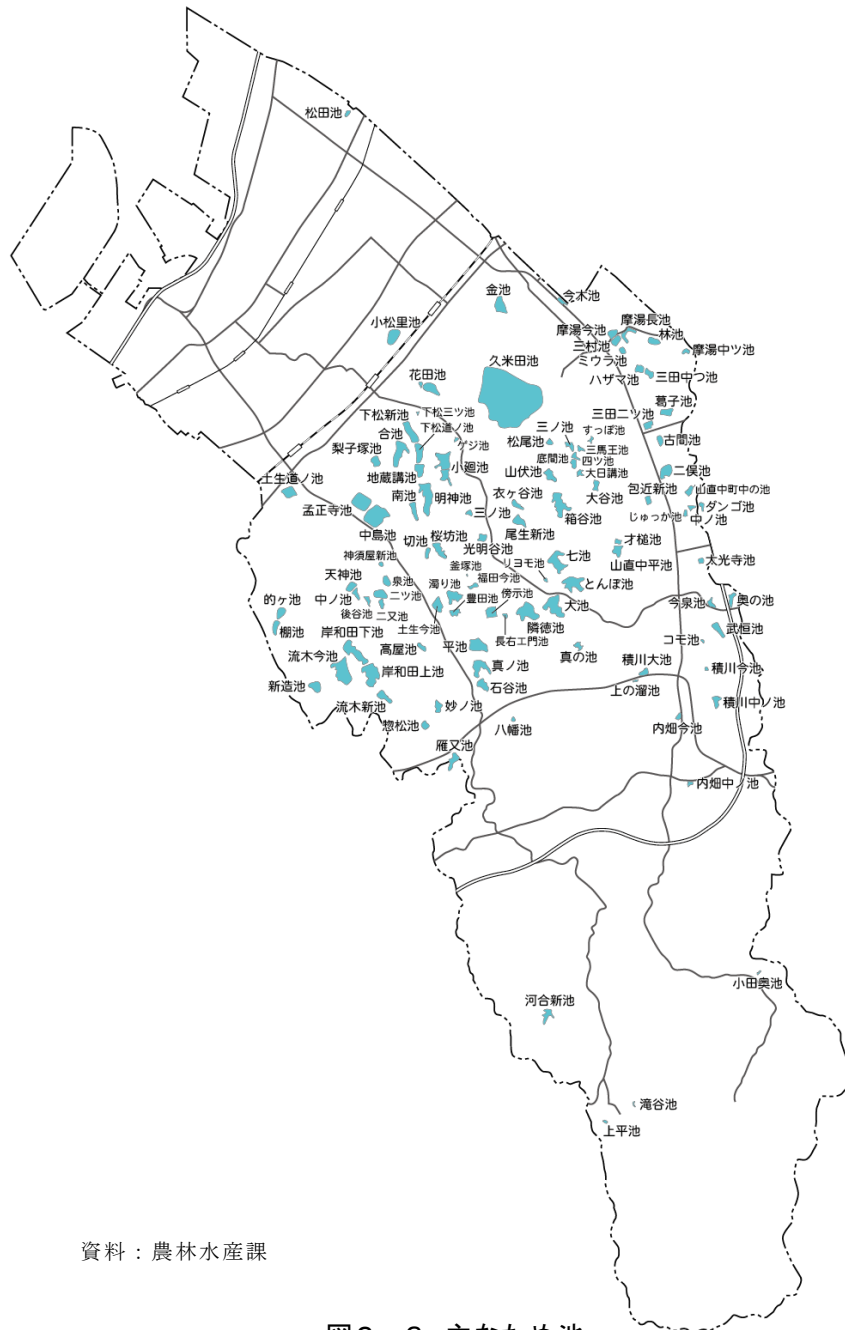


図2-3 主なため池

③海浜

阪南 2 区埋立地（ちきりアイランド）の一部に、人工干潟の整備が進められています。

5 自然環境の保全に関する法の適用状況

農用地及び森林に関わる法の適用地域として、農用地区域、農業振興地域、地域森林計画区域があります。農用地及び農業振興地域は丘陵部から山地部にかけての地域で、地域森林計画区域は山地部で指定されています。

また、自然環境保全に関わる法の適用地域として、近郊緑地保全区域、保安林、自然環境保全地域、鳥獣保護区などがあります。保安林、鳥獣保護区などは山地部、丘陵部で指定されており、山地部と丘陵部との境界付近には、近郊緑地保全区域及び自然環境保全地域が指定されています。

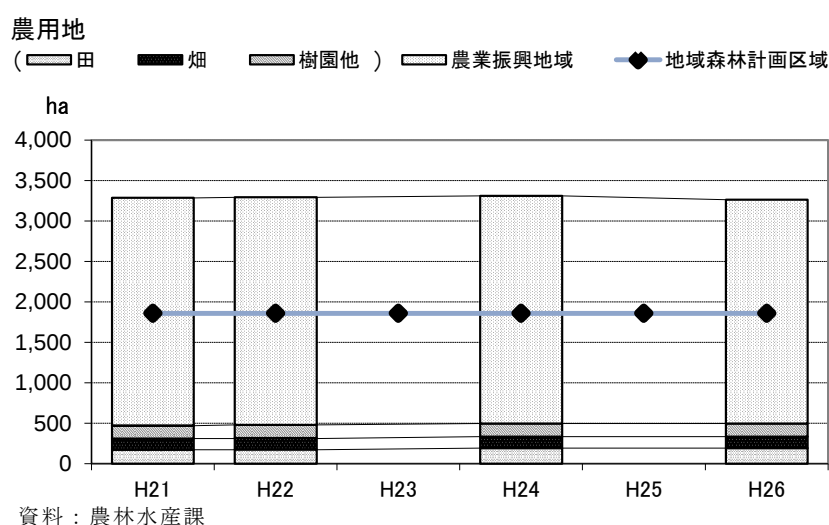


図2-4 農用地及び森林に関わる指定状況

表2-3 自然環境保全に関わる指定状況

指定地区		面積 (ha)
近郊緑地保全区域		1,108
保安林	水源のかん養保安林	520
	土砂の流出の防護保安林	194
	土砂の崩壊の防護保安林	2
	風致地区の保存保安林	25
	公衆保健保安林	9
	小 計	750
自然環境保全地域 (意賀美神社のみ)		1.32
鳥獣保護区等	葛城牛滝鳥獣保護区	512
	和泉葛城ブナ林鳥獣保護区	57
	岸和田猟銃禁止区域	3,930
	小 計	4,499

出典：岸和田市生物多様性地域戦略2014

第3節 快適環境の現況

1 快適環境の概要

環境資源の分布は、市域の平地臨海部から山地部にかけて変化がみられ、平地臨海部に人工的環境資源が多く、丘陵部、山地部と標高が増すにつれ、自然的環境資源が多くなる傾向にあります。

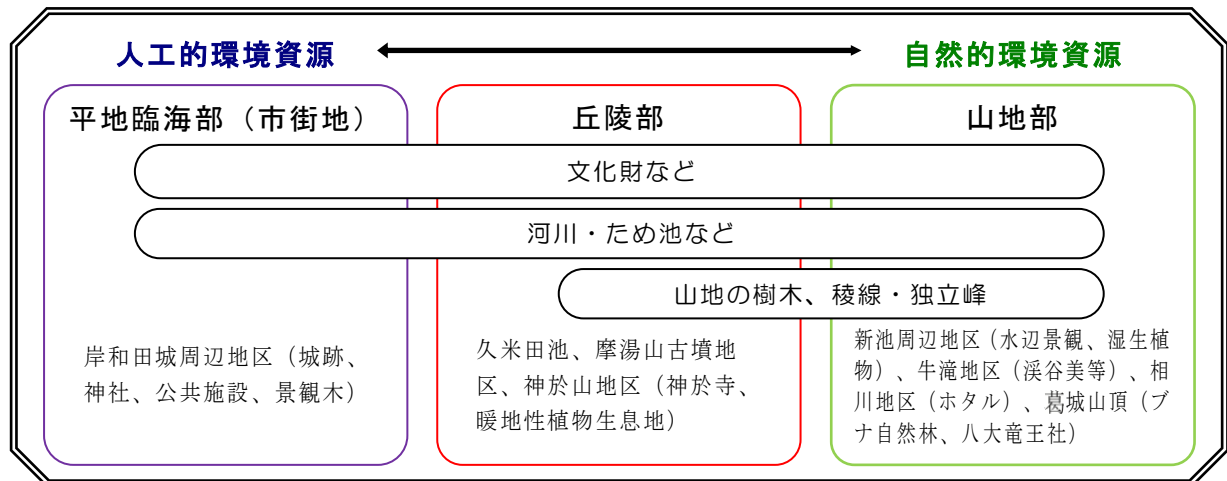
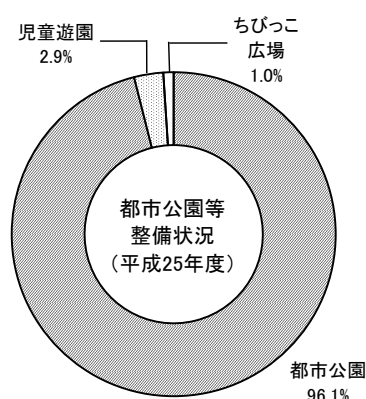


図3－1 快適環境の概要

2 公園等の整備状況

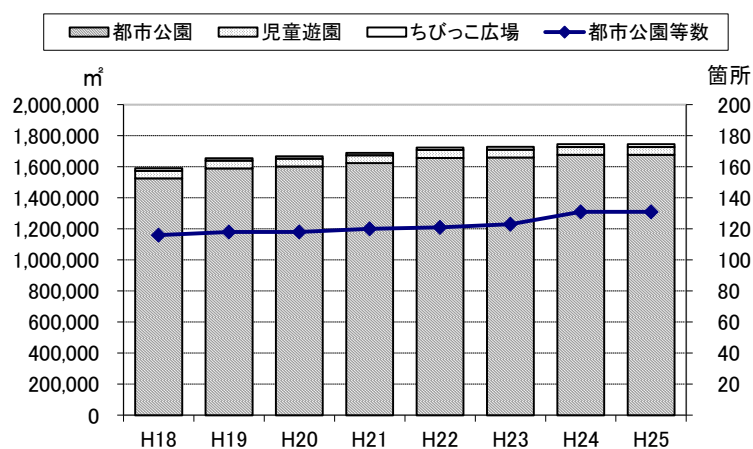
平成 25 年度における都市公園は園数が 131 箇所、総面積が 1,678,000 m²となっており、市民一人当たりの面積は約 8.10 m²となっています。

また、都市公園等（児童遊園やちびっ子広場の都市公園以外を含む）は、平地臨海部から丘陵部にかけての市街地に偏って分布しています。都市公園等数及び面積の推移については、やや増加しています。なお、緑道は、春木川緑道、いながわ緑道、古城川緑道等が順次、整備されていますが、全市的な緑のネットワークを形成するには至っていません。



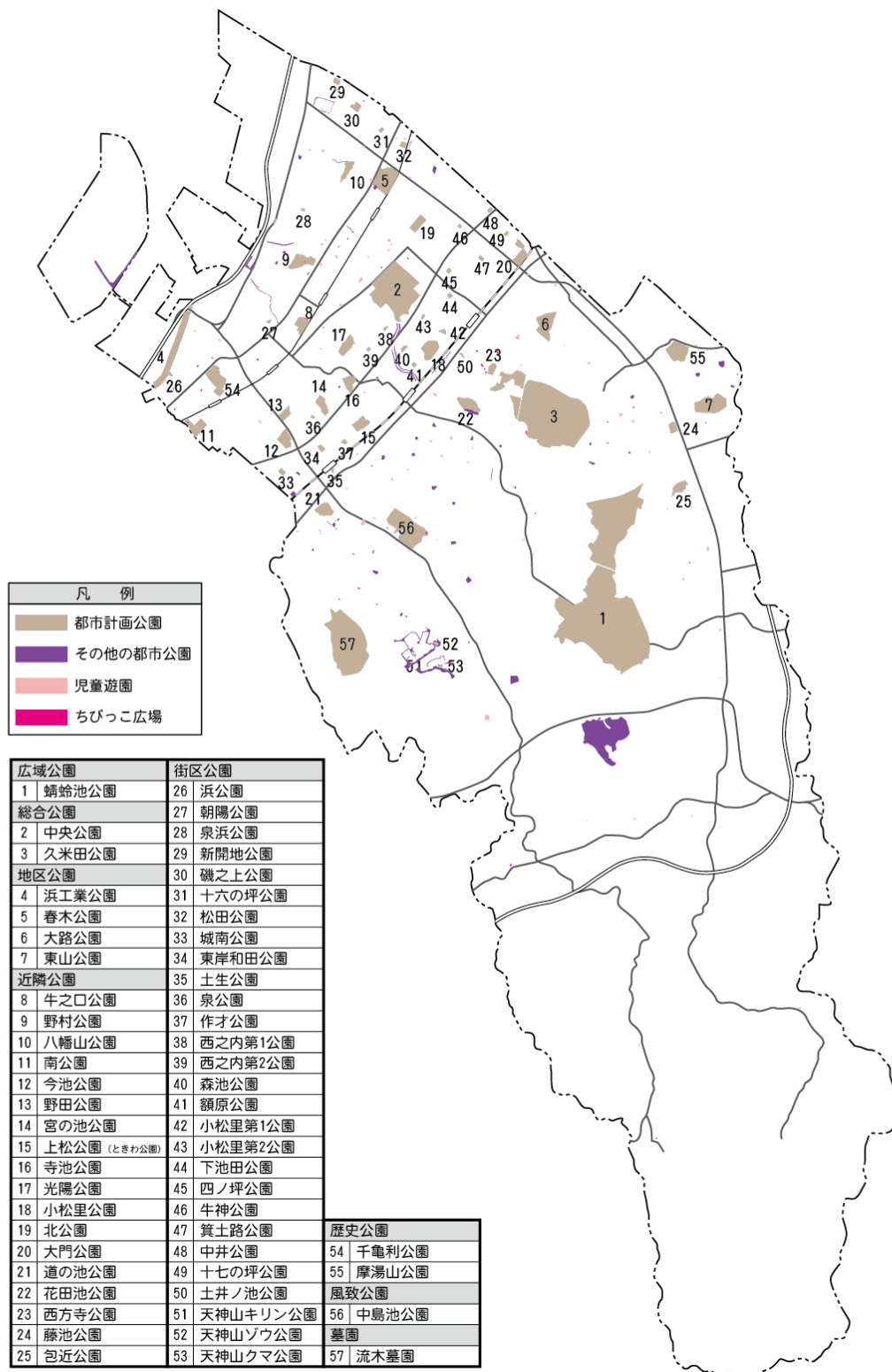
資料：水とみどり課

図3-2 都市公園等面積の割合



資料：水とみどり課

図3-3 都市公園等数及び面積の推移



資料：水とみどり課

※5、17、18、20～24、30、31、55の公園は、計画決定はされていますが、未整備の公園です。
また、これら以外の公園には、整備中の公園を含みます。

図3-4 都市公園等の分布

3 景観の特徴

①自然的景観

自然的景観は山地部、丘陵部、平地臨海部といった変化に富んだ地形を伴う多様な緑や水辺の自然的環境資源によって構成されています。

本市の代表的な自然的景観のほとんどは、緑を主体として構成されています。しかし近年、市域の緑は徐々に減少する傾向にあります。

また、水辺のうち、河川は、そのほとんどがコンクリート護岸等による人工的な景観で形成されており、景観的な配慮や親水的な配慮がなされた河川はほとんどありませんでした。ため池についても、親水的な配慮が施されていませんでした。しかし近年、景観的な配慮や親水的な配慮がなされた改良が進められています。

代表的な眺望は、和泉葛城山系や神於山の山なみ、山地部からの市域や堺、神戸方面の遠望、久米田池、岸和田城からの眺めなどです。

また、和泉葛城山、神於山、久米田池などでは、市民、事業者、行政が一体となった保全活動も活発に行われ、これらの活動が地域の自然景観を育んでいます。

②人文的景観

歴史的景観としては、歴史的建造物、史跡、古いまちなみ、民家等が平地臨海部から丘陵部、山地部にかけて数多くみられます。代表的な歴史的景観としては、旧武家屋敷町の面影を残した岸城町、伝統的様式の商家のまちなみが続く本町、西福寺を中心とした農漁村地域、土堀と門長屋に囲まれた家が建ち並ぶ春木地区、熊野街道及び紀州街道沿いの歴史的道筋景観のほか、阿間河滝、積川、福田、内畑、尾生、包近等の旧集落景観等があります。

また、歴史的景観と自然的景観が組み合わせられた場所として、神於寺を中心とした神於山周辺、紅葉の名所でもある牛滝山大威徳寺周辺、良好な樹木と雨降りの滝という緑と水が彩りを添える意賀美神社等があります。

建築景観としては、岸和田城を中心とした城周辺景観（天守閣、旧武家屋敷町、五風荘等）、丘陵部を中心に開発が進められている住宅市街地景観（天神山住宅、上松台団地、東ヶ丘住宅団地等）、南海岸和田駅前商店街及び岸和田旧港再開発地区にみられる商業施設景観があります。

また、市民、事業者によるまちなみ修景活動が本町地区などで継続的行われ、その他にも景観まちづくり協議会等による美しく魅力あるまちづくりが行われています。

4 歴史的・文化的遺産の特徴

歴史的・文化的遺産は、国、府、市指定の文化財、社寺、遺跡、天然記念物等が平地部臨海から丘陵部、山地部にかけて数多くみられます。指定文化財は、主に平地部の城周辺地区、丘陵部の久米田池周辺に集中しています。また、丘陵部から山地部にかけては、意賀美神社、山直神社、積川神社等の社叢、大威徳寺多宝塔、神於寺跡等の遺跡が分布しています。地域の歴史・文化は環境とも深く関わっています。これまでに大切に残されてきた地域の自然と歴史・文化を次の世代へ引き継いでいことが重要です。

表3-1 文化財保護法等による史跡、名勝、天然記念物の指定状況

天然記念物	国指定	和泉葛城山ブナ林
	府指定	山直大嶋邸のびやくしん
	市指定	西向寺のいぶき、奥家の棕、稲葉町薬師堂跡の榎、大沢神社の杉、積川神社の棕、円教寺の蘇鉄、意賀美神社社叢、兵主神社社叢、夜疑神社社叢、土生神社社叢、稲葉町菅原神社社叢、山直神社社叢、
史跡	国指定	摩湯山古墳
	府指定	久米田寺境内、岸和田城跡、池田王子跡
	市指定	岸和田藩薬園跡、岸和田城堀口御門跡、紀州街道本町一里塚跡、岸和田城防潮石垣跡、岸和田藩校跡、貝吹山古墳、風吹山古墳、女郎塚古墳、無名塚古墳、光明塚古墳、志阿弥法師塚古墳、神於寺跡、岸和田藩主松平康重墓（光明寺）、岡山御坊跡、大山大塚古墳（附 捕鳥部萬の墓）、義犬塚古墳、岸和田藩主岡部家累代の墓（泉光寺）、光忍上人塚古墳、小金塚古墳
史跡名勝	府指定	久米田池
名勝	国指定	岸和田城庭園（八陣の庭）
	府指定	牛滝山
	市指定	五風荘庭園
無形民俗文化財	府指定	葛城踊り
無形文化財	市指定	土生鼓踊り

出典：岸和田市ホームページ 岸和田市内の指定文化財

第4節 生活環境の現況

1 大気環境

大気汚染物質のうちで二酸化硫黄、二酸化窒素、非メタン炭化水素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについて、大阪府が岸和田中央公園局（一般環境大気測定局）及び天の川下水ポンプ場局（自動車排出ガス測定局）において常時監視を行っています。

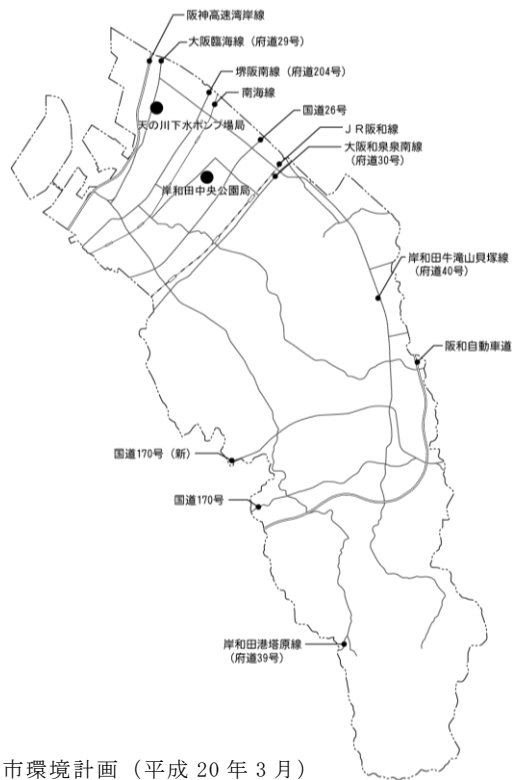
昭和48年度からの調査の結果、二酸化硫黄及び二酸化窒素については概ね環境基準を達成しています。また、非メタン炭化水素、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントについては、近年においても環境基準若しくは指針値を超過した日又は年度があります。近年の測定結果は以下の図のとおりです。

環境基準が定められている有害大気汚染物質（ベンゼン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン）については、市が調査を実施しています。

平成13年度から平成25年度までの調査の結果、平成13年度及び平成14年度にベンゼンが環境基準を超過しましたが、その後、環境基準を超過した年度はありません。

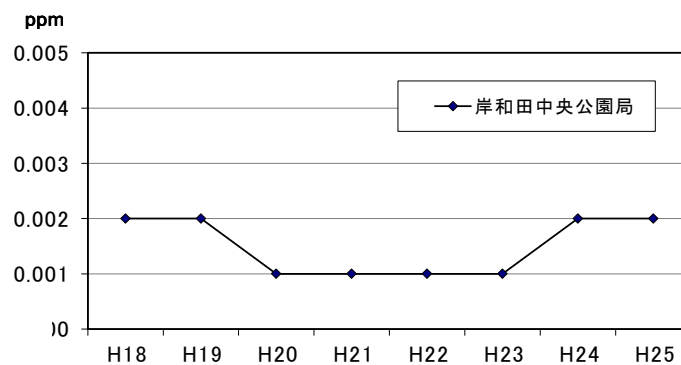
また、微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、大阪府が平成26年度より岸和田市中央公園で測定しています。平成26年度の日平均値の年間98%値（ただし、測定方法が環境省の認定基準に満たない参考値）は、29.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ です。

光化学スモッグ発令状況については、泉南地域では減少傾向となっており、平成25年度は予報が2回、注意報が0回です。大阪府全域では近年減少傾向となっていました。平成25年度は予報が13回（平成24年度は7回）、注意報が7回（平成24年度は4）と増加しています。



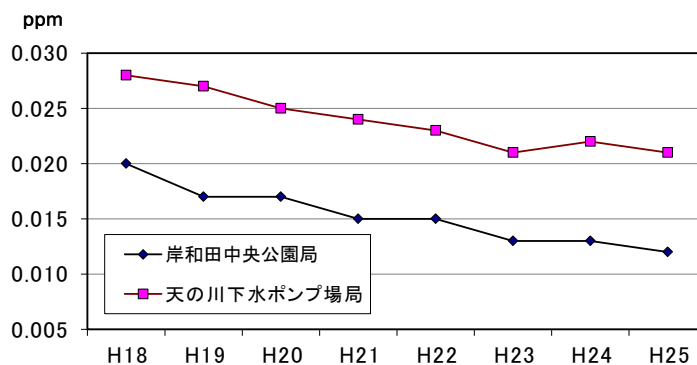
※岸和田市環境計画（平成 20 年 3 月）
を基に見直し

図4－1 大気環境の監視地点



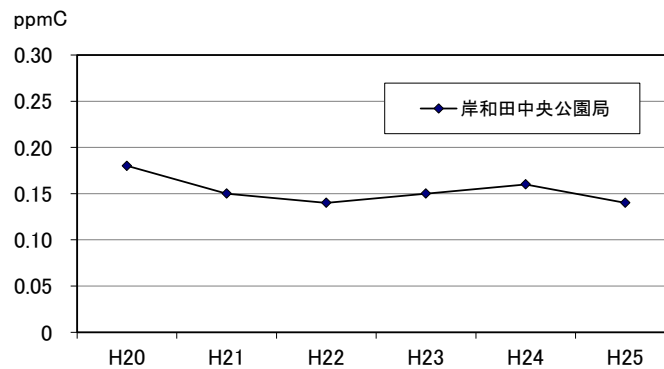
出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4－2 二酸化硫黄濃度(年平均)の推移



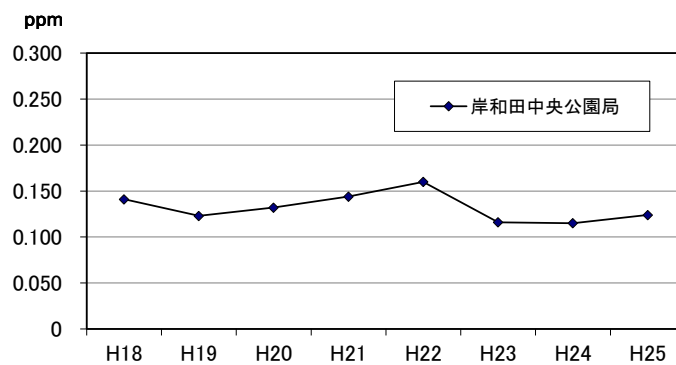
出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4－3 二酸化窒素濃度(年平均)の推移



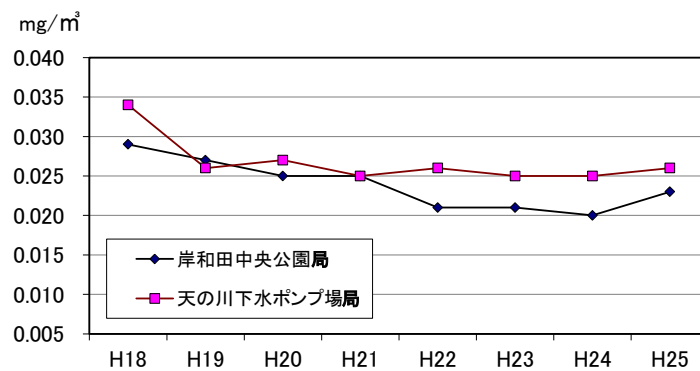
出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4-4 非メタン炭化水素濃度（年平均）の推移



出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4-5 光化学オキシダント濃度（昼間の1時間の最高値）の推移



出典：岸和田市環境白書（平成 25 年度）

図4-6 浮遊粒子状物質濃度（年平均）の推移

表4-1 光化学スモッグ発令状況

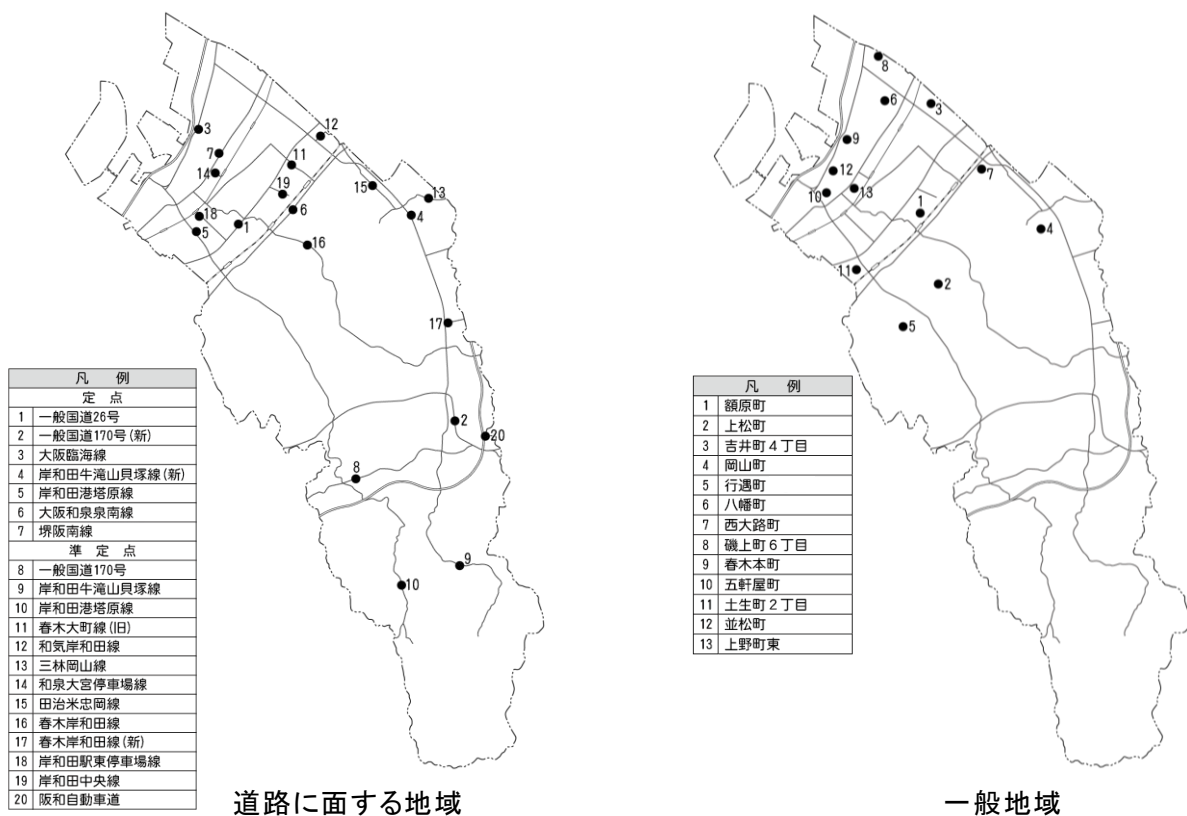
年度	泉南地域		大阪府全域	
	予 報	注意報	予 報	注意報
H18	6 回	4 回	18 回	17 回
H19	4 回	2 回	14 回	11 回
H20	3 回	2 回	8 回	7 回
H21	7 回	3 回	15 回	13 回
H22	3 回	1 回	17 回	12 回
H23	2 回	1 回	4 回	4 回
H24	2 回	0 回	7 回	4 回
H25	2 回	0 回	13 回	7 回

出典：大阪府 大気汚染常時監視のページ

2 騒音

①環境騒音

本市では、騒音規制法第18条第1項の規定に基づき道路に面する地域20地点、市域における環境騒音の実態を客観的に把握するため一般地域13地点をそれぞれ毎年測定地点を変え環境モニタリング調査し、地域の類型及び時間の区分ごとに定められた基準値への適合状況を評価しています。



出典：岸和田市環境白書（平成25年度）

図4-7 騒音の調査地点

●道路に面する地域

自動車騒音の常時監視の結果、環境基準の達成率は96.8%（12,365戸中11,974戸）でした。

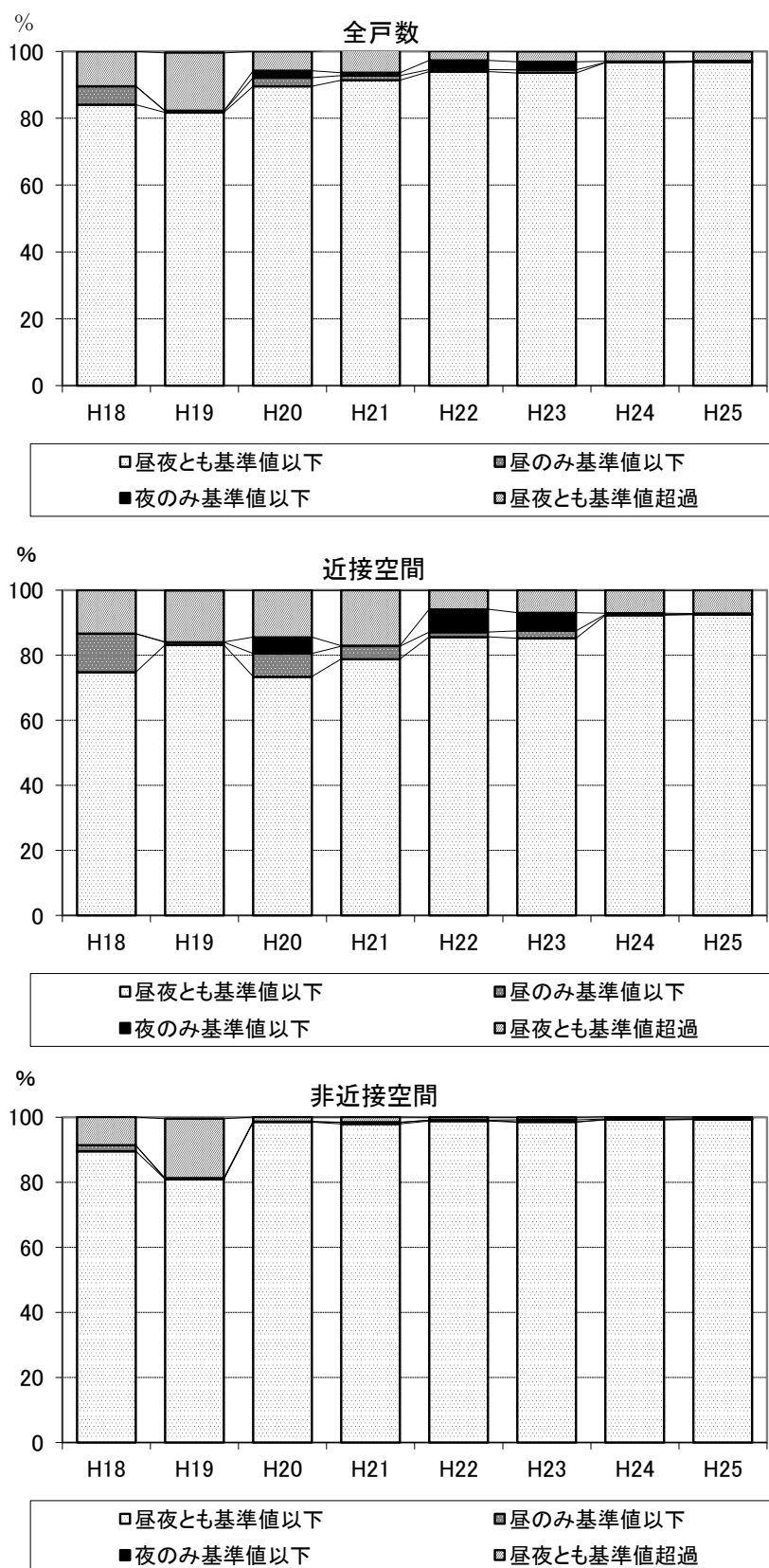


図4－8 騒音の環境基準達成状況面的評価の推移

●一般地域

すべての地点で環境基準を達成しました。

表4-2 一般地域における環境基準達成状況

(単位:デシベル)

番号	測定地点	地域 類型	昼 間			夜 間		
			環 境 基 準	測 定 結 果 LAeq	適 合 状 況	環 境 基 準	測 定 結 果 LAeq	適 合 状 況
①	額原町	A	55	45	○	45	40	○
②	上松町	A	55	44	○	45	35	○
④	岡山町	B	55	46	○	45	39	○
⑤	行遇町	B	55	43	○	45	36	○
⑦	西大路町	C	60	48	○	50	42	○

(測定日:平成26年1月22日～1月23日)

出典:岸和田市環境白書(平成25年度)

②航空機騒音

本市では、関西国際空港が開港された平成6年度から航空機騒音の調査を行っています。

平成6年度から平成25年度まで、調査を実施した結果、環境基準を超過した年度はありません。

3 水環境

①公共用水域（河川）

本市では、水質汚濁防止法第 15 条の規定により、市内の公共用水域の水質汚濁状況を 7 河川 11 地点で監視しています。各測定地点における、人の健康の保護に関する項目、生活環境の保全に関する項目については以下のとおりです。

- ・ 人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）

カドミウム、鉛、六価クロムなど 27 項目

- ・ 生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）

水素イオン濃度（pH）、溶存酸素量（DO）、生物化学的酸素要求量（BOD）、化学的酸素要求量（COD）、浮遊物質（SS）、大腸菌群数、全窒素（T-N）、全リン（T-P）の 8 項目

平成 25 年度の調査結果では、健康項目は、11 地点の全ての地点で全項目について環境基準を達成しました。しかし、生活環境項目については、津田川中流で pH の環境基準が未達成、牛滝川で大腸菌群数が未達成でした。

また、各測定地点の BOD の推移については、横ばい又は減少で推移しています。

表4-3 BODの環境基準達成状況

河 川	地点 番号	測定 地点	類 型	環境基準 (BOD基準値)	測定結果 75%値	測定結果 平均値	m/n	適否
牛滝川	①	松瀬橋	B	3mg/L 以下	1.1	1.2	0/4	○
	②	山直中橋			1.8	2.0	0/4	○
	③	高橋			2.2	1.8	0/12	○
轟川	④	陽代橋	—	—	2.5	2.5	—	—
春木川	⑤	上轟橋	D	8mg/L 以下	2.7	2.5	0/4	○
	⑥	春木橋			4.9	4.2	0/12	○
津田川	⑦	諸井堰	E	10mg/L 以下	1.5	1.3	0/4	○
	⑧	虎橋			3.1	2.9	0/4	○
小湊川	⑨	小湊橋	—	—	1.9	1.7	—	—
新天ノ川	⑩	天川橋	—	—	2.3	2.2	—	—
古城川	⑪	上町橋	—	—	5.2	5.5	—	—

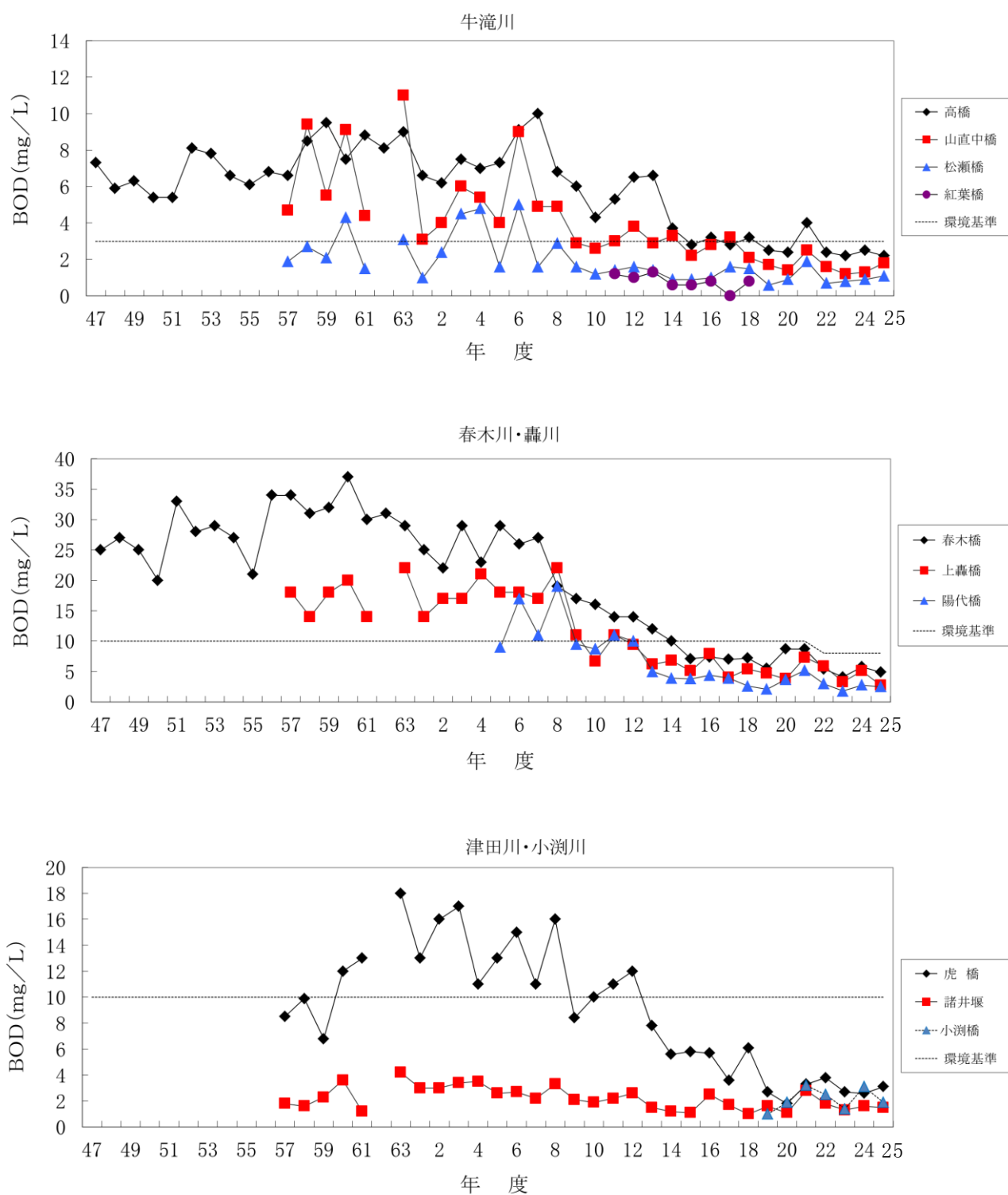
注1) 75%値：年間の測定値を低い順に並べたとき75%の位置にくる値のこと。

2) m/n：基準値超過検体数／総検体数

3) 適否：BODの環境基準評価方法はm/nの値が25%以下を適合とする。

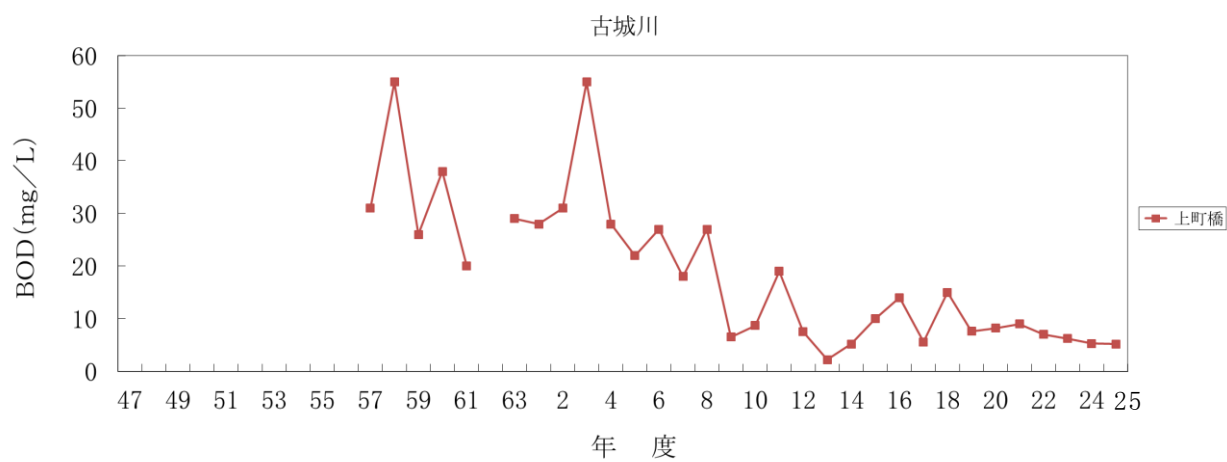
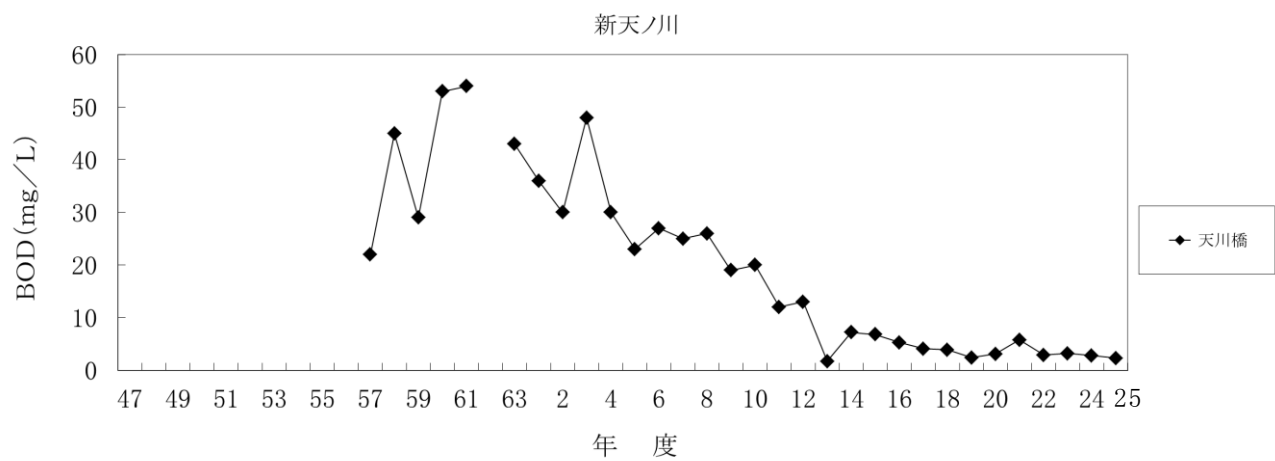
※測定地点は大阪府の基準点を示す。

出典：岸和田市環境白書（平成25年度）



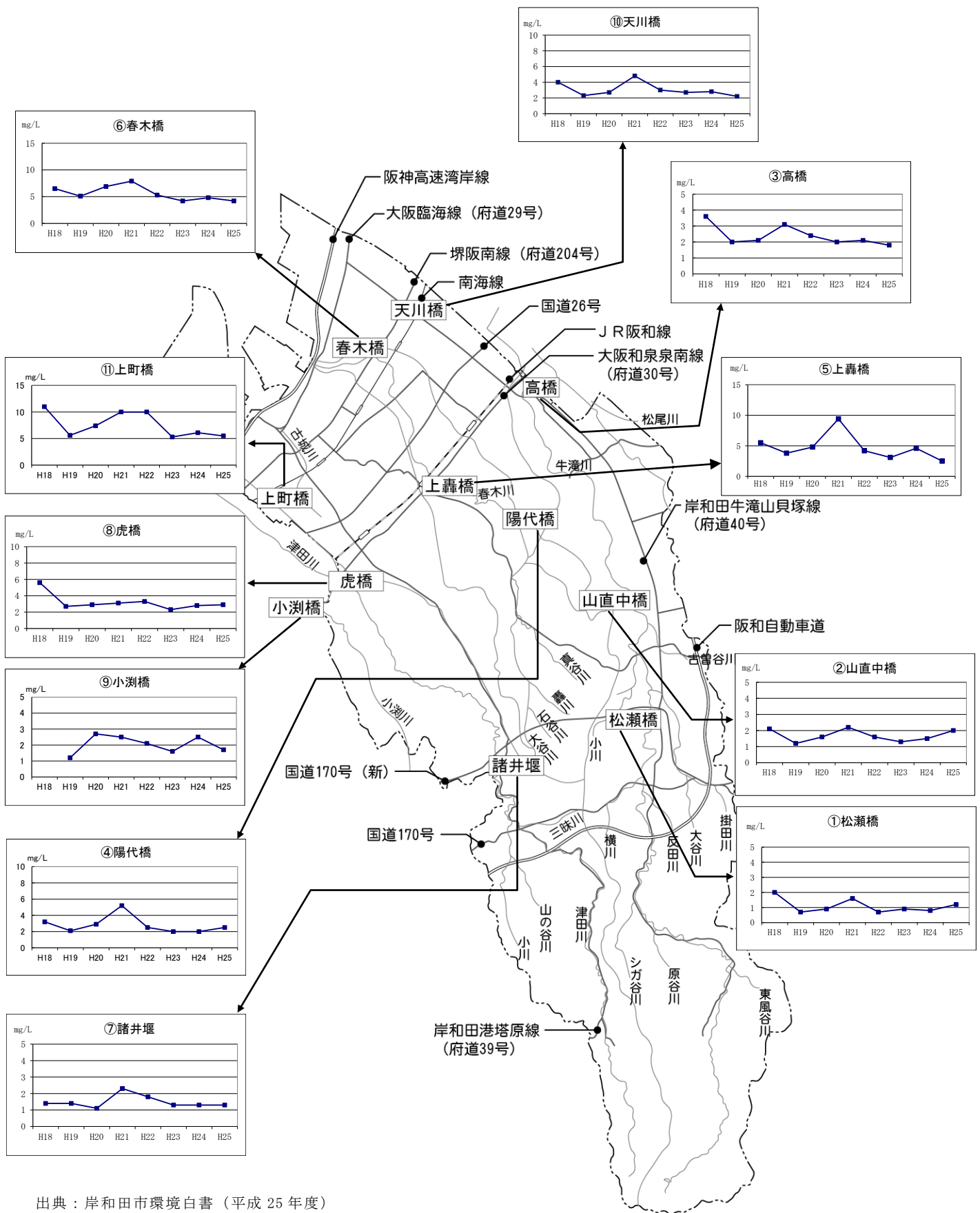
出典：岸和田市環境白書

図4-9 河川BOD(75%値)の推移(その1)



出典：岸和田市環境白書

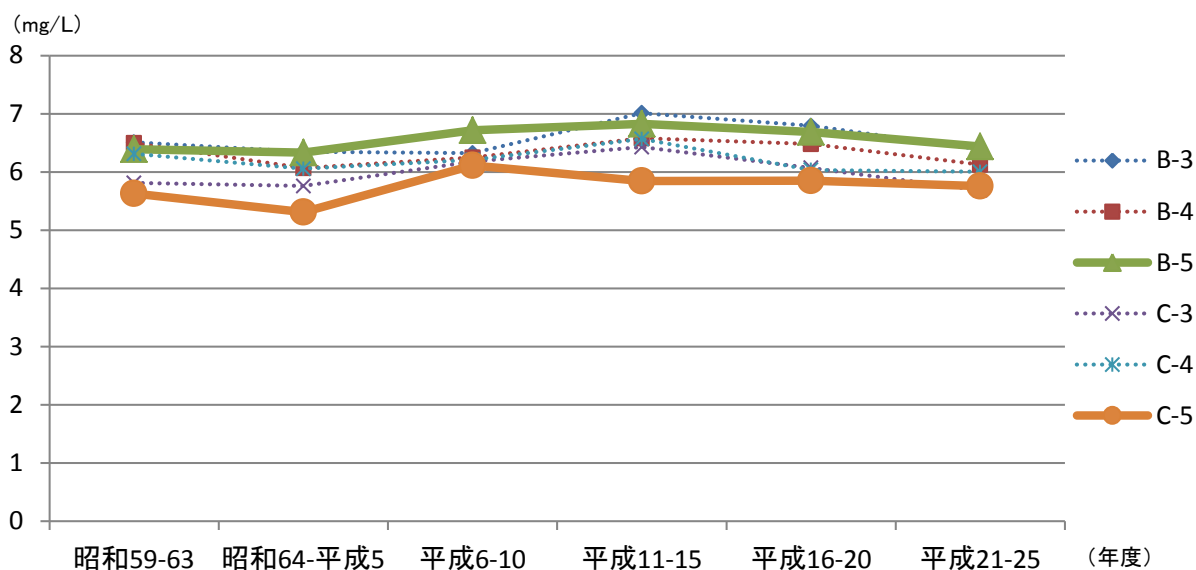
図4－10 河川BOD(75%値)の推移(その2)



②公共用水域（大阪湾）

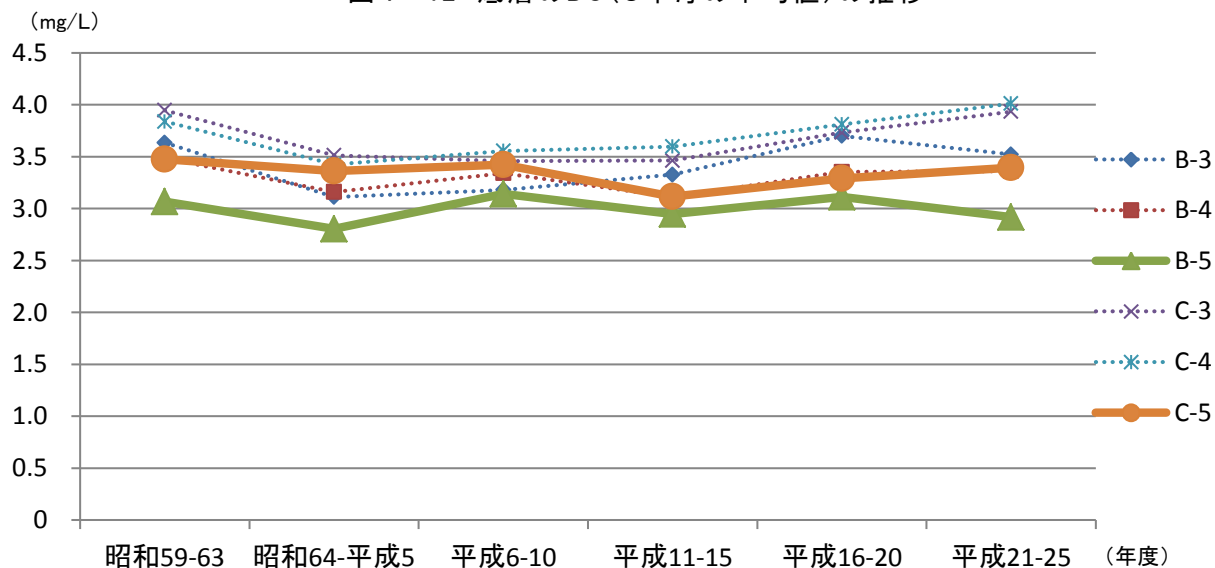
大阪府では、水質汚濁防止法第15条の規定により、大阪府域の公共用水域の水質を常時監視しています。海域については、水質測定地点として大阪湾海域22地点、底質測定地点として15地点で監視しています。

岸和田市周辺の観測結果（B-5、C-5）は、底層のDOについては、他の観測地点同様にほぼ横ばい、表層のCODは他の観測地点よりやや低い値でほぼ横ばいで推移しています。



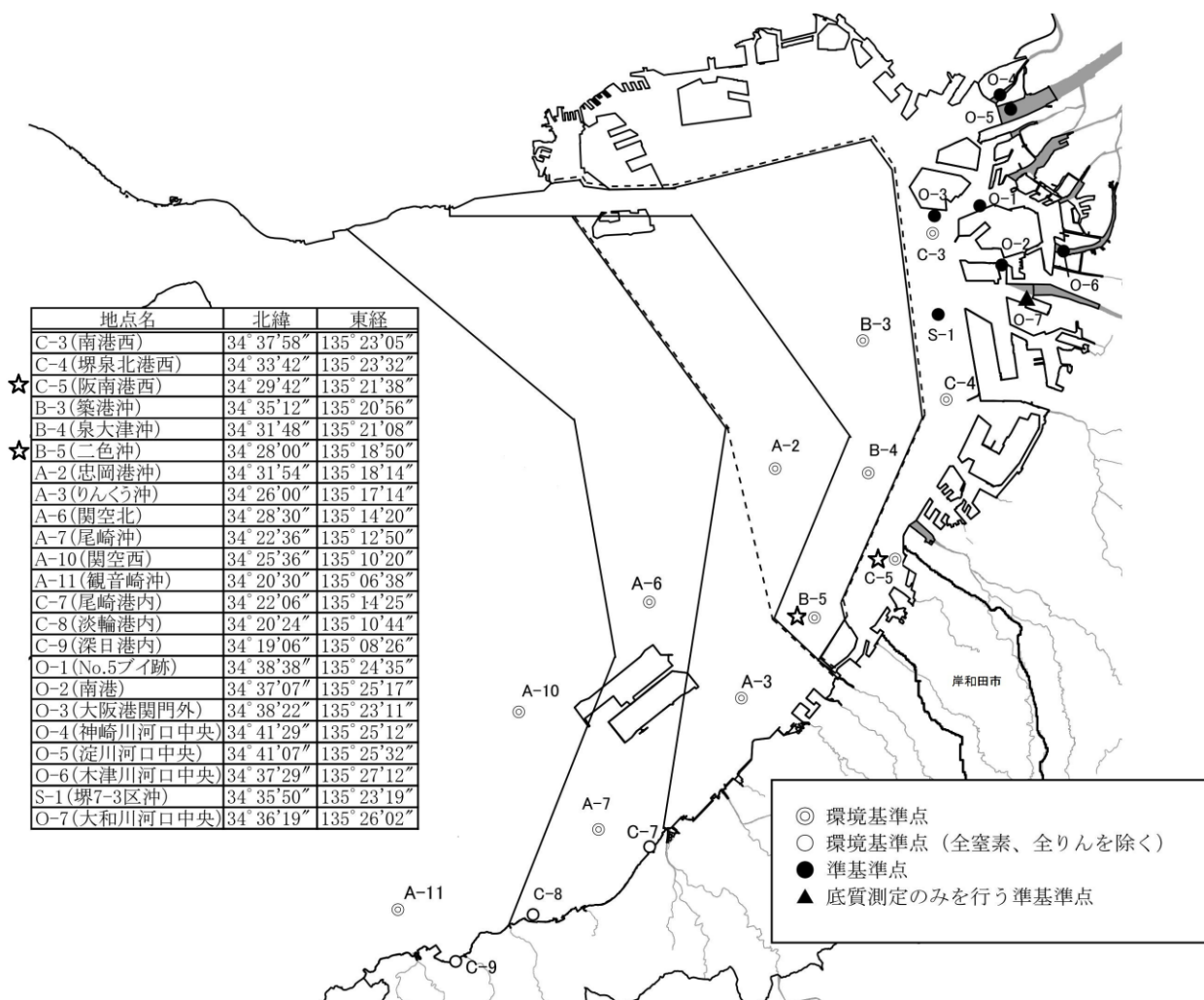
※大阪府公共用水等環境データベースより作成

図4-12 底層のDO(5年毎の平均値)の推移



※大阪府公共用水等環境データベースより作成

図4-13 表層のCOD(5年毎の平均値)の推移



出典：大阪府域河川等水質調査結果報告書（平成25年度）

図4-14 大阪湾水域の水質・底質測定地点図

③地下水

本市では、水質汚濁防止法第15条の規定により、市内の地下水の水質汚濁状況を監視しています。地下水の調査は、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査の3種類があり、各調査の目的は次のとおりです。

●概況調査

市域の全体的な地下水質の概況を把握するため、市域をメッシュに分割して、毎年3ヶ所程度、調査しています。

●汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに地下水汚染が発見された場合や土壌汚染調査により土壌汚染が発見された場合、その汚染範囲を確定するために実施する調査です。

●継続監視調査

これまでの調査で汚染が確認された地点を継続的に監視するため、汚染状況の動向を調査しています。

表4-4 各測定地点の状況

地区名	調査井戸数	調査項目	状況
①西大路町地区	1	VOC 6 項目※	平成14年度以降、環境基準を達成している。
②岸城町地区	2	VOC 6 項目、 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については平成14年度以降、環境基準を達成している。 1,2-ジクロロエチレンについては平成14年度以降、超過している年度があり、平成25年度についても環境基準を超過した。
③尾生町地区	1	総水銀、 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	平成14年度以降、環境基準を達成している。
④田治米町地区	1	VOC 6 項目	トリクロロエチレンについては平成14年度から平成22年度までは環境基準を達成したが、平成23年度以降、環境基準を超過している。
⑤並松町地区	1	全シアン、鉛、 砒素、ふっ素	平成19年度以降、環境基準を達成している。
⑥八幡町地区	2	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	平成18年度以降、超過している年度があり、平成25年度についても環境基準を超過した。
⑦塔原町地区	1	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	平成20年度以降、超過している年度があり、平成25年度についても環境基準を超過した。
⑧稲葉町地区	1	鉛	平成22年度以降、環境基準を達成している。

※VOC（揮発性有機化合物）6項目：トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びこれらの分解生成物質である1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン及び塩化ビニルモノマーを加えたもの。

出典：岸和田市環境白書（平成25年度）

4 ダイオキシン類

ダイオキシン類は、健康への影響の未然防止の観点から対策が必要な環境汚染物質です。本市及び大阪府は、市内の一般環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するための調査を行っています。

平成 25 年度は、全ての地点において環境基準を達成しています。ダイオキシン類の常時監視を開始した平成 12 年度からの推移をみると、大気中の濃度は改善しています。また、河川水質・底質の濃度はほぼ横ばい傾向です。土壌は毎年地点を変えて調査を行っています。

表 4-5 ダイオキシン類の調査結果

項 目	調査地点	環境基準	調査結果	環境基準 達成状況
環境大気	大北下水ポンプ場	0.6pg-TEQ/m ³	0.061	○
	岸和田市中央公園		0.017	○
河川水質	牛滝川高橋	1pg-TEQ/L	0.12	○
	小湊川小湊橋		0.09	○
	春木川春木橋		0.41	○
河川底質	牛滝川高橋	150pg-TEQ/g	0.74	○
	小湊川小湊橋		1.6	○
	春木川春木橋		0.21	○
土 壌	東ヶ丘第3公園	1,000pg-TEQ/g	3.7	○

注 1) pg (ピコグラム) : 1 兆分の 1 グラム

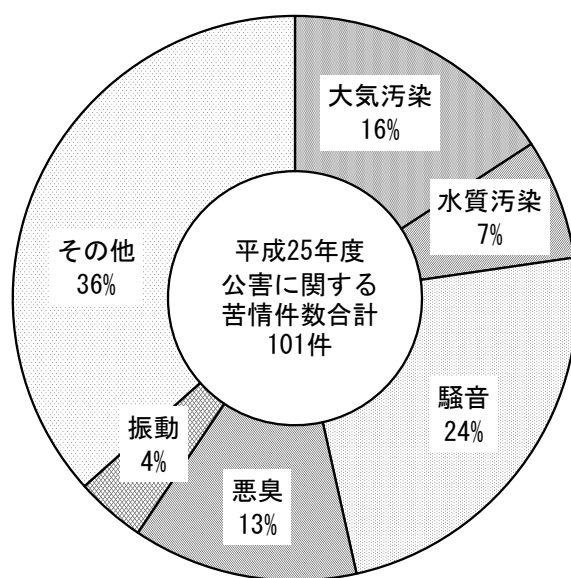
2) TEQ : 毒性等量のこと。ダイオキシン類の量をダイオキシン類の中で最強の毒性を有する 2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの量に換算した量として表していることを示します。

出典 : 岸和田市環境白書 (平成 25 年度)

5 公害に関する苦情受付件数

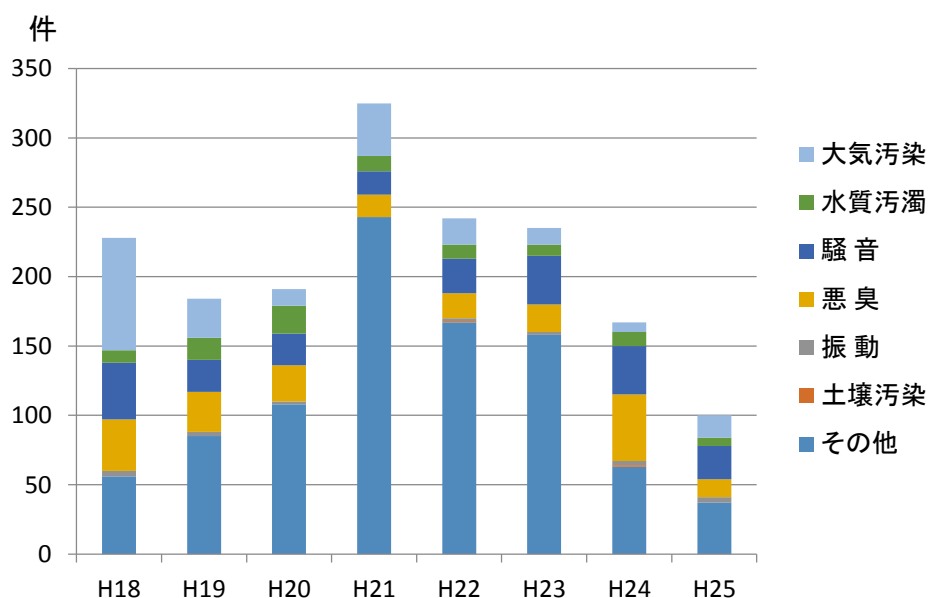
近年の苦情は、典型 7 公害（大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下）に限らず、雑草、不法投棄等、広範囲に及んでいます。また、被害内容としては、健康に影響を及ぼすよりも、感覚的・心理的な苦情が多くなる傾向にあります。

苦情件数の受付件数と推移は以下のとおりです。



出典：岸和田市環境白書（平成25年度）

図4－15 苦情受付件数の状況（平成25年度）



出典：岸和田市環境白書（平成 18 年度～25 年度）

図 4－16 苦情受付件数の推移

第5節 地球環境の現況

1 エネルギー

本市で消費されているエネルギー量、二酸化炭素排出量を産業、民生、運輸、廃棄物の部門別に推計しました。

①エネルギー消費量

平成25年度におけるエネルギー消費量は、各部門合計で22,275TJでした。部門別では、産業部門が約47%、民生部門が約41%、運輸部門が約12%、廃棄物部門が約1%となっています。平成2年度の消費量と比較すると、すべての部門で増加しています。

表5-1 エネルギー消費量

部 門		平成2年度		平成 25 年度	
		エネルギー 消費量 (TJ)	エネルギー 消費割合 (%)	エネルギー 消費量 (TJ)	エネルギー 消費割合 (%)
産業部門		6,992	40.9	10,351	46.5
民生部門		7,404	43.3	9,126	41.0
	家庭系	(4,458)	(26.1)	(4,996)	(22.4)
	業務系	(2,946)	(17.2)	(4,130)	(18.5)
運輸部門		2,577	15.1	2,676	12.0
廃棄物部門		112	0.7	122	0.5
合 計		17,084	100.0	22,275	100.0

注) 四捨五入の関係で、個々の数値の和と合計は必ずしも一致しません。

資料：環境保全課

②二酸化炭素排出量

二酸化炭素排出量は、エネルギー消費量に二酸化炭素排出係数を乗じて推計しました。

平成25年度における二酸化炭素排出量は約1,257千t-CO₂でした。部門別では、産業部門が約43%、民生部門が約39%、運輸部門が約16%、廃棄物部門が約2%となっています。平成2年度の排出量と比較すると、運輸部門のみ減少し、それ以外の部門では増加しています。

表5－2 二酸化炭素排出量

部 門		平成2年度		平成 25 年度		
		二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	二酸化炭素 排出割合 (%)	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	二酸化炭素 排出割合 (%)	
産業部門		385,024	36.5	545,881	43.4	
民生部門		438,164	41.5	489,945	39.0	
		家庭系	(181,610)	(17.2)	(262,888)	(20.9)
		業務系	(256,554)	(24.3)	(227,057)	(18.1)
運輸部門		211,977	20.1	197,107	15.7	
廃棄物部門		19,778	1.9	23,650	1.9	
合 計		1,054,943	100.0	1,256,583	100.0	

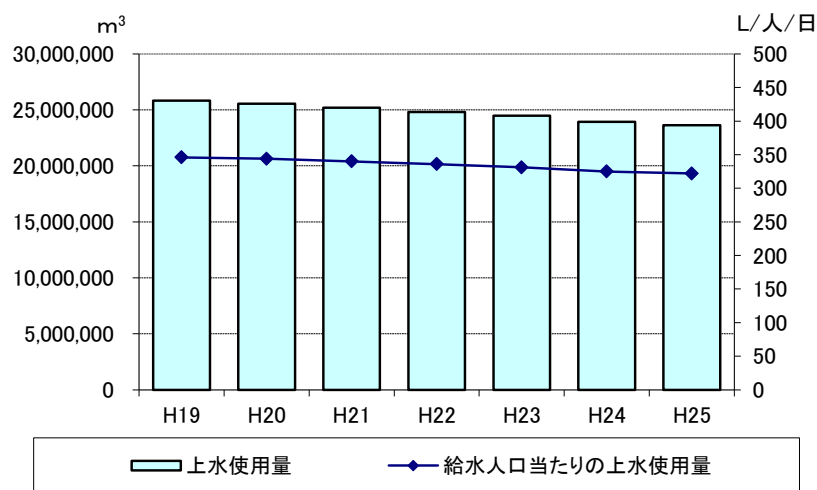
注) 四捨五入の関係で、個々の数値の和と合計は必ずしも一致しません。

資料：環境保全課

2 上水道

本市の上水道は、府営水道の配水と、流木浄水場で汲み上げた地下水を、水道水として供給しています。上水道の普及率は平成11年度から100%となっています。

使用量は平成25年度で23,626千 m^3 となっており、近年は減少しています。



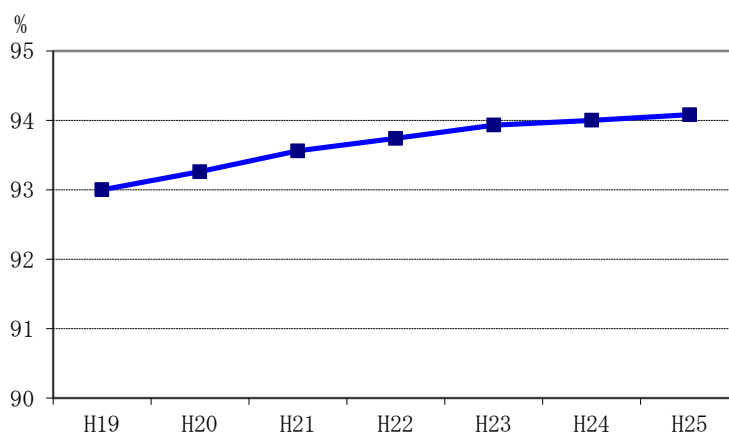
出典：上水道事業年報

図5－1 上水使用量の推移

3 生活排水

市内で発生する汚水は、公共下水道、農業集落排水処理施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽で処理されています。

平成25年度末時点で、市内の汚水処理人口は約189千人、汚水処理人口普及率は約94%と、全国平均の89%に比べて高い普及率となっています。



資料：上下水道局下水道整備課

図5－2 汚水処理人口普及率

4 一般廃棄物

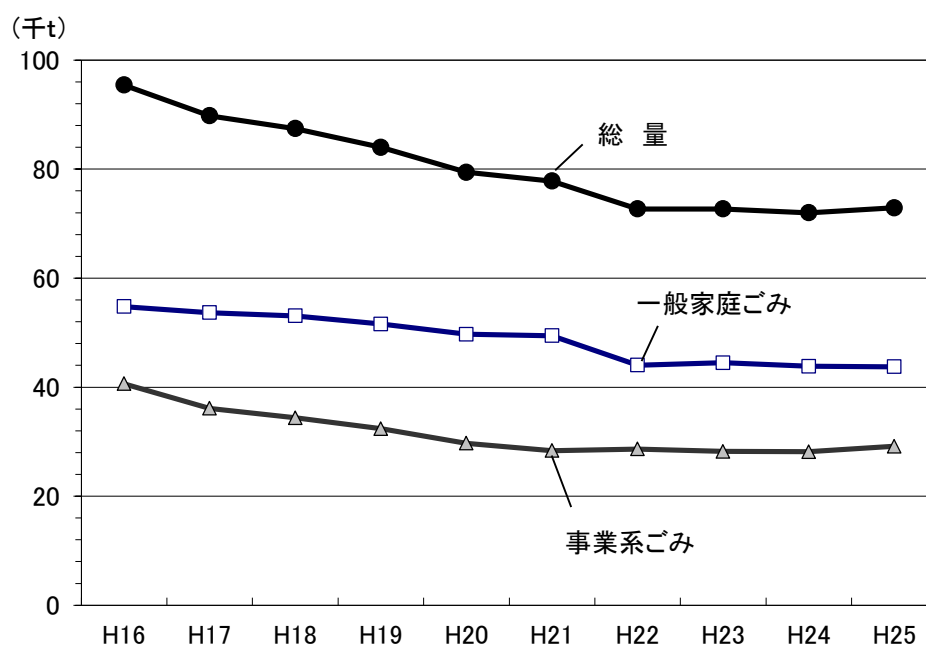
本市の一般廃棄物のうち、一般家庭ごみは、普通ごみ、プラスチック製容器包装、空きビン・空きカン・ペットボトル、粗大ごみの収集区分で収集しており、本市と貝塚市で組織する一部事務組合の清掃工場で処理を行っています。

平成 14 年 7 月に一般家庭普通ごみの一部と粗大ごみの収集運搬を有料とし、平成 22 年 4 月には一般家庭普通ごみ全部の収集運搬を有料とし、ごみの減量、分別を推進しています。

埋立ごみ、廃食用油については町会、自治会等で拠点回収を実施しています。一方、事業系ごみは許可業者収集と直接搬入で清掃工場に搬入され、処理されています。

本市の一般廃棄物排出量は、平成 12 年度まで増加を続けていましたが、それ以降は減少しています。

平成 25 年度の一般廃棄物排出量の合計（一般家庭ごみ排出量に事業系ごみ排出量を加えたもの）は、約 7 万 t、市民 1 人 1 日当たりに換算すると 993 g となっています。



注) 一般家庭ごみとは普通ごみ、プラスチック製容器包装、空きビン・空きカン・ペットボトル、粗大ごみ等です。

出典：岸和田市廃棄物統計書（平成16年度～平成25年度）

図5-3 一般廃棄物排出量の推移

第6節 環境保全活動の現況

市民、事業者及び行政が岸和田市環境計画に掲げるパートナーとして、相互をネットワークで結び、協働することで、活動の広がりと充実を図ることを目指した「きしわだ環境市民会議」が平成17年から活動を開始しています。

「きしわだ環境市民会議」をはじめ、個人、団体、事業者など多様な主体が、山、川、池、海など自然度の高い場所から市街地の公園、道路など人工的な場所に至るまで、それぞれの場所で、ボランティアによる活動を展開しています。

和泉葛城山における天然記念物ブナの保護増殖、神於山における里地里山の再生、ため池、河川、水路、港湾、公園、道路などにおける美化活動、場所毎の生物調査などの取組が行われています。また、これらの活動には、地域の児童・生徒が多く参加しており、環境学習の場ともなっています。

一方で、行政はボランティア活動を支援するとともに、イベント、講座、街頭宣伝を始めとした啓発活動を通じて、環境意識の向上に努めています。

このように、市民、事業者、行政が連携して環境保全に取り組むことで、担い手の育成や良好な環境の維持、形成につながっています。

第2章 岸和田市環境計画改定の経過

第1節 岸和田市環境審議会の開催状況

環境審議会での審議・検討経過

	日時	審議内容
平成26年度 第2回	2月20日（金） 15：00～	◇岸和田市の環境施策について ◇岸和田市環境保全条例の一部改正について ◇岸和田市環境計画改定について
平成27年度 第1回	7月30日（木） 14：00～	◇岸和田市環境計画改定について ◇岸和田市環境計画に基づく汚水に係る規制基準（排出基準）に係る項目の許容限度の見直しについて
平成27年度 第2回	10月30日（金） 14：00～	◇岸和田市環境計画改定について
平成27年度 第3回	3月23日（水） 14：00～	◇岸和田市環境計画改定について

第2節 岸和田市環境審議会規則

平成25年3月29日規則第37号

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市附属機関条例（平成15年条例第1号）第4条の規定に基づき、岸和田市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他の必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する者をもって充てる。

- (1) 学識経験者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 公募した市民

(任期)

第3条 審議会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 審議会の委員が任期の途中で交代した場合又は委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、審議会の委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した審議会の委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 審議会に生物多様性地域戦略部会（以下「戦略部会」という。）を置く。

2 戦略部会は、岸和田市環境計画及び生物多様性基本法（平成20年法律第58号）に基づく生物多様性地域戦略の調査審議を担当する。

3 戦略部会の委員は、審議会の委員2名及び市長が委嘱する臨時委員1名をもって充てる。

4 第3条第1項の規定にかかわらず、臨時委員の任期は、市長が別に定める。

5 部会に部会長を置き、会長が指名する者をもって充てる。

6 部会長は、部会の会務を掌握し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めるものとする。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、環境部環境保全課に置く。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が選出されていない場合にあっては、市長が会議を招集する。
(岸和田市環境保全条例施行規則の一部改正)
- 3 岸和田市環境保全条例施行規則（平成15年規則第36号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

第3節 岸和田市環境審議会委員名簿

氏 名	所属・資格等	就任期間
いけだ たいち 池田 太一	市民公募委員	平成 25 年 4 月 26 日 ） 平成 27 年 4 月 25 日
いしだ しげる 石田 茂	春木漁業協同組合 代表理事組合長	
いずはら かずや 泉原 一弥	市民公募委員	
おおや ひでき 大家 秀樹	市民公募委員	
おもて ようこ 表 葉子	連合大阪泉州地区協議会	
かわせ まやな 川瀬 まやな	塩路法律事務所 弁護士	
さく ま だいすけ 佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館 植物研究室 主任学芸員	
さと う けんじ 佐藤 健二	(一財) 関西環境管理技術センター 参与	
たかはら ひかる 高原 光	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	
○ たけなか のりみち 竹中 規訓	大阪府立大学大学院 工学研究科 教授	
たにぐち としのぶ 谷口 敏信	いずみの農業協同組合 代表理事専務	
つねみち たくひこ 常道 拓彦	(有) ボアール学院 環境都市工学準学士	
にしおか かずふさ 西岡 数房	岸和田商工会議所 企画業務部長	
はら ゆうじ 原 祐二	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 准教授	
まつい たかのり 松井 孝典	大阪大学大学院 工学研究科 助教	
やまだ き み え 山田 紀美枝	岸和田地区労働組合協議会 事務局次長	
◎ よしだ のぼる 吉田 登	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 教授	
よしの みさお 吉野 操	岸和田市消費生活研究会 会長	
ひる ま こういち 昼馬 光一	さしわだ環境市民会議	平成 26 年 7 月 10 日 ）
よこた すすむ 横田 進	岸和田市町会連合会	平成 27 年 4 月 25 日

◎：会長、○：副会長

(敬称略)

氏 名	所属・資格等	就任期間
おおや ひでき 大家 秀樹	市民公募委員	平成 27 年 7 月 30 日 〃 平成 29 年 7 月 29 日 （予定）
おもて ようこ 表 葉子	連合大阪泉州地区協議会 幹事	
かわせ まやな 川瀬 まやな	塩路法律事務所 弁護士	
さく ま だいすけ 佐久間 大輔	大阪市立自然史博物館 植物研究室 主任学芸員	
さとう けんじ 佐藤 健二	（一財）関西環境管理技術センター 参与	
すずき きょうこ 鈴木 教子	市民公募委員	
たかはら ひかる 高原 光	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科 教授	
○ たけなか のりみち 竹中 規訓	大阪府立大学大学院 工学研究科 教授	
たにぐち としのぶ 谷口 敏信	いずみの農業協同組合 代表理事専務	
ながの かつゆき 永野 勝之	岸和田市漁業協同組合 代表理事組合長	
にしおか かずふさ 西岡 数房	岸和田商工会議所 理事	
のがみ たづこ 野上 多津子	岸和田女性会議 代表世話人	
はら ゆうじ 原 祐二	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 准教授	
ひるま こういち 昼馬 光一	きしわだ環境市民会議	
まつい たかのり 松井 孝典	大阪大学大学院 工学研究科 助教	
やまだ きみえ 山田 紀美枝	岸和田地区労働組合協議会 事務局次長	
よこた すずむ 横田 進	岸和田市町会連合会	
◎ よしだ のぼる 吉田 登	和歌山大学 システム工学部 環境システム学科 教授	
よしの みさお 吉野 操	岸和田市消費生活研究会 会長	
よしむら まさこ 吉村 正子	特定非営利活動法人 神於山保全くらぶ	

◎：会長、○：副会長

（敬称略）

第4節 市民・事業者による参画状況

市民意見等の反映に向けた経過

項目	日時	内容
環境意識調査（市民）	平成26年11月27日～ 12月22日	市内に住む15歳以上の男女個人で住民基本台帳から無作為抽出された2,000人
環境意識調査（事業者）	平成26年11月27日～ 12月22日	岸和田商工会議所のホームページに掲載されている名簿から無作為抽出した事業所1,000箇所
第1回 市民ワークショップ	平成27年6月27日（土） 14：00～	・趣旨説明 ・岸和田市の環境の概要 ・自己紹介形式ワークショップ
第2回 市民ワークショップ	平成27年7月25日（土） 14：00～	・未来の岸和田の環境のイメージについて ・イメージの実現に向けた行動・実践の提案
第3回 市民ワークショップ	平成27年8月22日（土） 14：00～	・市民の力で明日から出来る環境に配慮した行動・実践を盛り上げる方法について ・班のまとめを発表
パブリックコメント	平成28年1月7日～ 2月8日	・岸和田市環境計画（案）について

第3章 岸和田市環境審議会 答申

岸 環 審 第 6 号
平成28年3月23日

岸和田市長 信貴 芳則 様

岸和田市環境審議会
会 長 吉 田 登



岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について（答申）

平成27年2月20日付け岸環保第436号により岸和田市環境審議会に対してなされた「岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について（諮問）」については、別添のとおり答申する。

岸和田市環境保全条例に基づく
環境計画の策定について

(答申)

平成28年3月

岸和田市環境審議会

目 次

1. はじめに	1
2. 検討結果	2
(1) 各主体による取組の促進	2
(2) 他の計画や施策との連携	2
(3) 特徴的取組の推進	2

1. はじめに

岸和田市環境保全条例第6条の規定により、「市は、環境の保全等に取り組むため環境計画を策定」し、「環境施策を総合的かつ計画的に推進する」とこととされている。

市は、平成10年3月に環境計画を策定した後、平成20年3月に計画の重点的取組について見直しを行った。

その後、平成23年3月に「岸和田市まちづくりビジョン（第4次岸和田市総合計画）」及び府の「大阪21世紀の新環境総合計画」、平成24年4月に国の「第4次環境基本計画」が策定され、途上国、新興国の人口増や開発に伴う消費増大による環境への影響が地球規模の課題となる中、社会経済活動においても資源保護や環境保全を念頭に置いた取組が強く求められるようになった。

これを受けて、市長は、環境計画を策定するため、平成27年2月20日付けで審議会に対し、「岸和田市環境保全条例に基づく環境計画の策定について」諮問を行った。

審議会では、市が行ったアンケート調査、市民ワークショップ、関係機関へのヒアリング、行政内部の会議での検討内容等について審議を重ね、審議会委員やパブリックコメントに応じた市民の意見を踏まえ計画案をとりまとめた。

審議の結果、当該計画案のとおりとすることが適当との結論を得たので、ここに答申するものである。

2. 検討結果

審議会での審議を経て、別添「岸和田市環境計画（案）」をとりまとめた。本計画が実のあるものとなるように以下の点に留意して推進されたい。

（１）各主体による取組の促進

多様化・複雑化する環境問題に対して、行政活動だけで解決を図ることは困難である。市民・事業者・行政がそれぞれの役割と責務を認識し、主体的に行動することが必要である。

各主体の行動計画として本計画を機能させ、取組を促進することを求める。

（２）他の計画や施策との連携

本計画は、環境に関する総合的な計画として、関連する計画、施策の実施において環境への配慮を求めるものである。

時代とともに移り変わる環境問題に的確に対応できるよう、必要な時期に計画を見直し、その内容が総合計画及び関連する計画、施策に反映できるよう連携を図ることを求める。

（３）特徴的取組の推進

本計画では、市民・事業者・行政が協働で取り組むべきテーマを特徴的取組として位置づけた。

各主体が積極的に参加できる取組とするため、情報を共有するとともに、企画立案において各主体の意見が反映されるよう努めることを求める。

